



《改訂》
高槻市男女共同参画計画

平成30(2018)年3月

高 槻 市



はじめに



人口減少社会の到来やライフスタイルの多様化など、時代は大きな変革期を迎えています。

本市においても、次世代に希望ある未来を引き継ぐまちづくりを進めるためには、性別にかかわらず、全ての個人がその人権を尊重しつつ、ともに責任を分かち合い、個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を実現することが重要となります。

「高槻市男女共同参画計画」等に基づき、本市では、男女共同参画社会の実現に向けた様々な施策を総合的に進めてきました。

この間、行政のみならず、社会の様々な取組に男女共同参画の観点が盛り込まれるようになり、市民意識の醸成も図られてきましたが、一方で、依然として社会には、固定的な性別役割分担意識、DV、意思決定過程への女性の参画など、解決すべき多くの課題が残されています。

計画の中間年度にあたる本年度、これまでの取組の進捗状況や「女性の活躍」を推進する国の動向、社会状況の変化に伴う今日的な課題等の解決を図るため、男女共同参画審議会の答申を踏まえ、計画の一部改訂を行いました。

改訂にあたっては、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図る「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく市町村推進計画を含む内容としています。男女が共に仕事と生活を両立できる暮らしやすい社会の実現のため、あらゆる分野における女性の活躍を推進することなど、本計画に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた取組をさらに進めてまいります。

市民の皆様や関係各位におかれましては、より一層のご理解とご協力をお願いいたします。

本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました高槻市男女共同参画審議会委員の皆様をはじめ、市民意識調査やパブリックコメントなどを通じて貴重なご意見をお寄せいただきました市民の皆様に心よりお礼申し上げます。

平成 30(2018)年 3 月

高槻市長 濱田 剛史

目次

第1部 計画の考え方

第1章 計画の性格	1
1 計画中間見直しの趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の構成	6
4 計画の期間	6
第2章 計画の基本理念と基本的視点	7
1 計画の基本理念	7
2 計画の基本的視点	8
第3章 計画策定の背景	10
1 世界の動き	10
2 国の動き	11
3 府の動き	13
4 高槻市の取組	13
5 男女共同参画に関する高槻市の現状	15

第2部 計画の基本目標

第1章 基本目標の方向性	27
1 計画の目標	27
2 計画の体系	28
3 基本目標と取組方針	32
●基本目標1 男女共同参画を推進する社会システムの実現	32
取組方針1 社会的な意思決定への女性の参画拡大	33
取組方針2 男女共同参画に向けての意識形成	37
取組方針3 男女共同参画を推進する教育・学習の充実	39
●基本目標2 職場・家庭・地域における男女共同参画の実現	43
取組方針4 働く場での男女平等の推進	44
取組方針5 家族の多様性の尊重と一人ひとりの自立を促す 家庭環境の整備	48
取組方針6 地域社会における男女共同参画の推進	52
●基本目標3 男女の人権を尊重・擁護する社会の実現	56
取組方針7 男女の性と人権尊重の理解と促進	57
取組方針8 女性に対するあらゆる暴力の根絶	61
第2章 施策の指標	68

第3部 計画の推進

第1章 計画の推進体制	73
1 庁内の推進体制	73
2 市民、事業者、関係団体・NPO、大学等との連携	73
3 苦情や意見への対応	73
第2章 計画の進行管理	74
資料編	75

用語の解説索引

あ

ICT	45
えるぼし認定企業	36
エンパワーメント	10

か

隠れたカリキュラム	41
間接差別	12

さ

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）	12
社会的性別（ジェンダー）	8
女性人材リスト登録者	34
すべての女性が輝く社会づくり本部	5
性自認	56
性的マイノリティ	58
性の商品化	56
セクシュアリティ	8
セクシュアル・ハラスメント	45
積極的格差是正措置	33

た

多文化共生	53
男性職員の育児参加休暇	49
DV対応支援マニュアル	64
ドメスティック・バイオレンス	9

な

日本再興戦略	29
--------	----

は

配偶者出産休暇	49
ファミリー・サポート・センター	51
法識字	38

ま

メディア・リテラシー	56
------------	----

ら

リプロダクティブ・ヘルス／ライツ	10
------------------	----

第 1 部

計画の考え方

第1章 計画の性格

1 計画中間見直しの趣旨

男女が、互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、あらゆる分野において性別にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、21世紀のわが国社会を決定する最重要課題(男女共同参画社会基本法前文)と位置付けられています。

本市では、平成18(2006)年に、「高槻市男女共同参画推進条例」を施行し、平成24(2012)年度を目標年度とする「たかつき男女共同参画プラン」(平成19(2007)年改訂)、さらに平成25(2013)年に、平成34(2022)年度を目標年度とする「高槻市男女共同参画計画」を策定し、長期的な視点に立って各種の取組を進めてきました。

現在推進中の「高槻市男女共同参画計画」は、社会経済情勢の変化に対応するため、平成29年度に中間見直しを行うことを定めています。

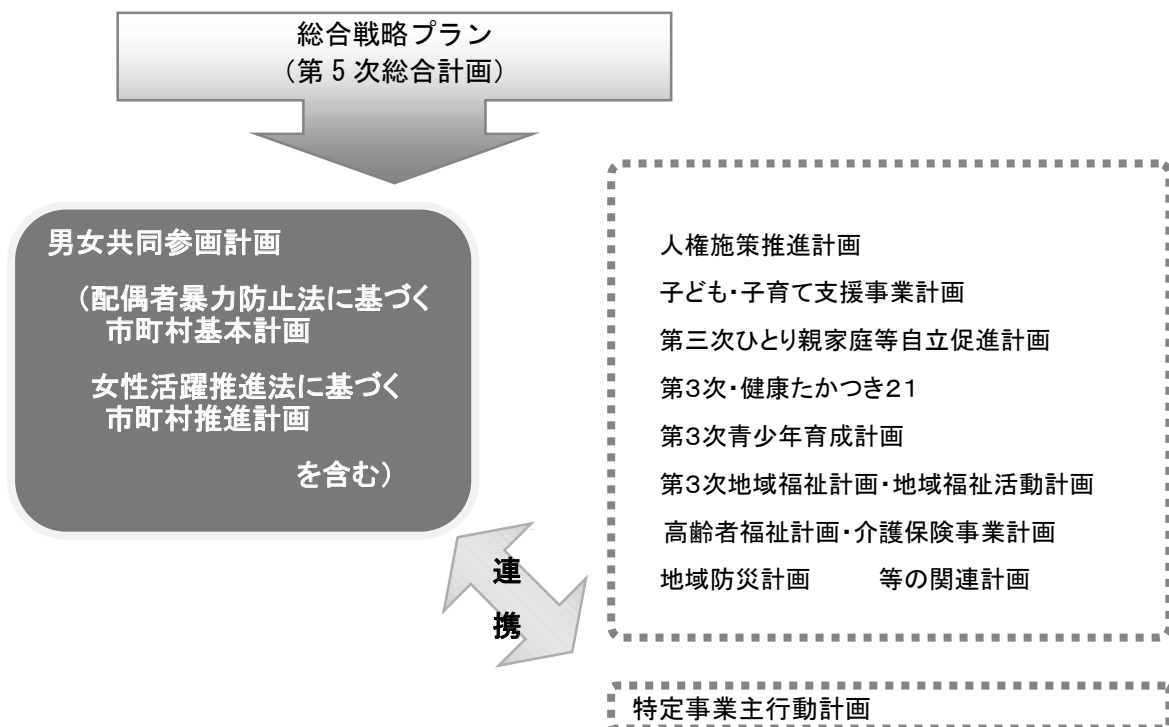
この状況を踏まえ、本市では、「高槻市男女共同参画計画」の基本理念及び基本的視点を維持しつつ、社会経済情勢の変化に対応し、国の法制度の改正及び平成27(2015)年度に実施した「市民意識調査」の結果や計画前期(平成25年度—平成29年度)の進捗状況に基づいて中間見直しを行い、「《改訂》高槻市男女共同参画計画」(以下「本計画」)を策定しました。

2 計画の位置付け

高槻市男女共同参画計画は、本市における男女共同参画社会の形成に向けて、施策の基本的方向とその推進方策を総合的に定めています。

計画の中間見直しにあたっては、国の「第4次男女共同参画基本計画」及び大阪府の「おおさか男女共同参画プラン(2016—2020)」を勘案しつつ、「高槻市男女共同参画計画」前期(平成25年度—平成29年度)(以下「前計画」)の進捗状況・達成状況を踏まえています。なお、本計画は、次に掲げる性格を併せ持つものです。

- (1) 本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項と「高槻市男女共同参画推進条例」第13条に基づく、本市における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画で、「高槻市男女共同参画計画」を引き継ぐものです。
- (2) 本計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「配偶者暴力防止法」）」第2条の3第3項に基づく「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画（以下「配偶者暴力防止法に基づく市町村基本計画」）」を含む計画です。
- (3) 本計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」）」第6条第2項に基づく、「当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下「女性活躍推進法に基づく市町村推進計画」）」を含む計画です。
- (4) 本計画は、「高槻市総合戦略プラン（第5次高槻市総合計画）」の分野別計画であり、他の計画とも密接に関連していることから、実施にあたっては、それらの計画と連携を図りながら、男女共同参画の視点を持って全庁的に取り組んでいきます。



男女共同参画基本計画

男女共同参画社会基本法は、「男女の人権の尊重」、「社会における制度又は慣行についての配慮」、「政策等の立案及び決定への共同参画」、「家庭生活における活動と他の活動の両立」及び「国際的協調」を男女共同参画社会の形成についての基本理念として定めています。この基本理念にのっとり、国は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的に策定し、実施する責務を有すること等を規定しています。

このように男女共同参画社会を形成していく上で中心的な仕組みとなるものが、男女共同参画社会基本法に基づく男女共同参画基本計画です。「男女共同参画基本計画」は、平成 12(2000)年に策定された後、平成 17(2005)年に第 2 次、平成 22(2010)年に第 3 次計画が策定されました。平成 27(2015)年度策定の「第 4 次男女共同参画基本計画」では、平成 37(2025)年度末までの「基本的考え方」ならびに平成 32(2020)年度末までを見通した「施策の基本的方向」及び「具体的な取組」を定めています。

第 4 次男女共同参画基本計画

(平成 27 年 12 月 25 日閣議決定)

政策領域Ⅰ あらゆる分野における女性の活躍

- ①男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍
- ②政策・方針決定過程への女性の参画拡大
- ③雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和
- ④地域・農山漁村、環境分野における男女共同参画の推進
- ⑤科学技術・学術における男女共同参画の推進

政策領域Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現

- ⑥生涯を通じた女性の健康支援
- ⑦女性に対するあらゆる暴力の根絶
- ⑧貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備

政策領域Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

- ⑨男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備
- ⑩教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進
- ⑪男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立
- ⑫男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

政策領域Ⅳ 推進体制の整備・強化

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）

平成 27 年 9 月 4 日（法律第 64 号）

職業生活において、女性の個性と能力が十分に発揮できる社会を実現することを目的に、女性活躍推進法が成立し、平成 28(2016)年 4 月から本格施行されました。

女性活躍推進法は、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが一層重要であるとして、以下を基本原則に、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図る法律です。

- ・女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供及びその活用と、性別による固定的役割分担等を反映した職場慣行が及ぼす影響への配慮が行われること。
- ・職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備により、職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能にすること。
- ・女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきこと。

女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針

平成 27 年 9 月 25 日 閣議決定

平成 27(2015)年 9 月に、女性活躍推進法第 5 条の規定に基づき策定されました。

女性の職業生活における活躍を推進する上での基本的方向や、事業主行動計画策定指針の策定、国による施策の実施、地方公共団体の推進計画の策定等にあたっての基本的な考え方を示しています。

- 第 1 部：女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 第 2 部：事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 第 3 部：女性の職業生活における活躍の推進に関する施策
- 第 4 部：基本方針の見直し

女性活躍加速のための重点方針

内閣府に設置された「すべての女性が輝く社会づくり本部⁽¹⁾」により、女性の活躍を加速するために毎年6月を目途に決定され、各府省の概算要求に反映を図っていくものです。

女性活躍加速のための重点方針2017

- I あらゆる分野における女性の活躍
 - 1. 女性活躍に資する働き方改革の推進
 - 2. 男性の暮らし方・意識の変革
 - 3. あらゆる分野における女性の参画拡大・人材育成
- II 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現
 - 1. 女性に対するあらゆる暴力の根絶
 - 2. 女性活躍のための安全・安心面への支援
 - 3. 生涯を通じた女性の健康支援の強化
- III 女性活躍のための基盤整備
 - 1. 子育て、介護基盤の整備
 - 2. 女性活躍の視点に立った制度等の整備

おおさか男女共同参画プラン

「おおさか男女共同参画プラン」は「大阪府男女共同参画推進条例」に定められた基本理念に基づき、男女共同参画を推進する大阪府のプランです。

平成28(2016)年3月に、平成32(2020)年度までの5年間を計画期間とする「おおさか男女共同参画プラン(2016-2020)」が策定されました。

(1) 内閣総理大臣を本部長、全閣僚を本部員として平成26(2014)年10月に設置された。この本部が司令塔となり、様々な状況に置かれた女性が、自らの希望を実現して輝くことにより、最大の潜在力である「女性の力」が十分に発揮され、社会の活性化につながるような施策が推進されている。

おおさか男女共同参画プラン（2016－2020）

[基本方針]

- I あらゆる分野における女性の活躍
 - (1) 男性中心型の働き方の見直しとワーク・ライフ・バランスの推進
 - (2) 政策・方針決定過程への女性の参画促進
 - (3) 女性の活躍推進

- II 健やかに安心して暮らせる社会づくり
 - (1) 生涯を通じた男女の健康支援
 - (2) 女性に対するあらゆる暴力の根絶
 - (3) 様々な困難を抱える人々への支援

- III 全ての世代における男女共同参画意識の醸成
 - (1) 子どもの頃からの男女共同参画意識の啓発
 - (2) 男女共同参画意識の醸成
 - (3) 地域活動への参画促進
 - (4) 多文化共生の視点を踏まえた男女共同参画の推進

3 計画の構成

本計画は3部で構成し、第1部「計画の考え方」で改訂の趣旨などを表し、計画の基本理念及び基本的視点を示すとともに、計画改訂の背景について掲載しています。

第2部「計画の基本目標」では、取り組むべき3つの基本目標と8つの取組方針を掲げています。また、これらの取組方針に対する具体的施策を掲載しています。

第3部「計画の推進」では、本計画を総合的、長期的かつ計画的に推進するための体制と進行管理について掲載しています。

4 計画の期間

「高槻市男女共同参画計画」は、平成25(2013)年度から平成34(2022)年度までの10年間を期間とし、長期的な視点にたった取組を進めています。

本計画の期間は、長期計画である「高槻市男女共同参画計画」の進行管理の一環として見直しを行ったもので、計画後期の平成30(2018)年度から平成34(2022)年度までの5年間とします。

第2章 計画の基本理念と 基本的視点

1 計画の基本理念

日本国憲法は、個人の尊重（第13条）及び法の下での平等（第14条）をうたうとともに、家族に関する事項については、法律は「個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して」制定されなければならない（第24条第2項）としています。

また、男女共同参画社会基本法は男女の人権の尊重（第3条）、社会における制度又は慣行についての配慮（第4条）、政策等の立案及び決定への共同参画（第5条）、家庭生活における活動と他の活動の両立（第6条）、国際的協調（第7条）を基本理念として掲げています。

本計画は、これらの理念と「高槻市男女共同参画推進条例」ならびに前計画からの継続性に基づき、当該計画に掲げた基本理念を継承します。

基本理念

男女が社会の対等な構成員として、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、職場・家庭・地域社会等のあらゆる分野において、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現

2 計画の基本的視点

男女共同参画社会を実現するため、上記の基本理念に立脚し、次の5つの基本的視点に立ち、積極的に施策を推進します。

(1) 固定的な性別役割分担意識の解消

社会通念、慣習、しきたりなどの中に根強く残る固定的な性別役割分担意識が、社会のあらゆる分野への女性と男性の共同参画を阻害しています。

男女共同参画社会を形成するため、社会的性別(ジェンダー)⁽²⁾の視点から社会の制度や慣行を見直し、固定的な性別役割分担意識の解消を図ることが重要です。

(2) 価値観やライフスタイルの多様性を互いに認め合う社会の実現

固定的な性別役割分担意識の解消は、人々の多様性を認めることにつながります。個人の性格や好み、価値観は、旧来の男らしさや女らしさの範疇にくくられるものではなく、結婚や出産、働き方やセクシュアリティ⁽³⁾等、ライフスタイルの面においても多様化が進んでいます。

お互いの違いが差別や不利益の理由にはならないことから価値観やライフスタイルの多様性を互いに認め合うことが大切です。

(2) 生殖器の違いにもとづく生物学的な性差を示すセックス(sex)という概念に対して、社会的・文化的に形成された性役割や行動様式、性格などの性差(「男らしさ」「女らしさ」)を意味する概念として用いられる。かつては、男/女として生まれれば、自然と男/女らしくなり、男/女にふさわしい役割に就くのが当たり前で、男と女の性差は絶対的なものとされてきた。しかし、1970年代におけるジェンダーという概念の登場は、「性差＝生物学的宿命」という図式を打ち壊すことになった。性差は絶対的なものではなく、社会によって、時代によって異なるということが見えてきたのである。ジェンダー・フリー(性差からの解放)、ジェンダー・バイアス(性差にもとづく偏見)などという言葉も、よく使われる。

(3) セックスは「両肢のあいだの器官」＝性器による性行為(to do)を意味するのに対し、セクシュアリティは「両耳のあいだの器官」＝脳にかかわる人間の性を意味するといわれる。すなわち、性にかかわる、人それぞれの生き方や意識、行動など、性的存在としての人間の全人格と全生涯(to be)を包含する概念である。それには、生殖をともしない同性間の性、子どもの性、老年の性、オナニーなども含まれる。したがって、セクシュアリティとは、人間が独立した個人として自分らしく生きていく<生>と、その大切なベースである<性>、この両者からなる概念といえる。

(3)あらゆる分野における女性の活躍の推進

全ての女性がその生き方に自信と誇りを持ち、自らの意思によりその個性と能力を十分に発揮することにより、職場・家庭・地域社会等のあらゆる分野において活躍できることが重要です。男女が共に仕事と生活を両立できる暮らしやすい社会の実現のため、政策・方針決定過程への参画を含め、あらゆる分野における女性の活躍を推進することが必要です。

(4)パートナーシップ形成の推進

男女共同参画社会の基本は、職場・家庭・地域社会等のあらゆる分野において、性別にとらわれることなく、誰もが対等な立場で参画し、個性と能力を発揮できることです。また、この社会の形成のため、施策を推進するにあたっては、行政や市民、事業者、関係団体・NPOそして大学等が連携し、協働していく対等なパートナーシップの形成を推進していくことが大切です。

(5)女性に対するあらゆる暴力を容認しない社会の実現

女性に対する暴力には、配偶者や恋人などからの暴力（ドメスティック・バイオレンス⁽⁴⁾、以下「DV」）、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為、性犯罪、買売春など、さまざまなものがあります。特にDVは、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。また、DVの被害者の多くは女性であり、DVは男女共同参画社会実現を阻む要因の一つです。

このため、若年層をはじめとした市民へのDV防止の啓発の強化や男女共同参画意識の醸成に努め、性別による固定的な役割分担意識などの解消を図り、女性に対するあらゆる暴力を容認しない社会の実現に向けた取組が重要です。

(4) 配偶者や恋人など親しい人間関係の中で起こる暴力。身体的暴力だけでなく、精神的、性的、経済的暴力なども含まれる。その中でも交際相手からの暴力を「デートDV」と呼んでいる。なお、「配偶者暴力防止法」第1条第1項に定める「配偶者からの暴力」の「配偶者」には、事実婚や元配偶者（離婚前に暴力を受け、離婚後も引き続き暴力を受ける場合）、生活の本拠を共にする交際相手は含まれるが、恋人や生活の本拠を共にしない交際相手は含まれない。

第3章 計画策定の背景

1 世界の動き

国連は、昭和 50(1975)年の国際婦人年世界会議において「平等・開発・平和」の3つを目標とした「世界行動計画」を採択しました。

昭和 54(1979)年には、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（以下「女子差別撤廃条約」）を採択し、公的分野だけでなく、家庭生活という私的分野においても性別による固定的な役割分担を解消することを打ち出しました。

また、平成 5(1993)年の「世界人権会議」では、女性の権利は人権であることを宣言し、平成 6(1994)年の「国際人口・開発会議」では、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）⁽⁵⁾」の考え方を女性の人権として国際的に初めて打ち出した行動計画を採択しました。

平成 7(1995)年に北京で開催された「第 4 回世界女性会議」では、コミットメントの中に、男女平等の実現に向けて、「あらゆる政策にジェンダーの視点を持つこと」や「世界の女性の地位向上とさらなるエンパワーメント⁽⁶⁾を更に進めること」が盛り込まれました。

平成 12(2000)年ニューヨークでの国連特別総会「女性 2000 年会議」では、夫・恋人等からの暴力に関する立法や適切な仕組みの強化等、女性に対する暴力の防止に関する多くの取組が提案されました。

平成 17(2005)年の「第 49 回国連婦人の地位委員会」及び平成 22(2010)年の「第 54 回国連婦人の地位委員会」では、男女平等に関する達成事項を確認するとともに、女性の自立と地位向上に向けた取組をより一層推進していくことが確認されました。

平成 21(2009)年には、国連の女子差別撤廃委員会の最終見解が公表され、男女ともに婚姻適齢を 18 歳に設定することや女性のみ課せられている 6 ヶ月の再婚禁止期間の廃止、及び選択的夫婦別氏制度の採用などに関する国内法の規定の整備が指摘されました。

(5) 性と生殖に関する健康・権利と訳される。リプロダクティブ・ヘルスとは、人間の生殖システムおよびその機能と活動過程のすべての側面において、単に疾病、障がいがないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す。リプロダクティブ・ライツとは、性に関する健康を享受する権利である。具体的には、すべてのカップルと個人が、自分たちの子どもの数、出産間隔、出産する時期を自由にかつ責任をもって決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという権利。

(6) 個々人が本来持っている力を引き出し、社会の一員としての自覚と能力を高め、政治的、経済的、社会的、文化的に力を持った存在になること。

平成 23(2011)年には、同委員会から日本政府に対し、婚姻年齢の男女統一、選択的夫婦別氏制度の導入などを含む民法改正法案採択の取組について 1 年以内の報告の勧告ならびに民法改正法案になかった女性の 6 カ月の再婚禁止期間の廃止（※平成 28 年(2016)年 6 月に法改正、100 日間に短縮）についても法規定と 1 年以内の報告が求められました。

平成 24(2012)年の「第 56 回国連婦人の地位委員会」ならびに平成 26(2014)年の「第 58 回国連婦人の地位委員会」で「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案が採択されました。

また、平成 28(2016)年 7 月に開催された G 7 伊勢志摩サミットでは、首脳たちから「女性活躍推進」が発信され、G 7 として女性分野を初めて本格的に採り上げた平成 26(2014)年のエルマウ・サミットに続き、女性の活躍が優先課題の一つとして採り上げられました。

2 国の動き

わが国においても、世界の動きと軌を一にして男女共同参画の取組が進められてきました。昭和 60(1985)年の女子差別撤廃条約の批准に向けて、国籍法の改正、男女雇用機会均等法の制定等がなされました。

平成 8(1996)年には、「第 4 回世界女性会議」の成果を国内的に実現するため、新たな国内行動計画として「男女共同参画 2000 年プラン」が策定されました。

平成 11(1999)年には、男女共同参画社会の形成に向けての取組の法的根拠となる「男女共同参画社会基本法」が制定され、5 つの基本理念と国、地方公共団体、国民の責務等が明記されました。また、平成 12(2000)年には、同基本法に基づく「男女共同参画基本計画（第 1 次）」が策定されました。同年には「ストーカー行為等の規制等に関する法律」が、平成 13(2001)年には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成 16(2004)年、平成 20(2008)年及び平成 26(2014)年に『改正配偶者暴力防止法』が施行）」が成立し、女性に対する暴力の防止に向けて法整備が行われました。

平成 15(2003)年には、子どもを育成する環境の整備を図るため、市町村・都道府県と事業主に行動計画策定を求めた「次世代育成支援対策推進法」が制定されました。

平成 17(2005)年には第 1 次計画期間中の取組を評価・総括して「男女共同参画基本計画（第 2 次）」が策定されました。

平成 19(2007)年には、関係閣僚、経済界、労働界の代表等による仕事と生活の調和推進官民トップ会議において、「仕事と生活の調和⁽⁷⁾（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されました。さらに、同年 4 月には「改正男女雇用機会均等法」が施行され、間接差別⁽⁸⁾の禁止や、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止、男性への差別の禁止等に関する規定等が盛り込まれました。

平成 21(2009)年の国連の女子差別撤廃委員会からの最終見解を受け、平成 22(2010)年 12 月には、男女共同参画社会の形成を一層加速させるための実効性のあるアクションプランとして、「第 3 次男女共同参画基本計画」が策定されました。

平成 24(2012)年には、幼児教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することを目的に、子ども・子育て関連 3 法（子ども・子育て支援法、認定こども園法の一部改正法、子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律）が成立しました。

平成 25(2013)年には内閣に、女性の活躍を阻むあらゆる課題に挑戦する「すべての女性が輝く社会づくり本部」が設置されました。

平成 26(2014)年には、10 年間集中的・計画的な取り組みが行われた「次世代育成支援対策推進法」について、子どもが健やかに生まれ、育成される環境を改善・充実させるため、新たな認定制度の創設等の改正が行われ、有効期限が 10 年間延長となりました。

平成 27(2015)年には、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図ることを目的とする「女性活躍推進法」が成立しました。また、男女共同参画社会基本法に基づき、施策の総合的かつ計画的推進を図るための「第 4 次男女共同参画基本計画」が策定されました。

平成 28(2016)年には、外務省により「女性の活躍推進のための開発戦略」が策定されました。また、男女雇用機会均等法が改正され、妊娠・出産等に関するハラスメント防止措置義務が新設されました。

平成 29(2017)年には、育児・介護休業法が改正され、妊娠・出産・育児期や家族の介護が必要な時期に、仕事と家庭が両立できるよう雇用環境の整備が図られました。さらに、すべての女性が輝く社会づくり本部により「女性活躍加速のための重点方針 2017」が策定されました。

(7) 男女が共に、人生の段階に応じて、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自らの希望に応じて多様な生き方が選択、実現できる状態のこと。

(8) 合理的な理由がないにもかかわらず雇用の現場において、①身長・体重・体力を募集・採用の要件にする、②総合職の募集・採用で全国転勤を要件にする、③昇進の際に転勤経験を要件にするなど、実質的・結果的に女性を排除することになるようなものを「間接差別」という。

3 府の動き

大阪府では、昭和 56(1981)年に「女性の自立と参加を進める大阪府行動計画」が策定され、その後、昭和 61(1986)年に「女性の地位向上のための大阪府第 2 期行動計画ー21 世紀をめざす大阪府女性プラン」、平成 3(1991)年に「男女協働社会の実現をめざす大阪府第 3 期行動計画ー女と男のジャンプ・プラン」、平成 9(1997)年に「新 女と男のジャンプ・プラン」が策定され、取組が進められてきました。

さらに平成 13(2001)年 7 月には、「男女共同参画社会基本法」に基づき平成 22(2010)年を目標年次とする「おおさか男女共同参画プラン(大阪府男女共同参画計画)」(平成 18(2006)年改訂)、平成 23(2011)年 5 月には、平成 27 年度を目標年次とする「おおさか男女共同参画プラン (2011ー2015)」が策定されました。

また、平成 14(2002)年には、府民や事業者と共に男女共同参画社会の実現を目指す指針となる「大阪府男女共同参画推進条例」が施行されました。

平成 19(2007)年の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の一部改正等を踏まえ、平成 21(2009)年に「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画(改定版)」が策定され、大阪府における相談機能の充実及び相談担当者の資質の向上等支援体制の強化が新たに盛り込まれました。

平成 24(2012)年に「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画(2012ー2016)」、そして平成 29(2017)年に「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画(2017ー2021)」が策定されました。

平成 28(2016)年には「女性活躍推進法」をはじめとする国の政策動向や、今日的な課題を踏まえ、「おおさか男女共同参画プラン(2016ー2020)」が策定されました。このプランは、あらゆる分野における女性の活躍、健やかに安心して暮らせる社会づくり、全ての世代における男女共同参画意識の醸成が基本方針となっています。

4 高槻市の取組

本市においても、世界や国内の動きに対応して着実に取組を進めてきました。

昭和 58(1983)年には第 1 次行動計画として「男女平等達成のための高槻市婦人行動計画」を、また、平成 5(1993)年には平成 14(2002)年度までを計画年度とする第 2 次行動計画として「あらゆる分野への男女共同参画をめざす たかつき女性プラン」を策定し、施策の推進に努めてきました。

平成 8(1996)年には男女共同参画推進のための学習と活動の拠点として、女性センター(平成 18(2006)年に男女共同参画センターに改称)を開設し、この男女共同参画センターを利用して活動に取り組む団体やグループに対する様々な支援活動を行ってきました。

平成 9(1997)年には計画を総合的かつ効果的に推進するため、市長を本部長とする高槻市男女共同参画推進本部を設置し、さらに、平成 13(2001)年には男女共同参画に関する総合的施策等を調査・審議する常設の機関として、高槻市男女共同参画審議会を設置しました。

平成 15(2003)年には第 3 次行動計画となる「たかつき男女共同参画プラン」を策定し、平成 18(2006)年には男女共同参画社会を形成するための共通認識としての基本理念や、市・市民等の責務などを明らかにした「高槻市男女共同参画推進条例」を施行するとともに、「高槻市男女共同参画施策等苦情処理制度」を新設しました。

同プランの中間年である平成 19(2007)年には、社会状況の変化等を考慮して見直しを行い、新たに「施策の指標」を取り入れた「改訂 たかつき男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会の形成に努めてきました。

さらに平成 25(2013)年には、「配偶者暴力防止法」など法制度の改正をふまえ、平成 34(2022)年度を目標年度とする「高槻市男女共同参画計画」を策定しました。

現在、長期的な視点にたち「高槻市男女共同参画計画」に基づく取組を進めていますが、計画では、社会経済情勢の変化に対応するため、平成 29(2017)年度に中間見直しを行うことを定めています。そこで、「女性活躍推進法」等の法制度の制定も踏まえて、本計画の策定を行いました。

5 男女共同参画に関する高槻市の現状

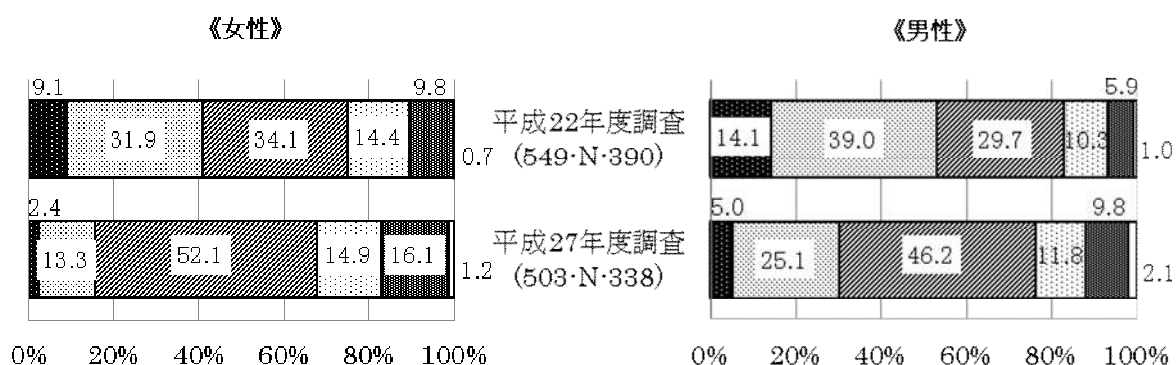
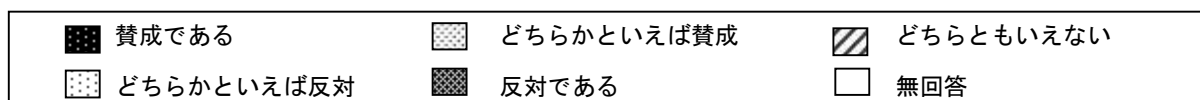
本市の男女共同参画の状況について、平成 27(2015)年度実施の市民意識調査結果と、前計画策定時に行った平成 22(2010)年度実施の市民意識調査を比較し、分析した結果は次のとおりです。

調査名	平成 22(2010) 年度調査	平成 27(2015)年度調査
	高槻市男女共同参画に関する市民意識調査	高槻市市民意識調査 「5 男女共同参画について」
実施日	平成 22(2010)年 12 月	平成 27(2015)年 12 月
対 象	市内に居住する満 20 歳以上の男女 2,000 人	市内に居住する満 20 歳以上の男女 2,000 人
調査方法	郵送による配布・回収	郵送による配布・回収
回収率等	48.1%	42.0%

(1) 「男は仕事、女は家庭」という考え方

「男は仕事、女は家庭」という考え方に対して、男女とも「賛成（『賛成である』＋『どちらかといえば賛成である』）」と回答した人の割合は、平成22(2010)年度調査と比べると、男女ともに20ポイント以上減少しました。5年前に比べ性別による固定的な役割分担意識が解消に向かったと考えられます。

一方、平成27(2015)年度調査では「どちらともいえない」との回答が、平成22(2010)年度調査より大幅に増加し、男女とも約半数となっています。これは「賛成でも反対でもない」もしくは「賛成でも反対でもある」いずれともとれる回答で、「日常生活の各場面で、状況により賛成である場合、反対である場合のどちらもありうる」と考える意識の表れと推察されます。

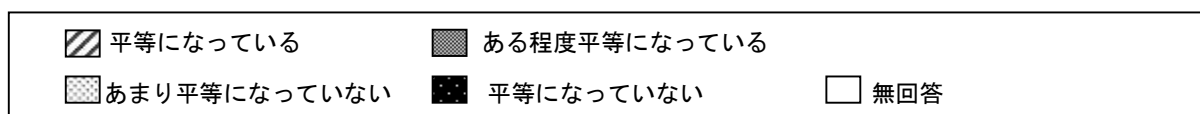


(2) 男女の平等感

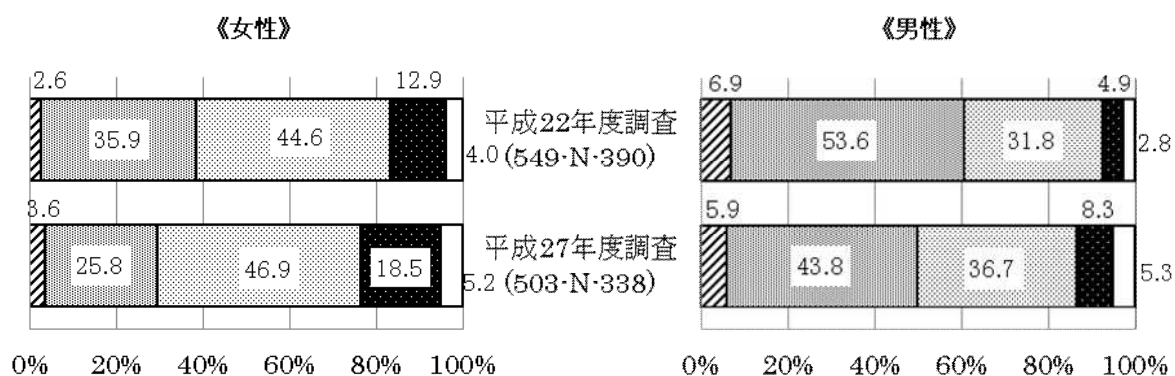
男女の地位の平等感について平成 22(2010)年度調査結果と比較すると、「総合的にみて、男女の地位は」で「平等になっている（『平等になっている』＋『ある程度平等になっている』、以下同様）」との回答が女性 29.4%（前回比▲9.1 ポイント）、男性 49.7%（前回比▲10.8 ポイント）となっており、男女とも約 10 ポイント減少しています。

「平等になっている」と回答した割合を分野別にみると、「地域社会では《女性》」を除いた全ての分野で 5 年前の調査時に比べて減少しています。特に「法律や制度の上では」「政治の場では」で、男女とも約 10 ポイントの減少となっています。

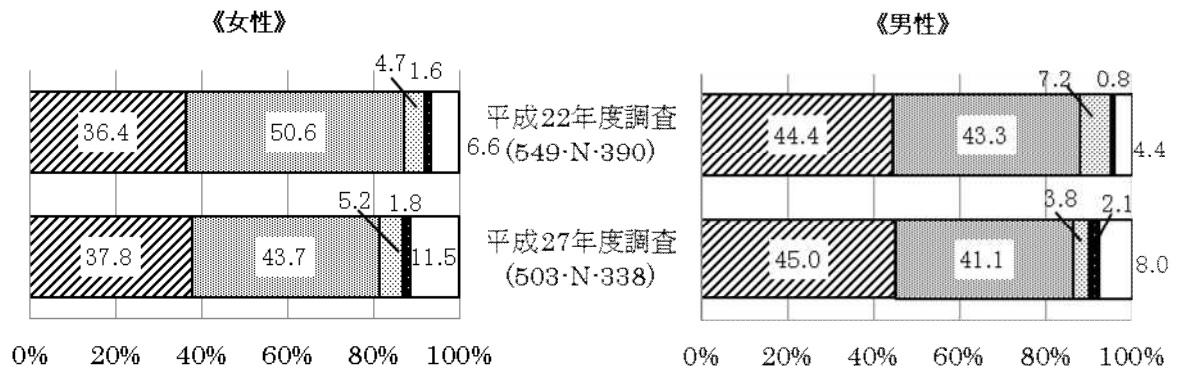
「家庭の中では」「社会通念や慣習の面では」「法律や制度の上では」「政治の場では」において、「平等になっている」と回答した割合は、男性の方が女性より 15 ポイント以上多くなっており、男性と女性の意識の差が伺える結果となっています。



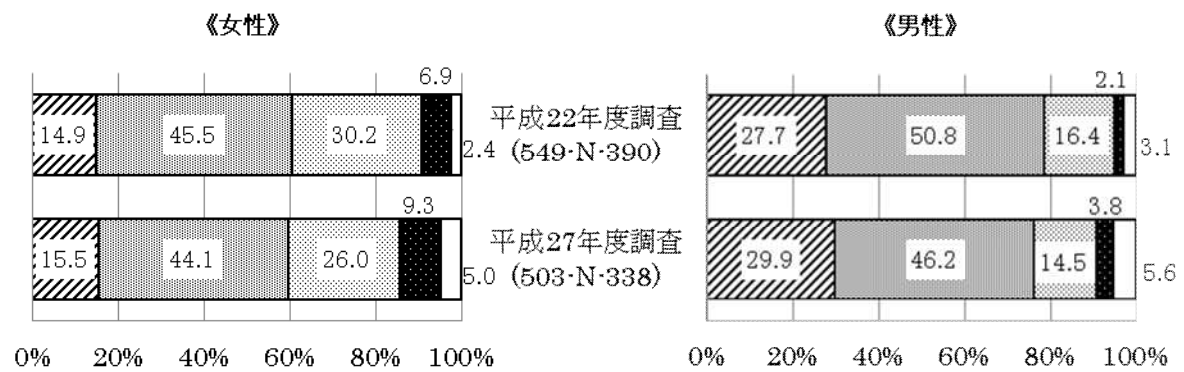
① 総合的にみて、男女の地位は



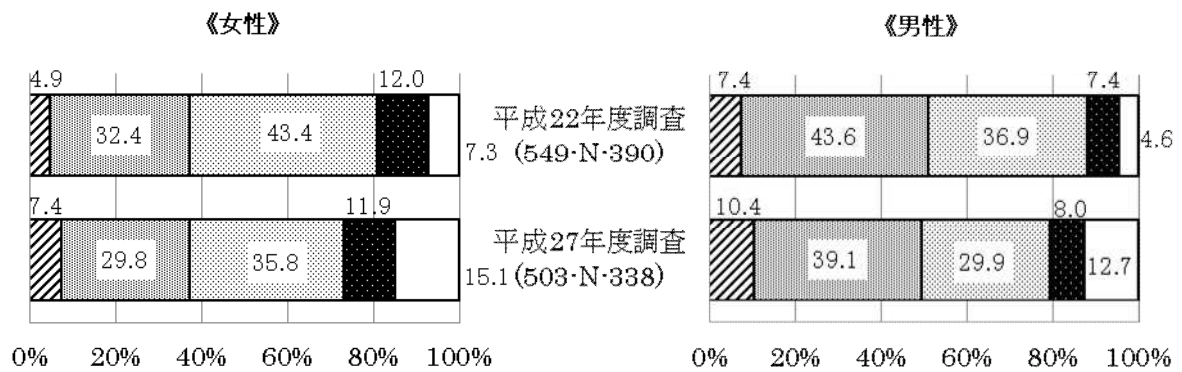
②学校教育では



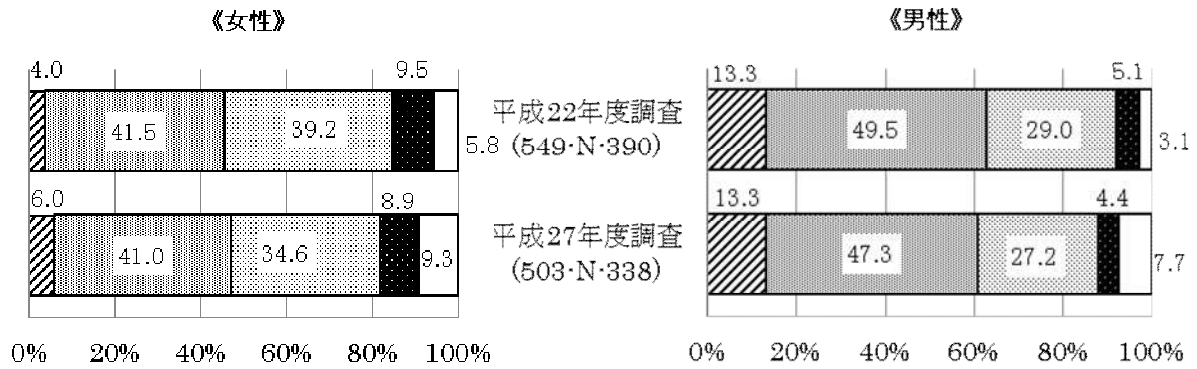
③家庭の中では



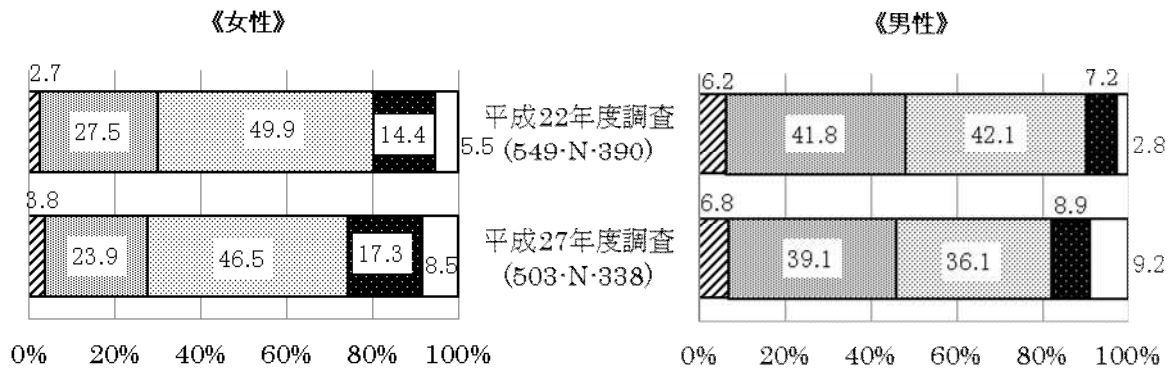
④職場では



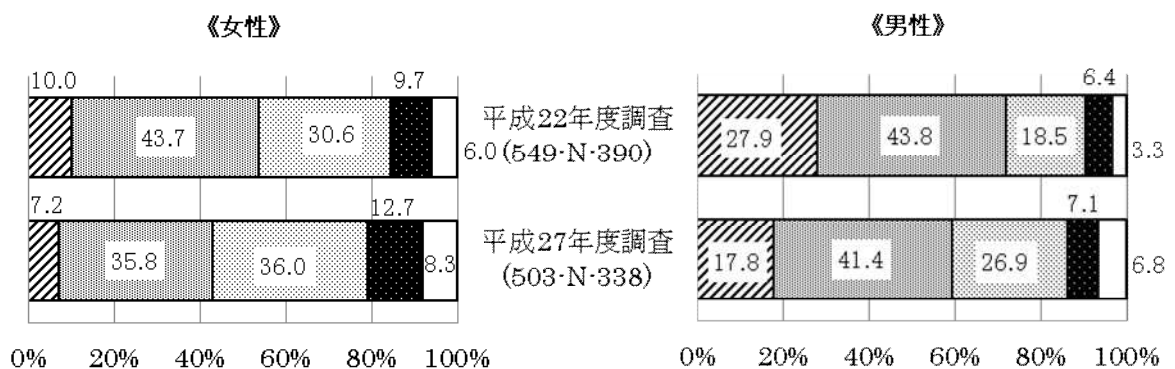
⑤ 地域社会では



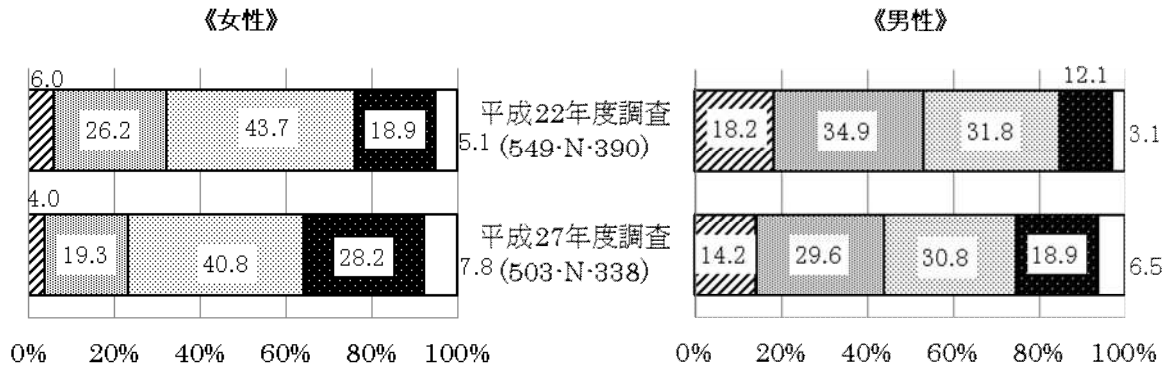
⑥ 社会通念や慣習の面では



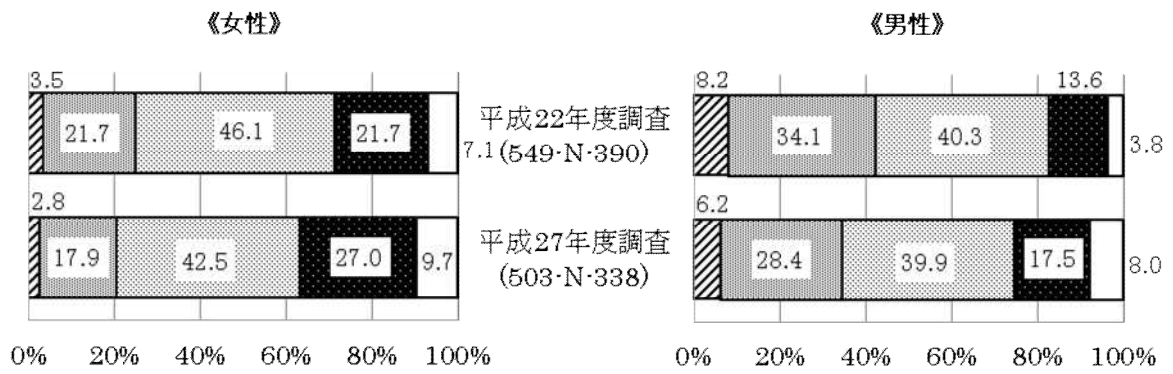
⑦ 法律や制度の上では



⑧政治の場では

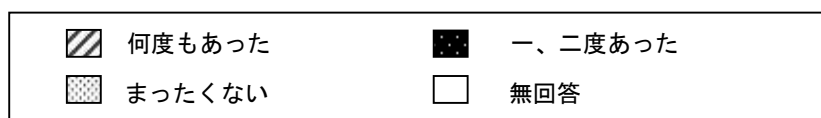


⑨経済界では

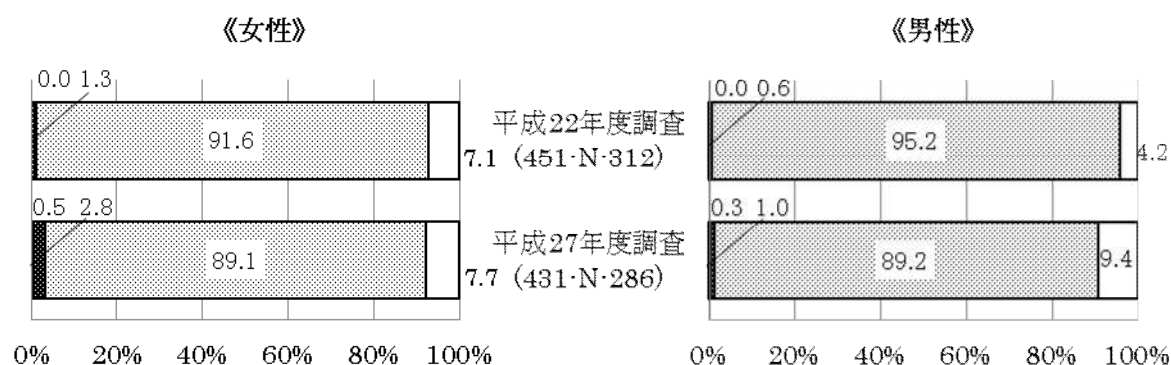


(3) 配偶者やパートナーからの暴力の内容

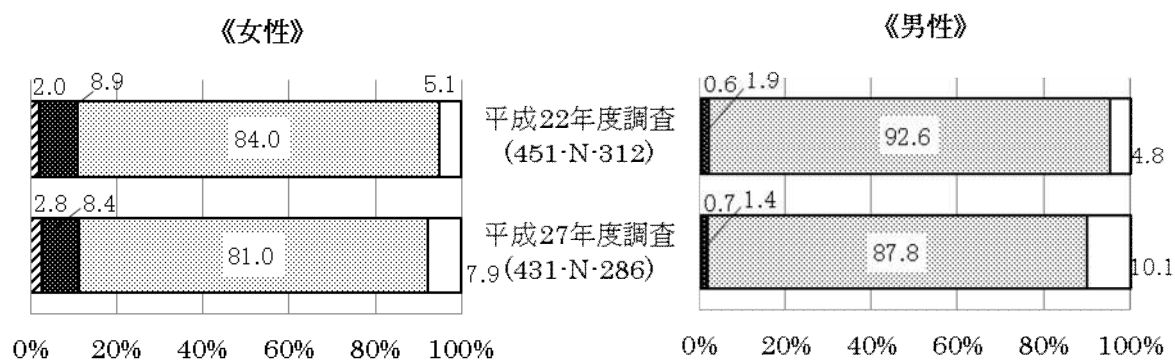
性別にみると、パートナーから暴力を受けた経験がある人の割合は、女性の方が男性より高くなっています。平成22(2010)年度の状況と比べると、「殴る、蹴るなどの暴力を受けた」など身体への直接的暴力についてあまり大きな変化はみられませんが、それ以外の暴力については、平成27(2015)年度は「何度も」あるいは「一、二度」など何らかの経験があると回答する人が増加しています。



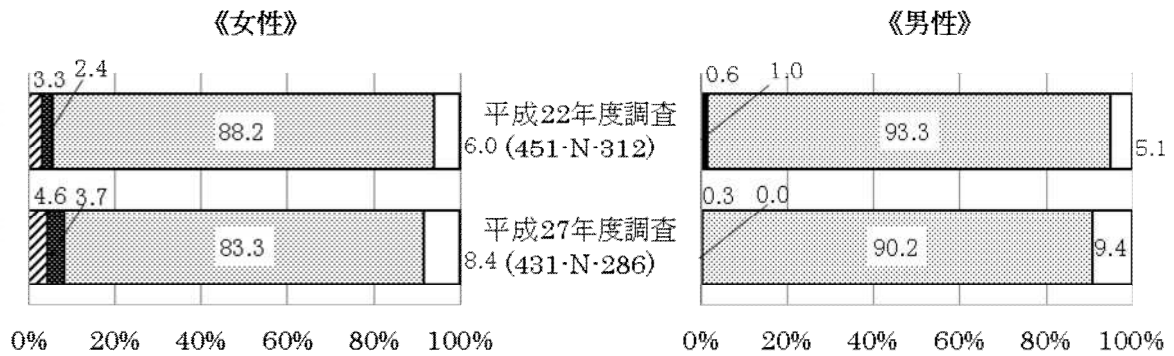
① 命に関わるぐらいのひどい暴力を受けた



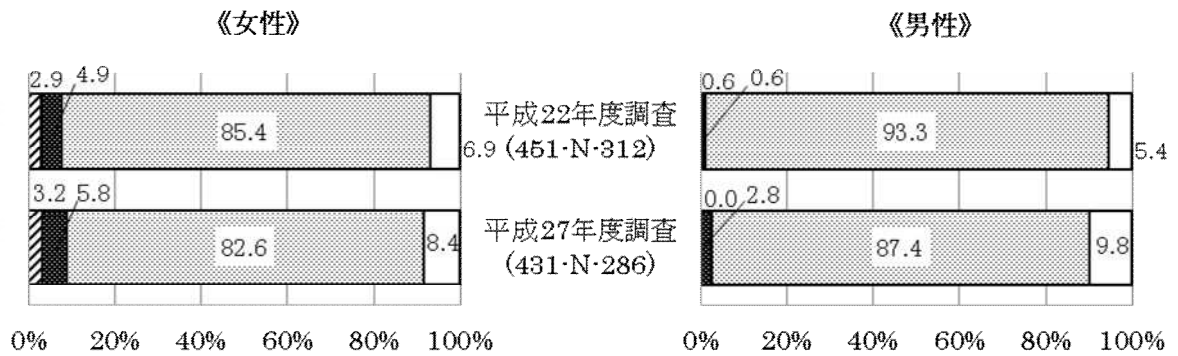
② 殴る、蹴るなどの暴力を受けた



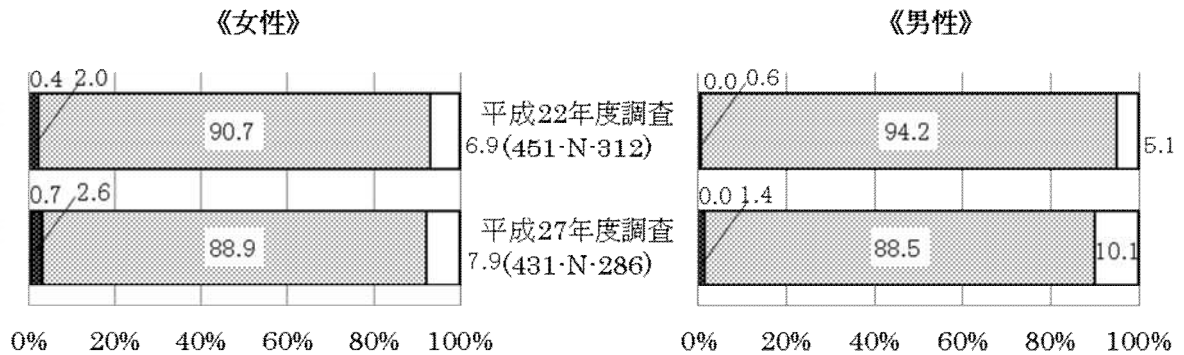
③経済的に苦しめられた



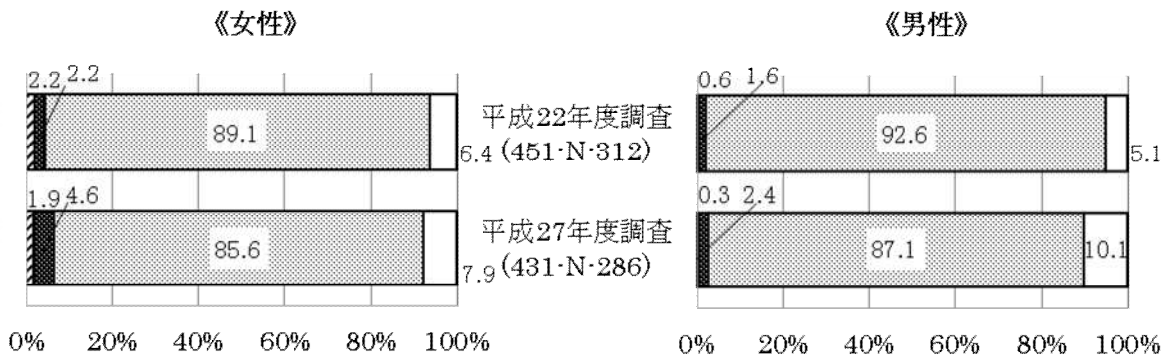
④性的な行為を強要されたり、避妊に協力しない



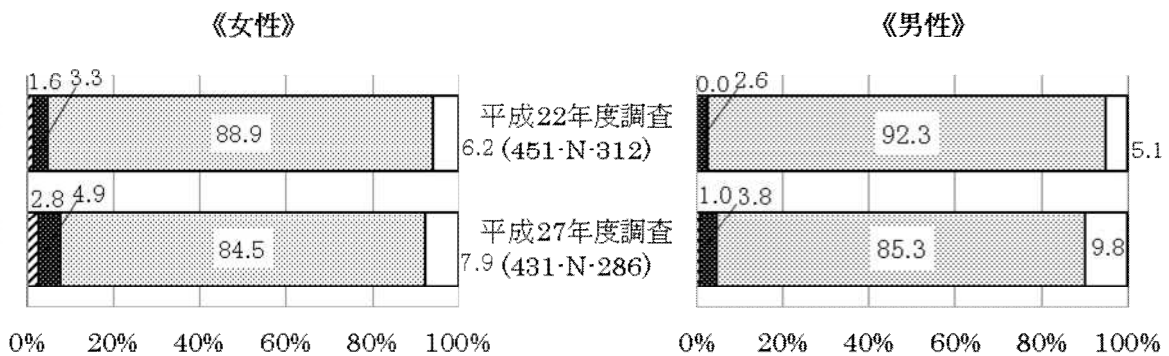
⑤ポルノビデオやポルノ雑誌を見せられた



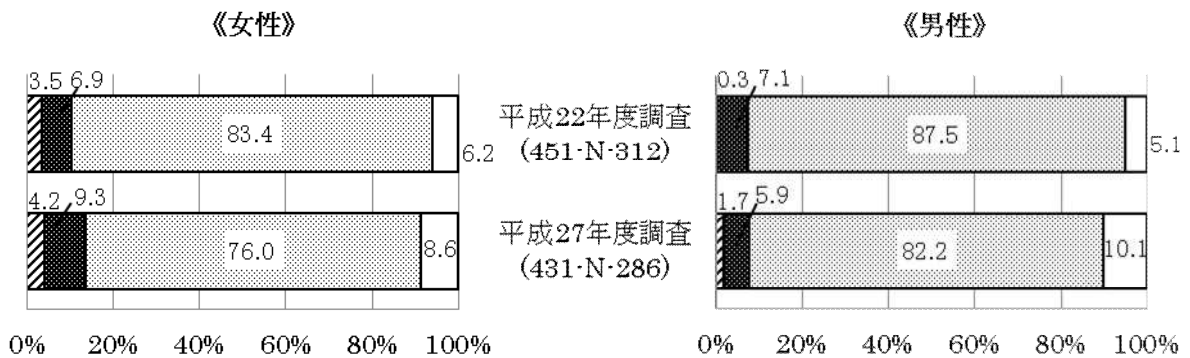
⑥親、親戚、友人と会わせない等 行動を制限された



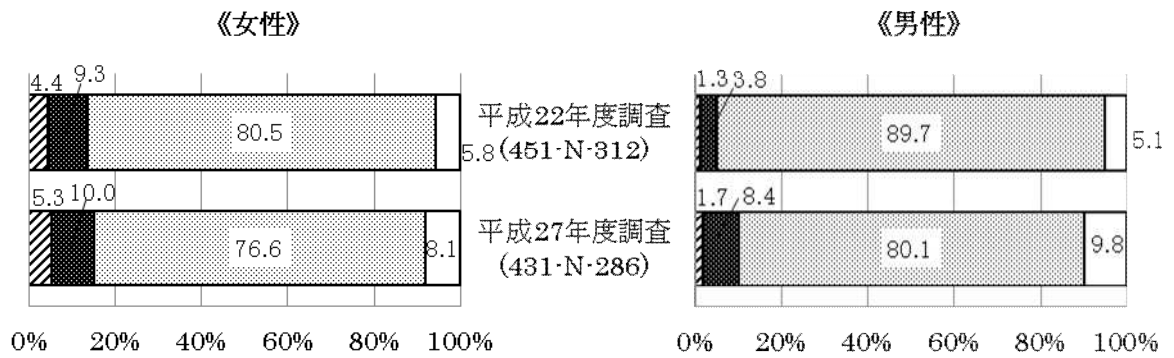
⑦交友関係や電話を細かく監視された



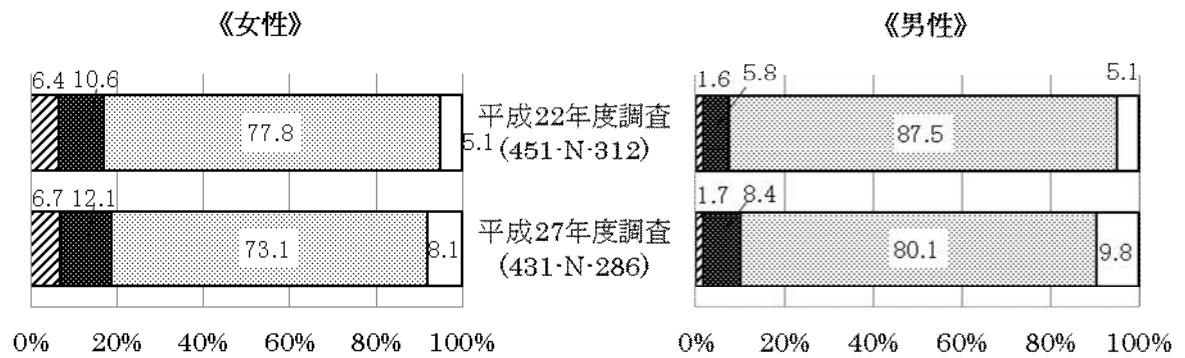
⑧何を言っても無視された



⑨「誰のおかげで生活できるんだ」などと言われた



⑩大声でどなられたり、脅されたりした

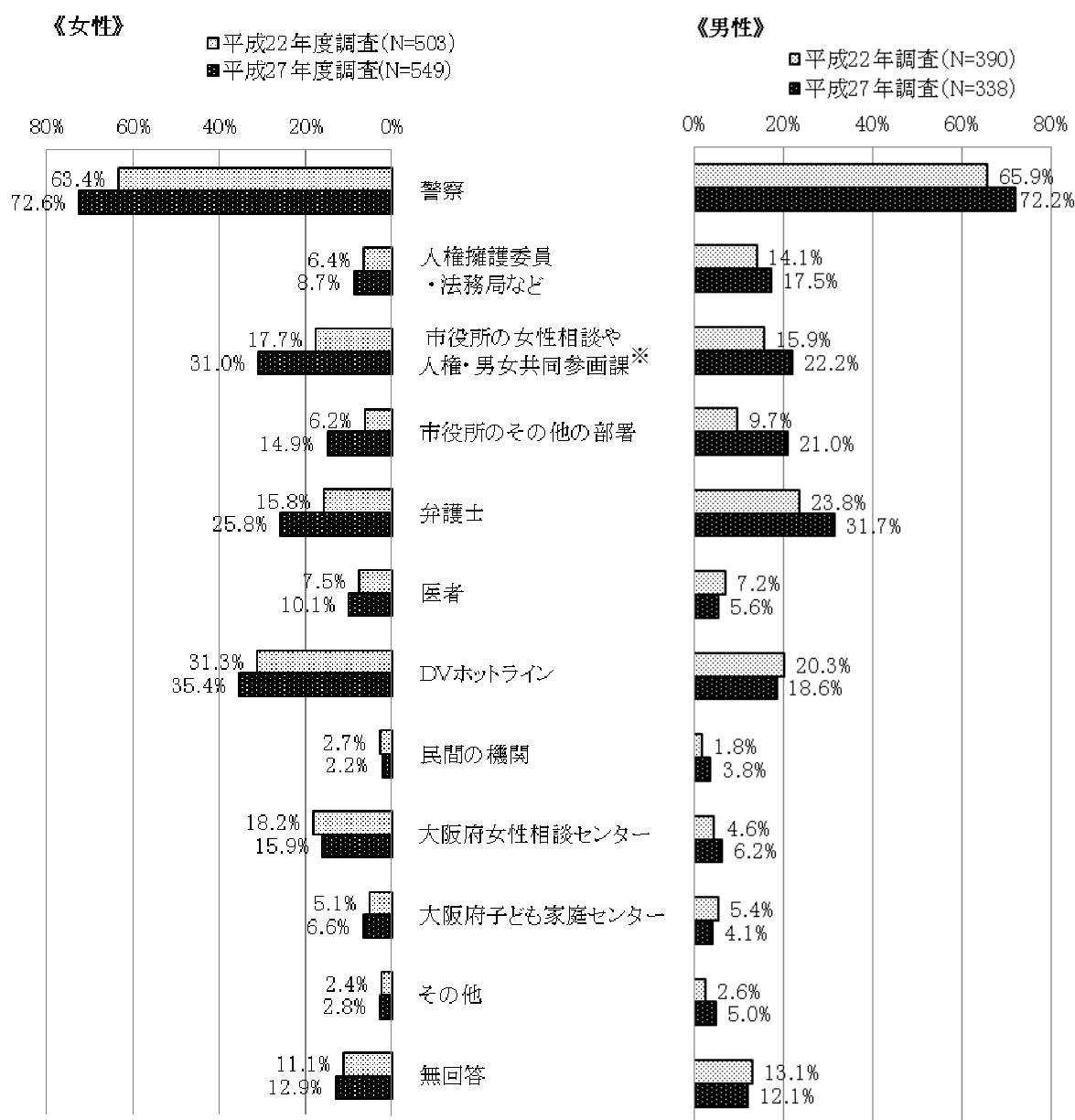


(4) 配偶者からの暴力に関する相談先認知（どのような相談機関を知っているか）

知っている相談先としては、「警察」が最も多く、平成27(2015)年度には、男女とも7割を超える結果となっています。

次に認知度が高いのが、女性は「DVホットライン」次いで「市役所の女性相談や人権・男女共同参画課」、男性は「弁護士」「市役所の女性相談や人権・男女共同参画課」です。

特に、平成27(2015)年度の女性の「市役所の女性相談や人権・男女共同参画課」の認知度をみると、5年前と比べ17.7%から31.0%と2倍近くに増加しています。



※平成22年度は、男女共同参画課

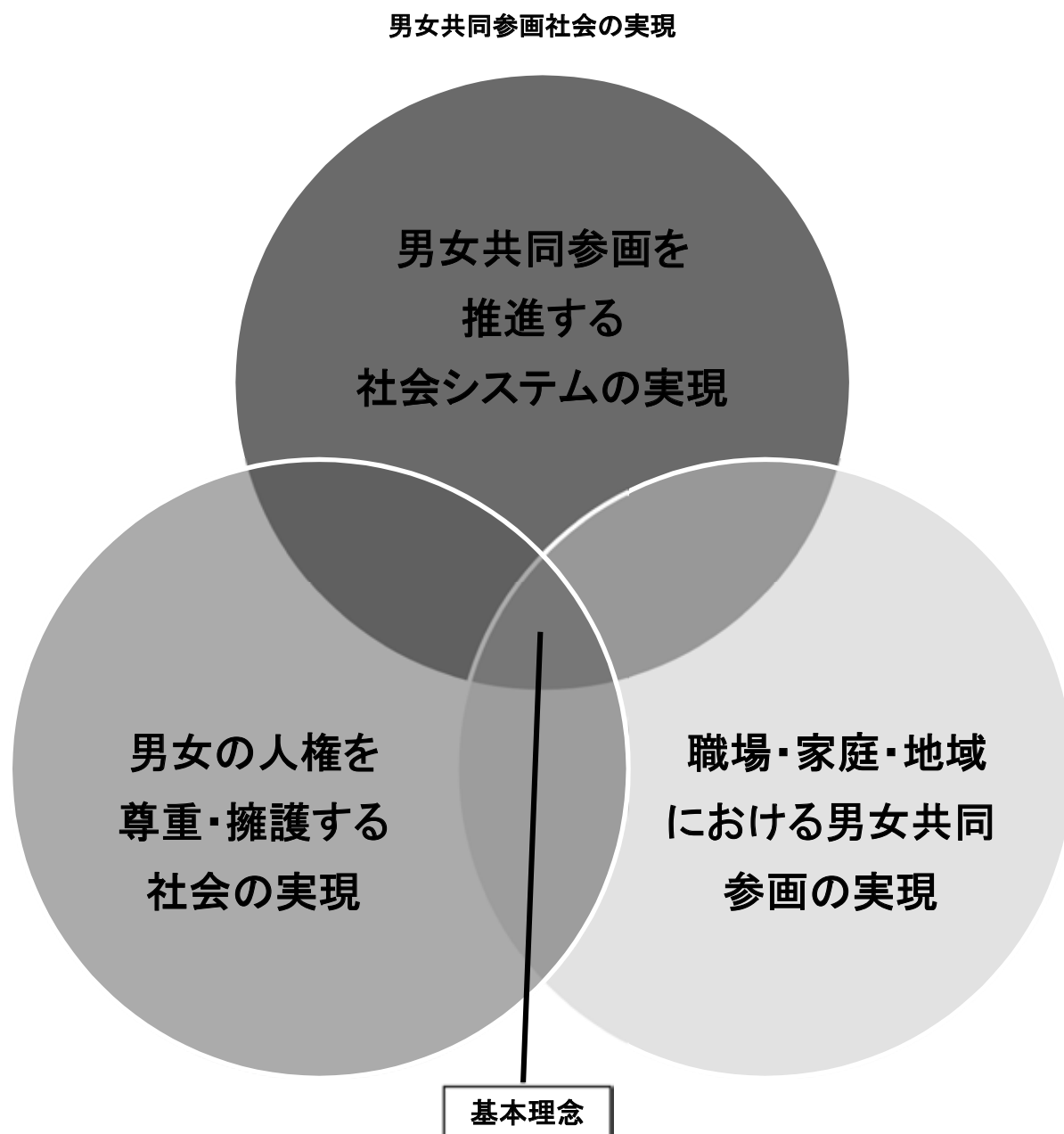
第2部

計画の基本目標

第1章 基本目標の方向性

1 計画の目標

第1部第2章に記した計画の基本理念と基本的視点を踏まえ、取り組むべき3つの基本目標を相互に関係・補完しあうものとして掲げ、男女共同参画社会の実現を目指します。



男女が社会の対等な構成員として、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、職場・家庭・地域社会等のあらゆる分野において、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現

2 計画の体系

基本目標 1

男女共同参画を推進する社会システムの実現

【取組方針】

【具体的施策】

1 社会的な意思決定への女性の参画拡大

(1) 審議会等委員への女性の参画

(2) 女性職員、女性教員の登用

(3) 女性の人材の養成・活動支援

(4) 企業や団体への啓発・支援

2 男女共同参画に向けての意識形成

(5) 社会制度、慣習等の見直し

(6) 多様な学習・啓発活動

(7) 男女共同参画センターの取組

3 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

(8) 学校・保育所・幼稚園における男女平等教育

(9) 男女共同参画に向けた生涯学習

基本目標 2

職場・家庭・地域における男女共同参画の実現

【取組方針】

【具体的施策】

4 働く場での男女平等の推進

(10) 均等な機会と待遇の確保

(11) 積極的格差是正措置への働きかけ

(12) 多様な働き方への支援

5 家族の多様性の尊重と一人ひとりの自立を促す家庭環境の整備

(13) 男女で担う家庭責任

(14) 多様なニーズに対応する子育て環境の整備

(15) ひとり親家庭への支援

6 地域社会における男女共同参画の推進

(16) 地域活動における男女共同参画の推進

(17) 地域防災における男女共同参画と女性の視点

(18) 高齢者、障がいのある人、外国人、子ども等誰もが地域で安心して暮らせる環境の整備

基本目標 3

男女の人権を尊重・擁護する 社会の実現

【取組方針】

【具体的施策】

7 男女の性と人権尊重の理解と促進

(19)リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する意識の浸透

(20)ライフステージに応じた健康対策

(21)性に関する情報の提供と性教育

(22)メディアにおける女性の人権尊重とメディア・リテラシーの向上

8 女性に対するあらゆる暴力の根絶

(23)女性に対するあらゆる暴力の防止に関する意識の啓発推進

(24)相談体制の充実及び被害者の保護

(25)被害者の自立支援

(26)DV 対策の推進体制の整備

女性活躍推進の観点からの本市施策

国は「女性の力は、企業活動、行政、地域等の現場に多様な価値観や創意工夫をもたらし、家庭や地域の価値を大切にしつつ社会全体の活力につながる」ものとして「日本再興戦略⁽⁹⁾」の中核に「女性の活躍推進」を盛り込んでいます。

これを受け、平成 27(2015)年 8 月に成立した女性活躍推進法は市町村に、当該区域内における女性の職業生活についての推進計画を定めるよう努めるものとしています（法第 6 条 2 項）。

(9) 第二次安倍内閣が掲げる成長戦略。平成 25(2013)年 6 月閣議決定。規制緩和、民間投資喚起策、企業の税制優遇、人口減少対策、公共部門の民営化、インフラ輸出促進、自由貿易促進、コーポレートガバナンス強化などからなっている。人口減少対策では、女性の就労促進、出生率の引上げ、高齢者の活用、IT 活用による生産性向上などを掲げている。

また、すべての女性が輝く社会づくり本部において「女性活躍加速のための重点方針」が決定され、女性の活躍を強力に推進することとしています。

本計画の施策を「女性活躍加速のための重点方針」における3つの分野「あらゆる分野における女性の活躍」「女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現」「女性活躍のための基盤整備」に基づき、組み換えを行うと、以下のとおりとなります。

本市では、女性活躍推進法及び大阪府策定の「おおさか男女共同参画プラン（2016－2020）」に基づき「市町村推進計画」を本計画と一体のものと位置づけています。当該推進計画として必要な事項は、本計画の

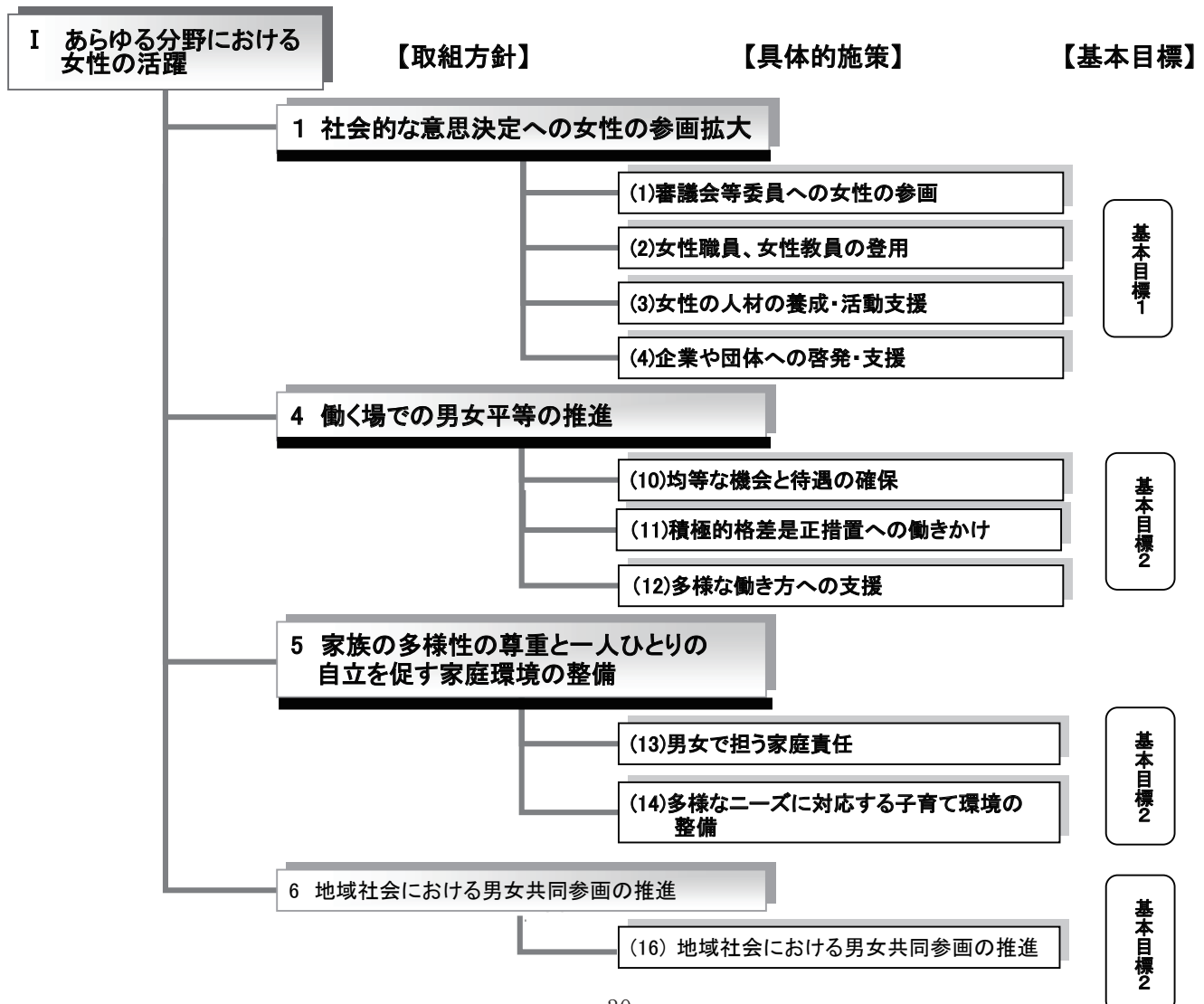
取組方針 1 社会的な意思決定への女性の参画拡大

取組方針 4 働く場での男女平等の推進

取組方針 5 家族の多様性の尊重と一人ひとりの自立を促す家庭環境の整備

に盛り込み、重点施策として推進していきます。

「女性活躍加速のための重点方針」から見た本市施策



【取組方針】

【具体的施策】

【基本目標】

II 女性の活躍を支える
安全・安心な暮らしの実現

5 家族の多様性の尊重と一人ひとりの
自立を促す家庭環境の整備

(15)ひとり親家庭への支援

基本目標2

6 地域社会における男女共同参画の推進

(18)高齢者、障がいのある人、外国人、子ども
等誰もが地域で安心して暮らせる環境の
整備

基本目標2

7 男女の性と人権尊重の理解と促進

(19)リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する
意識の浸透

(20)ライフステージに応じた健康対策

(21)性に関する情報の提供と性教育

基本目標3

8 女性に対するあらゆる暴力の根絶

(23)女性に対するあらゆる暴力の防止に
関する意識の啓発推進

(24)相談体制の充実及び被害者の保護

(25)被害者の自立支援

(26)DV 対策の推進体制の整備

基本目標3

III 女性活躍のための
基盤整備

2 男女共同参画に向けての意識形成

(5)社会制度、慣習等の見直し

(6)多様な学習・啓発活動

(7)男女共同参画センターの取組

基本目標1

3 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

(8)学校・保育所・幼稚園における
男女平等教育

(9)男女共同参画に向けた生涯学習

基本目標1

6 地域社会における男女共同参画の推進

(17)地域防災における男女共同参画と
女性の視点

基本目標2

7 男女の性と人権尊重の理解と促進

(22)メディアにおける女性の人権尊重と
メディア・リテラシーの向上

基本目標3

3 基本目標と取組方針

基本目標1 男女共同参画を推進する社会システムの実現

男女共同参画を推進する社会システムを構築するには、社会的性別（ジェンダー）の視点を定着、浸透させ、一人ひとりが基本的人権に基づいた男女共同参画の意識を持ち、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保される必要があります。男女共同参画社会の形成を図るためには、行政や職場、地域などあらゆる分野での活動に男女が共に参加し、その活動の意思決定過程に参画していくことが重要です。

そのため、審議会等への女性委員の登用促進をはじめ、行政や職場、地域などあらゆる分野での施策や方針の立案、決定などの社会的な意思決定への女性の参画拡大に努めます。男女共同参画社会の形成を阻害する要因に、社会の仕組みや慣習の中に固定的な性別役割分担意識が根強く残っていることが挙げられます。固定的な性別役割分担意識の解消に向けては、社会的性別（ジェンダー）の視点で積極的かつ継続的な取組が必要であり、家庭や職場、地域等あらゆる分野において男女が個性や能力を発揮できるよう、社会における制度や慣習の見直しに向けた市民意識の醸成に努めます。

人間形成に影響を与える教育の役割は大きく、学校等におけるすべての教育活動を通じて、男女共同参画の視点に立った教育が必要です。女性も男性も個性と能力を活かし、社会のあらゆる分野に参画し、生涯にわたって生きがいのある人生を送ることができるよう、男女共同参画を推進する教育・学習の充実に努めます。

取組方針1	社会的な意思決定への女性の参画拡大
取組方針2	男女共同参画に向けての意識形成
取組方針3	男女共同参画を推進する教育・学習の充実

取組方針 1 社会的な意思決定への女性の参画拡大

本市では、審議会等の女性委員登用促進要綱に基づき、女性委員の登用に努めてきました。しかし、審議会等の統廃合等も影響し、「女性委員の登用率」は平成 23(2011)年度は 30.6%、平成 28(2016)年度では 28.5%と 2.1 ポイント後退し (P. 77 参照)、「女性委員のいない審議会等の割合」においても、平成 23(2011)年度の 6.7%から平成 28(2016)年度 10.0%と 3.3 ポイント後退しています。各審議会の所管課は、「審議会等の女性委員の登用推進計画書」を作成の上、各団体に対し、積極的に女性委員を推薦するよう継続的に呼びかけを行っていますが、「女性委員のいない審議会等の割合 0%」の目標達成には一層の取組が必要です。引き続き、団体役員外も含めた女性委員の推薦等も含め、団体への呼びかけを行い、女性登用の促進に努めます。

地域防災計画の策定や推進を担う「防災会議」の女性委員も、委員推薦機関である防災関係機関・関係部局の女性職員割合が低く、登用が進みにくい状況にありました。平成 24(2012)年の災害対策基本法及び防災会議条例の一部改正により、防災会議の委員に自主防災組織を構成する者や学識経験のある者が追加されました。この結果、女性委員の登用率が、平成 24(2012)年度の 8.3%から平成 28(2016)年度 10.8%と 2.5 ポイントの増加となり、多様な主体の意見が反映されるよう取組が進められています。

「市職員の管理職に占める女性の割合」は、平成 24(2012)年度の 21.4%から、平成 28(2016)年度は 21.1%で微減となっています (P. 78 参照)。一方、学校の管理職(校長・教頭)に占める女性の割合は、平成 24(2012)年度の小学校校長 29.3%・同教頭 36.6%、中学校校長 22.2%・同教頭 11.1%から、平成 28(2016)年度には、小学校校長 31.7%・同教頭 39.0%、中学校校長 33.3%・同教頭 33.3%に増加し、女性の登用が進んでいます (P. 79 参照)。今後とも、女性職員や教員に管理職登用試験への受験を働きかけます。また、女性管理職にとって働きやすい環境の整備に努め、女性の採用・登用及び職域の拡大並びに能力開発等、積極的格差是正措置⁽¹⁰⁾を図っていきます。

国の雇用均等基本調査によると、「女性の能力発揮促進のための企業の積極的取組に取り組んでいる企業の割合」は、平成 23(2011)年度の 31.7%から、平成 26(2014)年度は 57.1%に大きく増加しています。

本市でも、企業等において女性の管理職登用や職域拡大が促進されるよう、男女共同参画を進めることが今後の企業等の成長、さらには社会経済の活性化につながるということ

(10) 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること。

を経営者層に周知しているところです。意思決定過程への女性の参画が一層進むよう引き続き周知に努めます。

また本市はこれまでも、男女共同参画センターを中心に学習の機会を提供し人材の育成を図ることで、女性が社会的な意思決定の場で力を発揮できるよう取組を進めてきました。引き続き、あらゆる分野における女性の活躍に向け、女性のエンパワーメントを支援していきます。

さらに、地域活動団体等の代表者や役員、リーダーへの女性の参画もまだ十分ではありません。このため、自治会・PTA等の地域活動や市民活動においても、男女が共に責任を負って活動を担うシステムづくりを今後も働きかけていきます。

具体的施策（１） 審議会等委員への女性の参画

No.	施策の方向	所 管
1	審議会等の女性委員の登用率を、最終年の平成 34(2022)年度には40%以上 60%以下となるよう努めます。また、引き続き女性委員のいない審議会等の解消を目指します。	人権・男女共同参画課
2	女性の登用を進めるため、委員の公募制を積極的に取り入れることや、職務指定についての見直しに努めます。	人権・男女共同参画課 各担当課
3	団体等に委員の推薦を依頼するときは、団体の長や役職に限定せず、女性の推薦について協力を求めるよう引き続き働きかけます。	人権・男女共同参画課
4	女性人材リスト登録者 ⁽¹¹⁾ の審議会等の委員への登用に一層努めます。	人権・男女共同参画課

(11) 市政にかかる政策・方針決定過程への女性の参画を促進するため、「エンパワーメント講座」を修了し、かつ、指定した講座を受講した者のうちから、本人が希望する場合について登録を行い、審議会等の委員の選任の際、部局の長の求めに応じて、情報提供等を行うために作成しているリストの登録者。

具体的施策（２） 女性職員、女性教員の登用

No.	施策の方向	所 管
5	女性職員、女性教員に対して登用試験の受験を積極的に働きかけるとともに、受験状況等の調査・分析を行い、サポートする環境を整えます。	人事課 教職員課
6	女性活躍推進法の施行に伴い改訂した「高槻市特定事業主行動計画」に掲げる目標値の達成に向けて、管理職に占める女性職員の割合の拡大を目指します。	人事課
7	女性職員、女性教員がエンパワーメントできるような研修を実施する等の積極的格差是正措置を講じます。	人事課 人権・男女共同参画課 教育センター

特定事業主行動計画

女性活躍推進法では、事業主に対し、職業生活において女性の個性と能力が十分に発揮できる社会を実現することを目的とした行動計画の策定を求めています。地方公共団体の機関の長については「特定事業主行動計画」として、取組の内容および取組の時期を定めることとされています。

高槻市の特定事業主行動計画は、平成 17 年度に策定した「高槻市特定事業主行動計画 仕事も家庭も“CHANT！”ーちゃんと！ー」を、平成 27(2015)年に次世代育成支援対策推進法、平成 28(2016)年に女性活躍推進法の施行に伴う改訂を行いました。同計画は、平成 27(2015)年度から平成 31(2019)年度までの 5 年間の計画期間とし、女性が個性と能力を十分発揮し職業生活において活躍できるよう、新たな取組を追加しました。

目標（抜粋）

- 女性職員の育児休業取得率 100%、男性職員の育児休業取得率 10%
- 配偶者出産休暇及び男性職員の育児参加休暇の取得率 100%に向けた取組推進
- 年間一人あたり超過勤務時間 300 時間以内（特に子育て期にある職員については深夜勤務や超過勤務をできるだけ縮減できるよう職場全体で協力）
- 消防士の女性職員の割合 3%、技術職 10%
- 女性管理職(主査級以上)の割合 25%

具体的施策（３） 女性の人材の養成・活動支援

No.	施策の方向	所 管
8	女性が能力を伸ばし積極的に活躍できるよう、男女共同参画センターにおいて人材養成のための講座を継続して実施し、女性の能力の開発及びその育成を図ります。 女性が将来にわたってキャリアプランを描きつつ就業を継続し、キャリアアップしていけるよう、様々な機会を通じて情報発信等を行い、女性の関心を高め、意欲向上に働きかけます。	人権・男女共同参画課
9	女性人材の活用を図るため、男女共同参画センターの講座の企画・運営や、地域における社会教育活動への女性の活躍の機会拡大を図ります。	人権・男女共同参画課 地域教育青少年課

具体的施策（４） 企業や団体への啓発・支援

No.	施策の方向	所 管
10	企業等における男女の格差の是正に関して、積極的格差是正措置への理解と導入ならびに女性管理職の登用について啓発を行います。 先進企業の「一般事業主行動計画」や女性の採用・登用の取組等の情報を公表し、女性の活躍に向けた先進的な取組を行う「えるぼし認定企業 ⁽¹²⁾ 」の事例等に関し、市内企業への周知を行い、取組意欲を促進します。	産業振興課
11	自治会、PTA等の地域活動の代表者や役員、リーダーへの女性の参画を進めるため、男女が共に責任を負って活動を担うシステムづくりを働きかけます。	コミュニティ推進室 人権・男女共同参画課 市民生活相談課 環境緑政課 地域教育青少年課 公民館

(12) 厚生労働大臣による「えるぼし認定」を受けた企業を指す。「えるぼし認定」は、女性活躍推進法に基づく事業主行動計画の策定・届出をした一般事業主のうち、女性の活躍推進に関する取組の実施状況等が優良な事業主が、都道府県労働局への申請により得ることができる。「採用」「継続就業」「労働時間等の働き方」「管理職比率」「多様なキャリアコース」といった5項目の評価基準があり、項目数に応じて3段階の認定を受ける。

取組方針 2 男女共同参画に向けての意識形成

平成 27(2015)年度実施の市民意識調査では、「男は仕事、女は家庭」との考えに「賛成である」とする回答は減少し、性別による固定的な役割分担意識は解消に向かったと考えられるものの、一方で、「どちらともいえない」との回答が約半数を占めている状況については、今後も注視していく必要があります(P. 16 参照)。

また同調査で、学校・家庭・職場など様々な場面(分野)で男女平等感を感じるかについて、男女別に聞いたところ、「平等になっている」の割合は、「地域社会では《女性》」を除いた全ての分野で5年前の調査時に比べて減少しました。

男性の回答は、多くの分野で「平等になっている」の割合が女性よりも高くなる傾向があり、特に女性との間に差が開いている分野は、開きが大きい順に「政治の場」「社会通念や慣習の面」「家庭の中」「法律や制度の上」となっています。これらの分野では、男女平等感の捉え方に男女差があることが伺えます(P. 17~P. 20 参照)。

本市では、多様な媒体・機会を通じて広報・啓発活動に取り組んでいますが、固定的役割分担意識の解消など一定の成果を挙げた部分もある一方で、男女平等感など、十分な成果が挙がっていない部分も見受けられます。

このような状況を受け、本市は今後も男女共同参画の視点に立ち、さらに幅広く意識啓発に取り組みます。性別による固定的な役割分担意識は時代とともに変わりつつあるものの、男女平等感については男女差が見られることから、職場などを通じて啓発を進めるため、企業等と連携した取組を進めます。

また、「高槻市男女共同参画条例」第3条では、男女共同参画社会の形成に関する取組は、国際的な理念及び情勢と深く関連していることから、その動向に留意することとしています。男女共同参画の推進に大きく貢献している国際的な条約や世界女性会議での成果などを広く市民に広報し、男女共同参画に向けての意識形成を図っていきます。

男女共同参画センターは、学習活動、男女共同参画に取り組む団体・グループの交流支援、女性相談事業など、男女共同参画社会に向けた拠点施設として大きな役割を果たしています。今後とも、啓発事業、学習講座、相談事業、交流、情報提供等の機能の充実強化に努めます。

具体的施策（５） 社会制度、慣習等の見直し

No.	施策の方向	所 管
12	現行の社会制度や慣習などについて、男女共同参画の視点から読み解くための情報提供等に努めます。	人権・男女共同参画課 図書館
13	固定的な性別役割分担意識の実態把握に向けた調査を行い、古い意識や慣習にとらわれない多様な男女のイメージの浸透を図ります。	人権・男女共同参画課

具体的施策（６） 多様な学習・啓発活動

No.	施策の方向	所 管
14	男女共同参画を推進するための学習活動が、男女が共に学べるプログラムで実施されるよう工夫します。 男性の生活自立に向けた講座や男性の介護力を高める学習機会を増やすなど、男性に向けた講座や学習機会の充実に努めます。	人権・男女共同参画課 地域教育青少年課 公民館
15	男女共同参画に関する男性の理解を深めるため、企業等での取組を働きかけるとともに、研修に関するの情報提供や出前講座などの支援を行います。 企業の経営・管理者層に対して、女性の活躍の推進や働き方に対する意識改革を図り、取組を効果的に進めていくため、経済団体との連携に努めます。	産業振興課
16	女性活躍推進法、男女雇用機会均等法、配偶者暴力防止法など、男女共同参画に関する法律や救済制度を、誰にでも理解し活用できるよう、わかりやすい広報や情報の提供に努めるとともに、学習の機会を拡充し、法識字 ⁽¹³⁾ の強化に努めます。	人権・男女共同参画課
17	世界女性会議の成果等、男女共同参画に関する国際的な情報を収集・提供し、広報、啓発を行うことにより、国際社会の一員としての市民意識の向上を図ります。	秘書課 人権・男女共同参画課

(13) 自分にどんな権利があり、その権利を行使するために、どのように手続きすれば良いかを理解する能力。
また、法律や関連の制度の存在を知り、その知識を使いこなすことのできる能力をいう。

具体的施策（7） 男女共同参画センターの取組

No.	施策の方向	所 管
18	男女共同参画センターの講座について、その講座の対象となる人が参加しやすいよう、多様な就業形態に配慮した開講日等の設定を行います。また、保育付き講座等の拡充に努めます。	人権・男女共同参画課
19	エンパワーメント講座等の修了者の活動の場を広げたり、男女共同参画に取り組む団体・グループのネットワーク作りを支援するなど、修了者の継続的な学習・活動やグループの交流を促進します。	人権・男女共同参画課
20	男女共同参画に関する調査・研究を進め、図書やDVD、行政資料等の情報の収集、提供の充実とともに、ドーンセンターとの連携強化を図ります。 特に、女性活躍推進法を効果的に運用していくため、女性の職業生活における活躍に関する国際的な動向や、他市町村における具体的な取組事例等の様々な情報を収集・整理し、積極的な情報提供に努めます。	人権・男女共同参画課

取組方針3 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

保育所・幼稚園から小・中学校の全ての教育課程において、一人ひとりの児童生徒の人権を尊重し、男女共同参画を推進する教育を体系的、継続的に実施することが重要です。

本市では、男女平等教育の取組のひとつとして、平成3(1991)年度に全国に先駆けて幼稚園・小学校で男女混合名簿を導入し、平成10(1998)年度には中学校を含めたすべての学校で実施しています。平成11(1999)年3月には「男女共生教育指導の手引き」を作成・配付するなど、男女平等教育の推進に努めてきました。また、現在でもすべての教育活動において、固定的な性別役割分担意識にとらわれないようにするとともに、必要のない男女別の指導や取扱は行わないなどの取組を進めています。

平成27(2015)年度実施の市民意識調査「男女の平等感」に関する設問のうち「学校教育では」の分野で「平等になっている」との回答割合は、5年前の平成22(2010)年度調査に比べ減少しています(P.18 参照)。

こうした状況をふまえ、今後も、男女共同参画の視点に立った教育を市内全校で継続的に取り組んでいきます。また、学校と家庭、地域が共通の問題意識を持って協力して取り組むことにより連携の強化を図ります。

また、平成22(2010)年度実施の市民意識調査では、「子どもの将来像（どのような人に育ってほしいと思いますか）」についての質問も行いました(P.95 参照)。その結果、女

の子、男の子ともに1番は「思いやりのある人」ですが、2番目に女の子の場合は「家庭を大切にしている人」「素直な人」、男の子の場合は「責任感の強い人」「判断力のある人」を挙げており、子どもの性別により、期待する将来像に違いが見られます。このことは、家庭において親から子へ固定的な性別役割分担意識が引き継がれる可能性を示しており、親世代の意識改革を促す取組が必要です。

女性も男性もそれぞれの個性と能力を活かして、社会のあらゆる分野に参画できるよう、学習の機会が生涯にわたって確保されていることが重要であり、男女の自己実現を可能とする生涯学習の充実を目指します。

具体的施策（８） 学校・保育所・幼稚園における男女平等教育

No.	施策の方向	所 管
21	学校園・保育所において、男女共同参画の視点に立った教育を推進する計画を作成し、継続的に取り組みます。	保育幼稚園総務課 教育指導課
22	男女共同参画の視点に立った教育のための教職員研修を実施します。	教育センター
23	学校園・保育所において、教材や遊び等を男女共同参画の視点から点検し、改善を行います。（No.28 と統合）	保育幼稚園総務課 教育指導課
24	教育活動における隠れたカリキュラム ⁽¹⁴⁾ の解消に引き続き努めます。	教育指導課
25	男女共同参画の視点に立った教育や隠れたカリキュラムの点検に外部評価の考え方を導入します。	教育指導課
26	学校園・保育所で行われている男女共同参画の視点に立った教育と家庭教育の連携を図るため、積極的に情報を提供するとともに、教職員・保育士と保護者が共に学習する機会を持ちます。	保育幼稚園総務課 教育指導課
27	幼児期からの男女共同参画の視点に立った教育の重要性を認識し、保育士・幼稚園教諭の研修を実施します。	保育幼稚園総務課 教育センター
28	（No.23 と統合）	
29	（No.37 と統合）	
30	学校園・保育所でとりわけ、父親の育児や保護者会活動への参画を促し、また、「男女共同参画週間」に合わせて、男女共同参画への理解を深める諸行事を設定するなど、効果的な取組を検討します。	保育幼稚園総務課 教育指導課

(14) 学校教育の中で、固定的な男女の役割分担意識を無意識に子どもたちに伝達していることをいう。具体的には、教科書などの教材選択、記述・イラスト等を通して描かれる女性（男性）像、学習場面での教師の教え方や何気ない言動、学校行事における男女の役割分担などがある。

具体的施策（9） 男女共同参画に向けた生涯学習

No.	施策の方向	所 管
31	男女共同参画社会の実現に向けた多様なテーマを掲げ、働く人が参加しやすい曜日・時間に配慮して講座等を開催します。	人権・男女共同参画課 地域教育青少年課 公民館
32	研修講座等の企画運営にあたっては、男女共同参画に取り組むNPO等や男女共同参画センターで学習した市民との協働も視野に入れて取り組みます。また、保育付き講座等の拡充に努めます。	地域教育青少年課 公民館
33	子どもが性別にとらわれず、その個性と能力を伸ばすことができるよう、講演会や人権教育リーフレットの配布等、PTAとの連携事業を通じて家庭における学習の機会や情報の提供を拡充します。	地域教育青少年課

基本目標2 職場・家庭・地域における男女共同参画の実現

少子高齢化が進行し、労働力不足が懸念される中、働きたい人が性別に関わりなくその能力を発揮できることは、経済社会の活力の源となるものです。

近年では、国において平成 27(2015)年の「女性活躍推進法」の制定や、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）」「男女雇用機会均等法」改正など、仕事と家庭の両立のための制度整備が進められています。

しかし実際には、男性が長時間労働を強いられ、仕事優先の働き方をしているという状態が解消しないまま、女性の就業が進んでいます。このため、「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識が解消されず、「男は仕事、女は仕事と家事・育児・介護等」という形で女性の二重の負担構造が再生産されています。

男女が働きながら、人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会を構築するには、老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の推進が不可欠です。平成 19 年(2007)には「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」と「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定され、一層積極的に取り組む決意を表明するため、政労使の合意も結ばれています。男女が子育てや介護などの家庭責任を分かち合い、健康で豊かな生活を送るためには、社会システムの整備と同時に個々人の意識改革が大切です。

働く人が性別により差別されることなく、かつ母性を尊重されつつ、その能力を十分発揮することができる雇用環境の整備に向けて、企業等に、引き続き男女雇用機会均等法の履行を徹底するとともに、女性活躍推進法の趣旨・理念を周知徹底し、積極的格差是正措置などの啓発に努めます。

また、地域社会は家庭と共に人々にとって最も身近な暮らしの場であるため、地域活動における男女共同参画の推進は重要な課題です。地域活動では、女性が主に活動を担っているにもかかわらず、代表者や役員は男性に偏っているとの事例も散見されます。地域での女性の方針決定過程への参画を進めると同時に、広い世代の男性が地域とつながりを持って活動に参画できるよう、男女が共に担う地域づくりを進めます。

また、高齢者、障がいのある人、外国人、子どもなど、誰もがその持てる力を発揮し、地域で生きがいを持って安心して暮らせるように、意識啓発と環境の整備を進めます。

取組方針4 働く場での男女平等の推進

取組方針5 家族の多様性の尊重と一人ひとりの自立を促す家庭環境の整備

取組方針6 地域社会における男女共同参画の推進

取組方針4 働く場での男女平等の推進

平成 27(2015)年度実施の市民意識調査「男女の平等感」に関する設問のうち「職場では」について、「平等になっている」との回答割合は5年前の調査時に比べて減少しています(P. 18 参照)。

職場においてどのような場面で不平等を感じるのかについては、平成 22(2010)年度実施の市民意識調査で「職場での男女格差の有無」について質問をしています。「自分の職場でそのようなことがある」こととして、女性は「女性の昇進・昇格が遅い、あるいは望めない」「女性は男性の補助業務や雑用が多い」の回答が最も多く、それぞれ 24.5%、男性は「女性にはつけないポスト・職種がある(32.1%)」「女性は男性の補助業務や雑用が多い(22.5%)」の回答が多くなっています(P. 96 参照)。

本市の女性の労働力率(15歳以上に占める労働力人口(就業者+完全失業者)の割合)を全国や大阪府と比較すると、ほとんどの年齢階層において全国を下回っているものの5年前の調査時に比べ差は縮小し、大阪府とほぼ同水準となっています。

一般に女性の労働力率は、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するといういわゆる「M字カーブ」を描きますが、近年、M字の谷が浅くなる傾向があります。本市においても、谷にあたる35歳から39歳の労働力率は68.2%と5年前に比べ6.4ポイント増加し、谷が浅くなる傾向が見られます。しかし、全国の同年代労働力率72.7%よりは低く、M字の谷も深くなっていることから、結婚・出産期に仕事をやめる女性が全国に比べ多いことが伺えます(P. 81 参照)。

平成 22(2010)年度実施の市民意識調査では、「女性が働き続ける場合に困難だと思うこと」として、男女とも「保育所、学童保育室の不足(男性 61.8%・女性 73.0%)」が最も高く、次いで女性では「老親や病身者の介護・看護(54.8%)」、男性では「育児、子どもの教育(51.8%)」となっています(P. 97 参照)。その背景には、女性が出産、育児、介護のために仕事を離れざるをえない状況や、「男は仕事、女は家庭」という性別による固定的な役割分担意識が根強くあることが伺えます(P. 94 参照)。

女性が働き続ける上で、出産や育児が障壁とならないよう、保育所の整備をはじめとする社会的支援を充実させるとともに、職場において、出産、育児を理由とした差別的な処遇が行われることがないようにすることが重要です。セクシュアル・ハラスメント⁽¹⁵⁾は、女性を働く対等なパートナーとして見ない男性の価値観や職場環境のもとで起こるものであり、女性の人間としての尊厳を傷つけ、働く権利を侵害するものです。セクシュアル・ハラスメントをはじめとした様々なハラスメントの防止・対策をそれぞれの企業等の責任において実施されることが求められます。

これらの状況を改善し、男女が平等に、生き生きと働くことができる職場環境の整備に向けて、男女雇用機会均等法ならびに女性活躍推進法の趣旨・理念の周知に一層努めます。あわせて、職場における固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発に努めるとともに、企業等に対して積極的格差是正措置を働きかけます。

職業生活における理工系分野での女性の活躍は促進されておらず、例えば、平成 27(2015)年度の国の調査によると、建設業における採用者（技術者）に占める女性比率は 4.5%にとどまります。職域拡大に向け、理工系分野への女性の興味・関心を向上させる必要があります。

近年、男女を問わず非正規雇用の比率が高まっています。このような就労形態は、多様な働き方を可能にしますが、その反面、不安定な環境に置かれ、貧困の原因にもつながるため、非正規雇用者の待遇改善の推進等、多様な働き方の雇用環境を向上させる必要があります。

また、平成 22(2010)年度に実施した労働実態調査によると、女性の事業主や家族従業者に関しては、高齢化・長時間労働・家事負担などの課題があります。生産や経営等を担う自営業に従事する女性の労働条件の改善に向けて、関係機関と連携した取組が求められています。

近年、国は、ICT⁽¹⁶⁾を活用した時間や場所にとらわれない「テレワーク」などの柔軟な働き方を推進しています。テレワークは、被雇用者であれば在宅勤務やモバイルワークなどの就労形態を取りやすくなり、また個人・小規模事業者による起業が行いやすくなる

(15) 職場や学校などで相手の意に反した性的な発言や行動を行い、相手や周囲に不快感を与えることをいう。職場では、相手の意に反した性的な性質の行動を行い、それに対する対応によって仕事を遂行するうえで、一定の不利益を与えたり、それを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させることをいう。また、学校では、相手の意に反した性的な行動を行うことにより、学習意欲の低下や喪失を招くなど、学校生活を送る上で不利益を与えたり、学習環境を悪化させることをいう。

(16) 「Information and Communication Technology」の略で、「情報伝達技術」と訳される。「情報技術」と表現される「IT」よりも、情報・知識の共有に焦点があてられ、情報伝達といった「コミュニケーション」が強調されている。

等就業機会が拡大するほか、ワーク・ライフ・バランスの実現にもつなげる事が出来る等のメリットがあります。本市では、多様な働き方における労働環境の改善に向けて、企業等への啓発に取り組み、支援に努めます。

具体的施策（10） 均等な機会と待遇の確保

No.	施策の方向	所 管
34	男女雇用機会均等法の履行確保を企業等に啓発します。	産業振興課
35	女性労働の実態把握に努めるとともに、労働相談に見られる実態を社会的性別（ジェンダー）、男女共同参画の視点で分析し、職場での差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント等の様々なハラスメント、パート労働等の女性の就労に関する問題を整理して、労働施策に活かします。	産業振興課
36	企業等におけるセクシュアル・ハラスメント等の様々なハラスメントを防止するための啓発等を強化します。	産業振興課
37	男女が平等に働ける環境を整備するため、職場における固定的な性別役割分担意識の解消を図ります。 圧倒的に女性比率が高い保育士、幼稚園教諭等の職場については、男性にとっても働きやすい環境整備に努めます。 男女にかかわらず、青少年期から科学技術の魅力に接する機会を提供するとともに、建設業・運輸業・研究機関をはじめ理工系分野等女性の参画が進んでいない分野においても活躍の機会があることへの理解の促進に努めます。	産業振興課 人権・男女共同参画課 人事課
38	高槻市において、職場でのセクシュアル・ハラスメント等の様々なハラスメントの根絶を目指し、実効あるシステム作りに引き続き取り組みます。	人事課

具体的施策（11） 積極的格差是正措置への働きかけ

No.	施策の方向	所 管
39	職場における男女間の格差を解消するため、積極的格差是正措置についての事業主の理解を促進します。	産業振興課
40	女性の就業促進、職域拡大等に貢献した企業等を市民に周知するなど、男女共同参画に積極的に取り組む企業等を奨励する取組を進めます。 公共調達における公正性、経済性及び品質の確保に配慮しつつ、男女共同参画に積極的な取組を行う企業への加点が実施されるよう、国・府の先行事例を参考に評価方法の調査研究に努めます。	産業振興課 人権・男女共同参画課 各担当課

具体的施策（12） 多様な働き方への支援

No.	施策の方向	所 管
41	パートタイム労働者や派遣労働者の就業環境の整備、労働条件の改善を図るため、同一価値労働・同一賃金の原則（ILO100号条約）、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（パートタイム労働法）、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（労働者派遣法）などの周知普及や、情報提供、啓発に取り組めます。	産業振興課
42	仕事と家庭生活の両立を図り、ワーク・ライフ・バランスの実現にもつながる多様な働き方が可能となるよう、労働環境の改善に向けて、企業に対しICTの利活用等情報提供に努めます。 また、有期雇用の労働者には希望に応じて継続雇用への道を拓くよう企業等に啓発を進めます。	産業振興課
43	出産・育児等により離職した再就職希望者に対し、再就職の不安を解消するための再就職支援セミナー等を開催するとともに、自分にあった仕事選びのサポートを行います。 起業希望者に対しては、起業に関する情報提供や資金面の支援を行うとともに、起業・NPO等の立ち上げや、地域で活躍する女性等の先進的な取組の収集・発信に努めます。	人権・男女共同参画課 産業振興課
44	商工業等の自営業における女性家族従業者の実態調査について、関係機関への働きかけを行うとともに、その実施状況や内容を参考に対応します。	産業振興課

取組方針5 家族の多様性の尊重と一人ひとりの自立を促す家庭環境の整備

男女共同参画社会の形成には、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現が重要です。国が平成19(2007)年に策定した「ワーク・ライフ・バランス憲章」では、目指すべき社会に「多様な働き方・生き方が選択できる社会」が挙げられています。

また国は、平成27(2015)年に「働き方改革推進室」を設置し、多様な働き方を推進しています。女性の活躍のためにも、また、男女が共に暮らしやすい社会を実現する観点からも、まずは長時間労働等を当たり前とする男性中心の働き方を改革することが重要です。

1人の高齢者を支える現役世代の数が少なくなる中、現役世代が「仕事か家庭生活か」ではなく、1人で何役も担うことができるよう、一人ひとりの事情に応じた職業生活を営むことができる社会の実現が求められます。

平成22(2010)年度実施の市民意識調査では、「生活の中で優先したいこと」は、男女とも「『仕事』と『家庭や地域活動』と『個人の生活』の3つとも大切にしたい」と回答した人が最も多くなっていますが、現実には、女性は「家庭や地域活動」、男性では「仕事」を優先している人が最も高くなっています(P.98参照)。その背景には、「男は仕事、女は家事・育児」という性別による固定的な役割分担意識が根強く存在し、男性は、長時間労働による職場中心の生活となり、家庭責任を果たせない状況があります。

少子化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化など、社会環境が変化する中で、身近な地域に相談できる相手がないなど、子育てが孤立化することにより、負担感を感じている父親・母親も少なくありません。

子育てや子どもの成長に楽しさや喜びを感じることができるよう、子育てをしているすべての家庭が必要に応じて適切なサービスを利用し、安心感をもって子育てができるよう、総合的な子育て支援施策を推進する必要があります。また、子どもの成長の過程で重要な生活の基盤となる「地域社会」において、全ての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し子どもたちを見守り、子育てを支援する必要があります。

さらに職場においては、男女が共に家庭責任を担えるよう、企業等における労働時間短縮や育児・介護休業制度の普及・取得の推進に向けた取組が必要です。

性別による固定的な役割分担意識の解消に向けて一層啓発に努めるとともに、特に、男性を対象とした育児、介護等に関する学習機会を提供します。

本市では、平成17(2005)年度に策定した「高槻市特定事業主行動計画ー仕事も家庭も“CHANT!”(ちゃんと!)ー」を、平成27(2015)年に次世代育成支援対策推進法、平成28(2016)年に女性活躍推進法に基づき改訂しました。本計画では、育児休業期間中に3か

月に1回は職場から業務等の情報提供を行うことを取組項目に追加し、育児休業後スムーズに職場復帰できるようにすることで育児参加を促進する取組も進めています。

平成28(2016)年度の男性職員の育児休業取得率は7.4%ですが、育児参加休暇⁽¹⁷⁾取得率は66.0%、配偶者出産休暇⁽¹⁸⁾取得率は62.8%に達しています。

男女が安心して働き続けるために、子育ては重要な事柄であり、子どもが健やかに育つ環境を整えるなど子育て支援の充実が必要です。企業等に対して、女性活躍促進法に基づく一般事業主行動計画策定や子育て支援の取組が進むよう、啓発に努めます。

本市においても、平成17(2005)年に「高槻市次世代育成支援行動計画」前期計画、平成22(2010)年に同計画の後期計画、また平成27(2015)年に「高槻市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育て支援の取組を進めています。今後も、多様なニーズに対応した子育て環境の整備や相談体制の拡充、地域社会による支援の充実に努めます。

昨今、貧困や教育、就労の機会が得られないなど生活上の困難に直面する人々が増加しており、様々な形での支援が必要とされています。

また、離婚の増加等により、ひとり親家庭が増えています。ひとり親家庭では、子育て・生活全般や就業、経済面での不安があり、大人が2人以上いる世帯と比べ、相対的貧困率も高くなっています（「(厚生労働省)平成25年国民生活基礎調査」）。

本市では、平成29(2017)年度に「第三次高槻市ひとり親家庭等自立促進計画」を策定し、ひとり親家庭の自立支援を総合的に推進しています。家族のあり方が多様化する中、自らの意思で多様な生き方が選択できるような力をつけることが必要とされます。様々な困難を抱えるひとり親家庭が、困難を乗り越え、自立して生きていくための適切な支援に努めます。

(17) 男性職員が、妻の産前産後の期間中に、出産に係る子又は上の子（小学校就学前）の養育のため取得することができる休暇のこと。付与期間は、出産に係る子（第一子）を養育する場合は、妻の産後8週間の期間中、上の子（小学校就学の始期に達するまでの子）を養育する場合は、妻の産前8週間（多胎妊娠は14週間）、産後8週間の期間中。付与日数は上記の期間中において5日以内で、連続でも分割でも取得可能。付与単位は1日。

(18) 男性職員の妻が出産するとき、その事実発生（予定）日前1週間、後2週間の範囲で取得することができる休暇のこと。取得は1日単位、2日以内で分割取得可。

具体的施策（13） 男女で担う家庭責任

No.	施策の方向	所 管
45	労使双方に対し、育児・介護休業法の周知を図り、育児・介護休業を取得しやすい職場環境づくりに努めるよう啓発するとともに、仕事と子育ての両立を支援する雇用環境の整備に積極的に取り組む子育てサポート企業の認定制度について、情報提供を行い、認知度の向上を図ります。	産業振興課
46	高槻市が男女共同参画のモデル職場となるよう、職員への研修等に努めるとともに、男性職員の家庭生活（家事、育児及び介護等）への関わりを推進するため、研修等を通じ、職場の雰囲気醸成、管理職員に対する意識啓発、職員への仕事と家庭の両立支援制度の周知等を行います。 また、高水準の男性の育児休業取得率を達成している等他市の先進的な取組事例等の収集・情報提供を行います。	人事課 人権・男女共同参画課
47	長時間労働が男女の職業生活と家庭・地域生活の両立を妨げている大きな要因であることから、企業や労働者双方に対し労働時間短縮の啓発を行い、ワーク・ライフ・バランスの実現に努めます。	産業振興課
48	性別による固定的な役割分担意識を解消する啓発を推進し、男性の家事・育児・介護等への参画の家庭における意義に対する理解を深めるため、地域団体やボランティア団体等と連携し、家事・育児・介護等に関する講座を実施します。 男性の家事・育児・介護等に関する啓発等について、他市の先進的な取組事例を収集し、情報提供を行います。	人権・男女共同参画課 子ども保健課 地域教育青少年課 公民館 子育て総合支援センター
49	学校園・保育所は行事や参観懇談に仕事を持つ保護者が参加しやすいように配慮し、教育・子育てへの男性の積極的な参画を促す工夫をします。	保育幼稚園総務課 教育指導課

具体的施策（14） 多様なニーズに対応する子育て環境の整備

No.	施策の方向	所 管
50	企業等に対して、女性活躍推進法・次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定や子育て支援の取組が進むよう啓発を行います。	産業振興課
51	保育所における待機児童の解消のため、引き続き、入所枠の弾力的運用を積極的に行うとともに、保育環境が悪化しないよう、適切な対策を実施します。	保育幼稚園総務課 保育幼稚園事業課
52	保護者の就労時間や就労形態の多様化に対応するため、保育需要を参考にしつつ、必要に応じて延長保育、一時預かり、病児・病後児保育、休日保育の拡大に努めます。	保育幼稚園総務課
53	ファミリー・サポート・センター ⁽¹⁹⁾ の運営や子育てに関する相談・情報の提供、地域の子育てサークルへの支援など、家庭や地域の子育て機能、環境の充実に努めます。	保育幼稚園総務課 子育て総合支援センター
54	学童保育について、待機児童数の状況に応じ、2室運営等の保育環境改善に取り組みます。	子ども育成課

具体的施策（15） ひとり親家庭への支援

No.	施策の方向	所 管
55	ひとり親家庭では、仕事・育児・家事を一人で担っていく必要から経済的・身体的・精神的な負担が大きくなっています。 このため、高槻市ひとり親家庭等自立促進計画に基づき、母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施、母子・父子自立支援員による相談体制の充実、専門相談機関との連携強化など自立支援に向けた取組を推進します。また、児童扶養手当の給付、母子・父子・寡婦福祉貸付金の貸付、保育料の軽減等の経済的支援を推進するなど生活困難を抱えた家庭に適切な支援を行います。	人権・男女共同参画課 子ども育成課 保育幼稚園事業課

(19) 育児の援助を行いたい人と育児の援助を受けたい人からなる会員組織。

取組方針 6 地域社会における男女共同参画の推進

地域社会は、男性にとっても女性にとっても大切な生活の場であり、豊かで活力のある地域社会をつくっていくためには、男女が共に地域社会づくりに参画していくことが重要です。

地域では、自治会やPTA等の地域団体やNPO等が様々な活動を展開しています。福祉や子育て支援などの分野で女性も多く活動していますが、地域の方針決定過程への女性の参画はあまり進んでいない状況にあります。また、これまで仕事中心の生活を送っていた男性は、仕事以外の付き合いが少なく、定年後に地域で孤立しやすい傾向があることが指摘されています。このため、男女が対等なパートナーとして地域活動に共に参加し、地域活動の活性化と地域課題の解決が図られるよう、その環境づくりに努めます。

平成 23(2011)年 3 月 11 日に発生した東日本大震災以降、平成 28(2016)年 4 月 14 日の熊本地震や同年 10 月 21 日の鳥取県中部地震など震度 6 を超える地震が発生し、防災（復興）に対する関心が一段と高まっています。将来において、南海トラフ巨大地震のほか、連動する直下型地震の発生が予測されており、地震以外にも局地的大雨など、直前の予測が難しい災害も増えてきています。

東日本大震災等では、女性や生活者の視点が十分に反映されないことや、女性や子育てのニーズに配慮した避難所運営ができていないこと、固定的性別役割分担が更に強化されてしまうことなど、男女共同参画の視点からの様々な問題が浮き彫りになっています。

本市では平成 28(2016)年 7 月現在、自主防災組織 151 組織のうち 134 組織で男性が会長を務めています。防災の分野はこれまで男性が中心であったことから、女性や生活者の多様な視点を反映した防災に取り組み、地域の防災力向上に努めます。

社会全体で高齢者介護を支える仕組みとして、平成 12(2000)年に介護保険制度が導入され、その後、社会のニーズに合わせて改正が重ねられてきました。近年は特に、要介護状態等となることの予防や、要介護状態等の軽減もしくは悪化の防止を図る介護予防の取り組みが非常に重要となっています。平成 26(2014)年の介護保険法の改正では、市町村に「介護予防・日常生活支援総合事業」の実施が義務付けられ、市が中心となった地域の実情に応じた介護予防事業の実施や、住民等の多様な主体が参画して行う多様なサービスの充実により、地域の支え合い体制づくりを推進することが求められています。

介護サービスの利用者は、在宅サービスを中心に増加しているものの、家庭での介護は今なお女性に、より大きな影響を及ぼす切実な問題です。

近年になり、妻を介護する夫、親を介護する息子が増加しており、併せて老老介護、介護者の健康上の問題、仕事の継続の困難の他に、家事における困難、地域での孤立化といった複合的な問題が浮かび上がってきています。

男性も女性も介護を必要とする人が、必要に応じたサービスを利用できるよう、介護保険制度についての周知・啓発や介護サービスについての相談体制の充実を図ります。

また、福祉のまちづくりを市民等と行政が協働して行うことが求められています。福祉のまちづくりを進めるためには、地域団体、ボランティア団体、市民等のまちづくりへの積極的な参加が、これからの社会の新しい活力を生み出す活動として重要であることから地域における取組を支援します。

地域には、高齢者、障がいのある人、外国人、子どもなど多様な人が暮らしています。障がいがあること、外国人であること、同和問題等により困難な状況におかれていることに加え、女性であることでさらに複合的に困難な状態におかれている場合があることに留意する必要があります。人権尊重の観点と多文化共生⁽²⁰⁾の意識を持ち、誰もが住み慣れた地域で安心して生活し、その能力や意欲を発揮しながら社会参加するために、多様なサービスの提供、相談・支援体制の整備を図ります。

具体的施策（16） 地域活動における男女共同参画の推進

No.	施策の方向	所 管
56	自治会などの地域団体やボランティア団体、市民等が地域活動に参加し、地域における男女共同参画の課題の解決に向けた取組を主体的に行えるよう支援します。	コミュニティ推進室 人権・男女共同参画課 各担当課
57	男性の地域活動等への参加を促進するため、男性向けの学習機会の提供等を行います。	人権・男女共同参画課
58	誰もが生涯にわたって学び、学習活動を通じて新たな人間関係を育み、高齢者が経験や知識を活かしながら、障がいのある人がその能力や意欲を発揮しながら、そして外国人の人たちがその文化を大切にしつつ地域の一員として、豊かな人生を歩めるよう、生涯学習、地域活動等への男女共同参画に向けた取組を推進します。また、こうした活動に携わるNPO等の裾野を広げ、地域に根付いたものとするため、その支援に向けた環境づくりに努めます。	コミュニティ推進室 長寿介護課 公民館 人権・男女共同参画課

(20) 国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

具体的施策（17） 地域防災における男女共同参画と女性の視点

No.	施策の方向	所 管
59	防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努めます。また、自主防災組織などへの女性の参画を促進します。	危機管理室 人権・男女共同参画課
60	防災知識の普及・啓発や防災訓練においては、要援護者等への配慮をするとともに、女性の参画を含め多くの住民に参加を呼びかけ、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮します。	危機管理室
61	避難所の運営においては、女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮します。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配付、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営を図ります。	危機管理室 人権・男女共同参画課
62	応急仮設住宅の運営管理においては、安全・安心の確保、孤立死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、性別を問わず避難生活者の多様な意見を反映できるよう配慮します。	危機管理室

具体的施策（18） 高齢者、障がいのある人、外国人、子ども等誰もが地域で安心して暮らせる環境の整備

No.	施策の方向	所 管
63	介護を必要とする人が適切なサービスを受けられるよう、介護保険制度についての周知・啓発や介護サービスについての相談体制の充実を図り、家族介護の負担の軽減につなげます。	長寿介護課
64	「地域福祉計画・地域福祉活動計画」「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」「障がい者基本計画」などに基づき、高齢者や障がいのある人が地域で安心して暮らせるよう、各種在宅サービスや保健福祉サービス等の充実努めます。	福祉政策課 長寿介護課 障がい福祉課 健康づくり推進課
65	異文化を理解し、共に生きる多文化共生社会の形成を促進することにより、国際的な人権意識の向上につなげます。	人権・男女共同参画課
66	外国人については、必要な各種情報を多様な言語で効果的に提供できるよう、関係機関と連携した支援を進めます。	秘書課 人権・男女共同参画課
67	登下校時など、子どもが被害者となる性的な犯罪を防止するため、警察等と連携し、地域安全情報を家庭、PTA等へ積極的に提供するなど、安全・安心なまちづくりに取り組みます。	危機管理室 子ども育成課 保健給食課 地域教育青少年課 教育指導課

基本目標 3 男女の人権を尊重・擁護する社会の実現

女性も男性も、個人として尊重され、性別による差別的な扱いを受けず、個人としての能力を発揮する機会を確保され、それぞれの人権が尊重されることは、男女共同参画社会の前提となるものです。

女性の人権に関わる子どもを産むか産まないか、産むならいつ何人産むかということ、女性自身が選び、決定し、生涯にわたり健康な生活を送る権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）に関する認識を深めるとともに、その視点に立って、女性の生涯にわたる健康の確保に取り組むことが必要であり、リプロダクティブ・ヘルス／ライツの確立に向けた施策を推進します。

一人ひとりの人格や好み、価値観が異なることが自然であるように、性自認⁽²¹⁾のあり方やセクシュアリティなどが多様であることもまた、自然なことです。多様な性のあり方を認めるとともに、性のあり方の多様性を理解した施策を推進することが求められます。また生命や個性を尊重し、相手を思いやり、望ましい人間関係を築くことが大切です。子どもから大人まで、誰もが互いの性を尊重する考え方を身に付けるよう、正しい性に関する情報の提供や相談体制の整備を進める必要があります。

日々、メディアから発信される情報は社会に大きな影響を及ぼしています。大量に流される情報の中には、固定的な性別役割分担意識を助長させるものや性の商品化⁽²²⁾などにより女性に対する暴力を助長するものもあります。メディアにおける女性の人権の尊重に資する取組を進めるとともに、メディアから発信される情報を無条件に受け入れることのないよう、メディア・リテラシー⁽²³⁾の向上に努めます。

近年、DVなどの女性に対する暴力が、深刻な問題となっています。女性への暴力は、その基本的人権を踏みにじるものであり、女性に恐怖と不安を与え、女性の活動を束縛し、自信を失わせ、毎日の生活を脅かすものです。女性に対する暴力は、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

(21) 自分の性をどのように認識しているのか、性に関わりどのようなアイデンティティを自分の感覚として持っているのかを示す概念である。「心の性」と呼ばれることもある。

(22) 女性の性を人格とは無関係に、金銭と交換可能な「モノ」として扱うことをいう。買春やポルノだけでなく、性に関わる女性の身体の一部のみをことさら強調し、興味本位に取り扱ったポスターやCM、イベントなど多様なものが含まれる。

(23) メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のこと。

平成 19(2007)年に配偶者暴力防止法が改正され、「配偶者暴力防止法に基づく市町村基本計画の策定」と「配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすこと」が市町村の努力義務となりました。

本市では、DVの防止及び被害者の保護のための施策に関する「配偶者暴力防止法に基づく市町村基本計画」を本計画に含めて策定しています。なお、配偶者暴力防止法では、「配偶者からの暴力」の「配偶者」に生活の本拠を共にしない交際相手は含まれませんが、このような交際相手からの暴力（デートDV）も含めて対応します。

引き続き、女性に対する暴力のない社会の実現に向けて、DV防止の啓発、相談体制の構築と安全確保、自立支援のための関係機関の連携、協力体制の整備を進めます。

取組方針7 男女の性と人権尊重の理解と促進

取組方針8 女性に対するあらゆる暴力の根絶

取組方針7 男女の性と人権尊重の理解と促進

男女が主体的に健康管理、健康づくりを行うためには、心身及びその健康についての正確な知識や情報が必要です。

女性は、妊娠や出産など、生涯を通じて男性とは異なる健康上の変化や問題に直面することがあります。女性の性の尊重と生涯にわたる健康保持のために、リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する認識を深めるとともに、その視点に立って、女性の生涯にわたる健康を確保する施策に取り組む必要があります。

女性自身がその健康状態に応じて的確に自己管理できるよう健康教育・啓発を行うとともに、男性が女性の性と健康に対する理解を深められるよう、男性への啓発等も進めます。

健康保持対策については、出生期から高齢期までのライフステージに応じた取組が必要です。特に、健康診査の受診率の低い未就業者、自営業者、パート労働者等の健康に留意する必要があります。これについて本市では、平成 27 年 9 月よりがん検診受診の無料化を開始するとともに、医療機関や経済団体と連携した無料検診の周知や受診啓発活動等の実施により、受診者数が増加しています。

性に関する興味本位な情報は、青少年に与える影響が大きく、学校教育や社会教育における性教育の役割は重要になっています。子どもから大人までを対象として、身体機能の相違を理解し、互いの違いが差別や不利益の理由にならないよう、男女が互いの性を尊重する考え方を身に付けるための啓発を行うとともに、正しい性に関する情報や学習の機会の提供、相談体制の整備を進めます。

テレビや新聞、インターネットなどメディアから発信される情報は、人々の意識や行動、社会規範や文化に大きな影響を与えています。メディアを通じて女性の様々な参画の姿が広く伝達されることは、男女共同参画の意識が広く市民に浸透するということから大きな意義があります。しかし一方で、メディアの発する情報には、固定的な性別役割分担意識を助長するものや、暴力や女性の性的側面を強調する表現、性的マイノリティ⁽²⁴⁾の人権への配慮を欠いた表現なども少なくありません。

性別に基づく役割分担がメディアによって伝達されることは、性別にとらわれない多様な生き方の可能性を狭めることにつながります。暴力等の表現を伴う情報によって、青少年の健全な育成が妨げられたり、性犯罪や女性に対する暴力が引き起こされる可能性も否定できません。

また、携帯電話やインターネットなどの急速な普及により、性の商品化に関する問題など、新たな状況も生じています。

平成 22(2010)年度実施の市民意識調査では、「メディアにおける性・暴力表現」について、「性・暴力表現を望まない人や子どもの目に触れないような配慮が足りない」との考えに同意した人の割合は男女とも約 7 割を占めています (P. 103 参照)。

表現の自由については、もとより尊重されなければなりません。同時に、性・暴力表現等に接しない自由や、表現される側の人権にも十分な配慮がなされ、尊重されることが大切です。

様々な情報が氾濫する現代社会では、情報の受け手側が情報を批判的・創造的に読み解き、メディアを使って自分の考えを表現していく力を育てていくことが重要です。メディア・リテラシーの向上に向けて、情報提供や学習の機会の提供に努めます。

本市の刊行物については、市の表現ガイドライン「広報等の作成手引き」に基づき、男女共同参画の視点に立って、固定的な性別役割分担意識にとらわれない、男女の多様なイメージを率先して表現していきます。

(24) 同性に恋愛感情を持つ人や、自分の身体の性に違和感がある人などのことをいい、「セクシュアルマイノリティ」「性的少数者」ともいう。「異性を好きになるのが普通だ」とか、「心と身体の性別が異なることはない。性のあり方は男と女だけである」という考え方の人が多い社会からみて少数者という意味。性的マイノリティには、レズビアン(女性同性愛者)、ゲイ(男性同性愛者)、バイセクシュアル(両性愛者：両性に惹かれる人)、トランスジェンダー(身体と心の性が一致せず、そのずれに違和感がある人。体の性別と異なる性別で生きるまたは生きたい人)などが含まれるが、そのほか X ジェンダー(性自認が「男性」でもなく、「女性」でもないという人)、アセクシュアル(無性愛者)、クエスチョニング(心の性や性的指向がわからなかったり、迷っていたりする人)、インターセックス(性染色体、内性器、外性器のいずれか、またはすべてが典型的な男型、女型を示さなかったり、それぞれが男型、女型のどちらか一方に統一されていない先天的疾患をもつ人たちで、性分化疾患ともいう)などが含まれる。

具体的施策（19） リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する意識の浸透

No.	施策の方向	所 管
68	リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する意識を広く社会に浸透させるため、あらゆる機会をとらえて、分かりやすい啓発や情報の提供等を行います。	人権・男女共同参画課 地域教育青少年課 公民館
69	女性が母性に縛られることなく、また、出産が女性へのプレッシャーとならないよう、妊娠出産に関しての女性の自己決定権の尊重や、ライフスタイルの多様性について社会の理解を深めます。	人権・男女共同参画課
70	性的マイノリティへの偏見をなくし、性に関する自己決定権を人権として尊重することで、誰もが個人として尊重され、それぞれの能力と個性を十分に発揮し、安心して充実した生活を送ることができるよう、正しい情報の提供を行っていくとともに、理解促進のための啓発活動を行います。	人権・男女共同参画課 地域教育青少年課 教育指導課

具体的施策（20） ライフステージに応じた健康対策

No.	施策の方向	所 管
71	女性が主体的に健康を自己管理できるように、健康教育・相談、健康診査等のあらゆる機会に情報提供して、女性の健康管理の充実を図ります。また、スポーツ活動を通じての健康・体力づくりの推進に努めます。	健康づくり推進課 文化スポーツ振興課
72	健康診査の受診率を高めるため、特に子育て中の世代や、自営業に従事する人たちが受診しやすくなるよう工夫するとともに、女性に多いパート労働者等の受診が進むよう事業主への働きかけを行います。	健康づくり推進課 産業振興課
73	妊娠・出産期における女性の健康管理を支援するとともに、働きながら安心して子どもを産むことができるよう、職場における母性健康管理の推進に取り組みます。	人権・男女共同参画課 子ども保健課 産業振興課
74	妊娠・出産、子育てに対する男性の理解を深め、協力を促すため、「ママパパ教室」への男性の参加を促進するなど、男性に対する多彩で効果的な取組を展開します。	子ども保健課
75	妊娠・授乳期における飲酒や喫煙等は胎児や乳児に影響があることから、妊産婦の飲酒、喫煙等による弊害について、正しい知識の普及、啓発を図ります。	子ども保健課

具体的施策（21） 性に関する情報の提供と性教育

No.	施策の方向	所 管
76	大学、地域の専門的知識を持つ人々との連携で学校における性教育を展開するとともに、広く市民にも学習の機会を提供します。 また、妊娠や避妊、性感染症、エイズ等を自らの問題としてとらえられるよう、性教育の見直しや相談体制の整備を進めます。	人権・男女共同参画課 保健予防課 地域教育青少年課 教育指導課
77	性犯罪、性暴力が低年齢化していることから、性に関する正しい理解を深めるため、就学前からの教育、情報提供を行います。	保育幼稚園総務課
78	性教育の実施にあたっては、就学前、小学校低学年・高学年、思春期及びそれ以降と、成長段階に応じて継続的、体系的に行います。	教育指導課 保育幼稚園総務課
79	性暴力の犠牲になることを防止するための適切な力を子ども自身が身に付けるプログラム等を、子どもや保護者、教育・保育関係者を対象に実施します	保育幼稚園総務課 地域教育青少年課 公民館 教育指導課 教育センター

具体的施策（22） メディアにおける女性の人権尊重とメディア・リテラシーの向上

No.	施策の方向	所 管
80	メディアによる固定的な性別役割分担意識を助長する表現、暴力や女性の性を商品化する表現等の改善に向けた市民意識の醸成を図ります。	人権・男女共同参画課 地域教育青少年課 公民館
81	高槻市の広報活動において遵守すべき「ガイドライン」を職員に広く周知することにより、性別に基づく固定観念にとらわれない、男女の多様なイメージを積極的に広報し、推進します。	営業広報室 人権・男女共同参画課 全部局
82	テレビコマーシャルやアニメから子どもたちが固定的な性別役割分担意識を刷り込まれ、無意識、無批判に暴力や性の商品化を受け入れることのないよう、メディア・リテラシーに関して学校教育での取組を充実します。	教育指導課
83	携帯電話やインターネット等を利用することにより、子どもが犯罪に巻き込まれないよう安全教育を進めます。	教育指導課
84	多様なメディアからの情報を批判的・創造的に読み解き、自ら発信することができるよう、メディア・リテラシーに関する情報提供、学習の機会を提供します。	人権・男女共同参画課 地域教育青少年課

取組方針 8 女性に対するあらゆる暴力の根絶

DV、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為、性犯罪、買春など女性に対するあらゆる暴力を防止していくためには、男女の人権を尊重し、個人の尊厳を傷つける暴力は許さないという意識を社会全体で共有することが重要です。

内閣府実施の「男女間における暴力に関する調査」の平成23(2011)年度調査と平成26(2014)年度調査の経年変化をみると、「配偶者暴力防止法の認知度」について、「法律があることも、その内容も知っている」人の割合は平成23(2011)年度11.9%から平成26(2014)年度14.4%、また「法律があることは知っているが、内容はよく知らない」という法律の存在のみ知る人の割合は、平成23(2011)年度64.2%から平成26(2014)年度66.7%となっており、全体的に認知度は上がっていることが伺えます。

DV被害者の多くが女性であり、その背景には固定的な性別役割分担意識や男女の社会的、経済的な格差などの問題があると言われています。男性被害者や同性愛者カップルにおいてもDV被害者が存在することも踏まえて、一人ひとりの人権意識を高め、DVについて理解を深められるように、家庭、地域、学校等あらゆる場において啓発・教育を推進します。

昨今、若年者を中心に交際相手からの暴力(デートDV)も深刻な状況であることから、若年層を対象とした啓発に取り組みます。また、暴力によらない問題解決の方法が身につくよう、若年層からの教育、啓発の充実を図ります。

DVの被害者にとっては、被害者支援に関する情報を知り、それを活用・行使できるような環境が整えられていることが必要です。しかし、被害者が心理的に追い込まれ、支援情報を活用できないまま孤立してしまう可能性もあります。

平成27(2015)年度実施の市民意識調査では、受けた経験のあるDVは、男女とも「大声でどなられたり、脅されたりした」「誰のおかげで生活できるんだ、などといわれた」等の精神的な暴力が、殴る・蹴る等の身体的暴力に比べより多くなっています(P.21～P.24参照)。

人権・男女共同参画課におけるDV相談件数は、平成25(2013)年度118件、平成26(2014)年度87件、平成27(2015)年度55件と減少してきましたが、平成28年(2016)度は167件と増加している状況です。身体的な暴力だけでなく、精神的、性的、経済的暴力や子どもの前での暴力など、被害者が抱える問題や悩みは、複雑で多岐にわたり、深刻な事例も多くなっています。

本市では、平成23(2011)年10月から配偶者暴力相談員を配置し、DVに関する相談・支援体制の充実を図るとともに、DV防止に向けた啓発に努めています。

被害者が安心して相談できるよう、本市のDV相談をはじめ、大阪府の配偶者暴力支援センターや警察、内閣府「DV相談ナビ」の案内などの相談窓口の一層の周知を図ります。また、窓口において被害者が二次被害を受けることのないよう、関係職員の研修を行います。

緊急に被害者の安全を確保する必要がある場合には、警察と連携を図り、一時保護施設へ移送しています。今後も警察、大阪府と連携を図り、被害者の安全確保や個人情報管理の徹底に努めます。

被害者が自立して生活しようとする際には、就業の機会の確保、住宅や生活費の確保、子どもの就学の問題等、複数の問題を同時にかかえるとともに、様々な手続きが精神的負担になる場合があります。

被害者の置かれた状況を理解し、生活安定のための支援、経済的自立に向けた支援等、関係各課や関係機関が相互に連携して支援を行います。また、精神的に不安定な状態にいる被害者や子どもへの支援を図ります。

本市では、庁外関係機関・団体と庁内関係課で構成する「高槻市DV対応連絡会議」を設置しています。

被害者への切れ目のない支援を円滑に実施していくために、警察、大阪府、民間支援団体等の関係機関との連携強化を図ります。

具体的施策（23） 女性に対するあらゆる暴力の防止に関する意識の啓発推進

No.	施策の方向	所 管
85	配偶者暴力防止法の周知を図り、配偶者等からの暴力の根絶に向けて、市民等への啓発活動を推進するとともに、関係機関と連携して相談機能の充実等に取り組みます。	人権・男女共同参画課 地域教育青少年課 公民館
86	セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為、性犯罪、買売春など、女性に対するあらゆる暴力を防止するため、女性の人権に関する意識を高めるための啓発を推進します。	人権・男女共同参画課 地域教育青少年課 公民館
87	幼児期から男女平等の意識を養成するとともに、暴力的解決方法を許容し容認する意識を形成させないよう、非暴力の教育に取り組みます。そのために暴力によらないコミュニケーション能力を養成する非暴力プログラムや教材の開発、それを教える教師、リーダーの養成を関係機関やNPO等の民間団体と連携して取り組みます。	人権・男女共同参画課 保育幼稚園総務課 教育指導課 教育センター
88	パンフレットなどの啓発物の配布やイベント等への参加の呼びかけを通じて、事業所や市民、市民団体への広報・啓発を推進します。特に、男女共同参画週間や女性に対する暴力をなくす運動期間にあわせた啓発活動を行います。	人権・男女共同参画課
89	児童虐待はDVとも深く関わっていることから、家庭内の問題にとどめることなく、関係機関と連携して予防と発見のための相談機能の充実や啓発等に取り組みます。	子育て総合支援センター 各担当課

具体的施策（24） 相談体制の充実及び被害者の保護

No.	施策の方向	所 管
90	被害者が安心して相談できるよう、本市の「DV相談」をはじめ、大阪府の「配偶者暴力支援センター」や警察、内閣府の「DV相談ナビ」の案内などの相談窓口の一層の周知を図ります。	人権・男女共同参画課
91	DV事象に適切に対応するため、DV対応支援マニュアル ⁽²⁵⁾ の活用を図るとともに、被害者が窓口で二次被害を受けないよう、関係職員の研修の充実を図ります。	人権・男女共同参画課 各担当課
92	被害者が高齢者や障がいのある人、外国人の場合においても、適切な対応が行えるよう、関係機関と連携しながら、相談体制の充実に努めます。	人権・男女共同参画課
93	緊急に保護を求めてきた被害者等の生命・安全を守るため、大阪府の女性相談センターや警察と連携して、大阪府の緊急一時保護等につながります。また、必要に応じて、同行支援を行うとともに、緊急の宿泊費や交通費等の助成を行います。	人権・男女共同参画課

具体的施策（25） 被害者の自立支援

No.	施策の方向	所 管
94	被害者が、社会の中で生活を営んでいくためには、総合的な支援が必要であることから、相談窓口において、被害者の置かれた立場を理解して、支援策について適切な情報を提供するとともに、関係各課や関係機関が相互に連携して自立支援に取り組みます。	人権・男女共同参画課 各担当課
95	暴力によって自尊感情を失う被害者が認められることから、心理的ケアについて支援を充実していきます。さらに、当事者への直接の暴力被害だけでなく、DV家庭で育つことで子どもが受ける精神的被害は児童虐待にあたるため、早期発見、対応に努めます。	人権・男女共同参画課 子育て総合支援センター

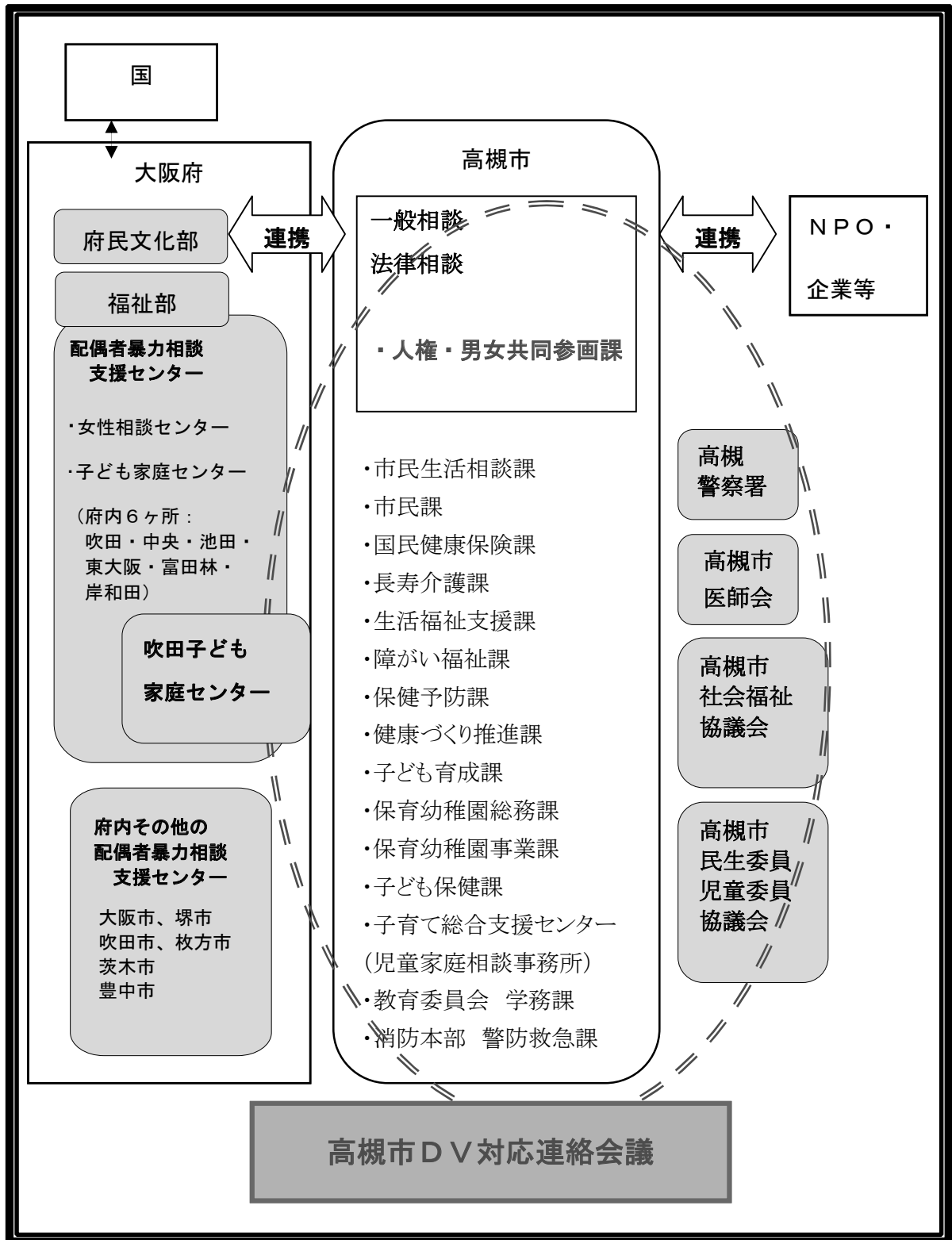
(25) 職員がDV被害者に対して迅速かつ適切に対応できるようにするための業務上の手引きとして、平成15(2003)年度に作成。平成29(2017)年度には第13版を発行。

具体的施策（26）

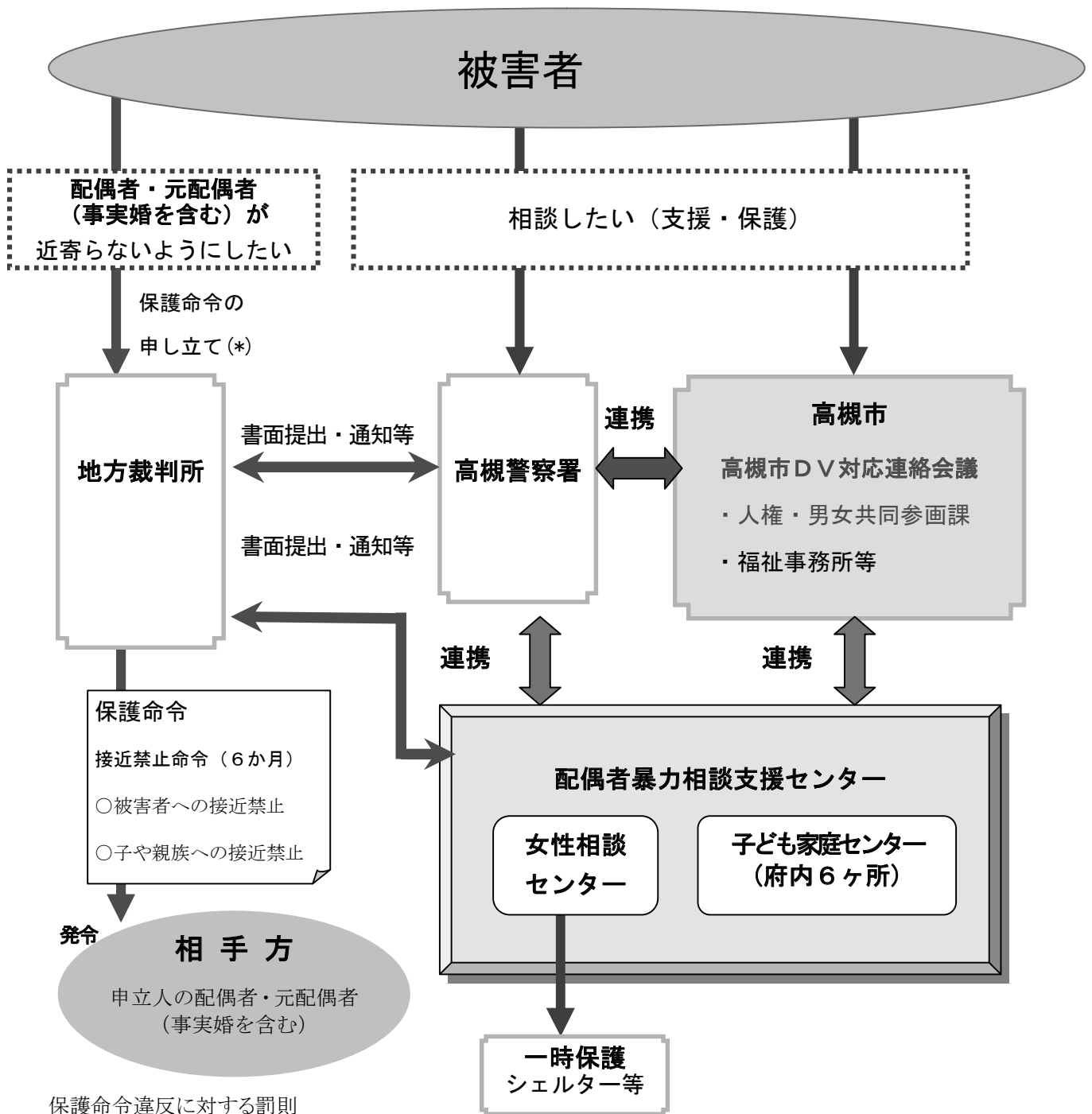
D V対策の推進体制の整備

No.	施策の方向	所 管
96	<p>早期発見・相談から保護、自立支援まで、被害者への切れ目のない支援を円滑に実施していくために、庁外関係機関・団体と庁内関係課で構成する「高槻市DV対応連絡会議」の連携強化を図ります。また、被害者の専門的・広域的な相談・支援を行うために、警察や大阪府の配偶者暴力相談支援センターとの連携強化をはじめとして、近隣市町や民間支援団体との連携・協働に取り組みます。</p>	<p>人権・男女共同参画課 各担当課</p>

配偶者等からの暴力の被害者支援のネットワーク



配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関するフローチャート



保護命令違反に対する罰則
1年以下の懲役 または 100万円以下の罰金

* 保護命令の申し立て
・被害者の配偶者からの身体に対する暴力または生命等に対する脅迫が対象

第2章 施策の指標

※特に記載がない場合「現状」は「平成 28 年度」、「目標値・取組の方向」は「平成 34 年度」

基本 目標	指標	現状	目標値・ 取組の方向	備考
1 男女共同参画を推進する社会システムの実現	審議会等委員の女性委員の割合（法令又は条例に基づく審議会等）	28.5%	40%以上 60%以下	
	女性委員のいない審議会等の割合（法令又は条例に基づく審議会等）	10%	0%	
	委員公募制のある審議会等の割合（法令又は条例に基づく審議会等）	21.7%	増加させる	
	女性人材リスト登録者	3名	20名	
	高槻市職員の管理職の女性の割合	係長級以上 21.1%	平成 31 年度 25%	特定事業主 行動計画の目標値
	市立小中学校の校長・教頭の女性の割合	小学校 35.4% 校長 31.7% 教頭 39.0% 中学校 33.3% 校長 33.3% 教頭 33.3%	増加させる	（参考） 国の目標値： 平成 32 年度 30%
	「男女共同参画社会」という用語の認知度	平成 27 年度 市民意識調査 全体 60.2% 女性 57.3% 男性 64.5%	80%	
	「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」の認知度	平成 27 年度 市民意識調査 全体 22.0% 女性 21.9% 男性 22.2%	50%	

基本目標	指標	現状	目標値・取組の方向	備考
2 職場・家庭・地域における男女共同参画の実現	性別による固定的な役割分担に賛成する人の割合 「男は仕事、女は家庭」の考え方に「賛成する人」・「どちらかといえば賛成する人」の割合	平成 27 年度 市民意識調査 全体 21.5% 女性 15.7% 男性 30.1%	男女間の意識の乖離を縮小するとともに全体の数値を 15.7%以下に引き下げる	
	職場での男女の平等感 「平等である」＋「ある程度平等になっている」の割合	平成 27 年度 市民意識調査 全体 42.1% 女性 37.2% 男性 49.5%	男女間の意識の乖離を縮小するとともに全体の数値を 49.5%以上に引き上げる	
	家庭の中での男女の平等感 「平等である」＋「ある程度平等になっている」の割合	平成 27 年度 市民意識調査 全体 66.2% 女性 59.6% 男性 76.1%	男女間の意識の乖離を縮小するとともに全体の数値を 76.1%以上に引き上げる	
	地域社会での男女の平等感 「平等である」＋「ある程度平等になっている」の割合	平成 27 年度 市民意識調査 全体 52.4% 女性 47.0% 男性 60.6%	男女間の意識の乖離を縮小するとともに全体の数値を 60.6%以上に引き上げる	
	学校教育での男女の平等感 「平等である」＋「ある程度平等になっている」の割合	平成 27 年度 市民意識調査 全体 83.4% 女性 81.5% 男性 86.1%	男女間の意識の乖離を縮小するとともに全体の数値を 86.1%以上に引き上げる	
	「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」という用語の認知度	平成 27 年度 市民意識調査 全体 44.0% 女性 43.5% 男性 44.7%	60%	

基本 目標	指標	現状	目標値・ 取組の方向	備考
2 職場・家庭・地域における男女共同参画の実現	高槻市の男性職員の育児休業取得率	7.4%	平成31年度 10%	特定事業主行動計画の目標値
	高槻市の男性職員の育児参加休暇取得率	66.0%	平成31年度 100%	特定事業主行動計画の目標値
	高槻市の男性職員の配偶者出産休暇取得率	62.8%	平成31年度 100%	特定事業主行動計画の目標値
	保育所の入所実現率	92.1%	平成32年度 98%以上	総合戦略プランの目標値
	休日保育の実施	1カ所	2カ所	子ども・子育て支援事業計画の目標値
	病児・病後児保育の実施	4カ所	平成31年度 5カ所	子ども・子育て支援事業計画の目標値
	つどいの広場の設置	13カ所	平成31年度 14カ所	子ども・子育て支援事業計画の目標値

基本 目標	指標	現状	目標値・ 取組の方向	備考
3 男女の人権を尊重・擁護する社会の実現	配偶者等から身体的・心理的暴力を受けた経験のある人	平成 22 年度 市民意識調査 全体 24.0% 女性 29.7% 男性 14.7%	減少させる	
	セクシュアル・ハラスメントを受けた経験のある人	平成 27 年度 市民意識調査 全体 42.1% 女性 50.9% 男性 29.0%	減少させる	
	「配偶者暴力防止法」の認知度	平成 27 年度 市民意識調査 全体 55.4% 女性 58.8% 男性 50.3%	90%	
	DVを受けた場合の相談機関として「市役所の女性相談や人権・男女共同参画課」を知っている人の割合	平成 27 年度 市民意識調査 全体 27.5% 女性 31.0% 男性 23.2%	50%	
	がん検診の受診率	乳がん 17.2% 子宮頸がん 22.5%	平成 35 年度 乳がん 18.9% 子宮頸がん 24.8%	第 3 次・健康たかつき 21 の目標値

第3部

計画の推進

第1章 計画の推進体制

1 庁内の推進体制

「高槻市男女共同参画推進条例」に基づき、本市のあらゆる施策に男女共同参画の視点を反映させていく必要があることから、施策を総合的かつ効果的に推進するための横断的な組織である高槻市男女共同参画推進本部を中心に、庁内関係各課の一層の連携強化に努めます。

2 市民、事業者、関係団体・NPO、大学等との連携

男女共同参画社会の形成は、行政だけで達成できるものではありません。「高槻市男女共同参画推進条例」で規定されたそれぞれの責務に基づき、市民や事業者など、様々な人々が連携して取組を行うことが必要です。

本市は関係団体及びNPO等を、まちづくりの重要な担い手と位置付けて市民参加型のまちづくりを目指しています。関係団体及びNPO等は、女性の社会参画の場としても、その役割が大きくなっています。互いの特性を活かし、提言の反映など、対等なパートナーとして、行政と市民、事業者、関係団体・NPO等と連携し、協働を推進します。

市内には専門分野の異なる5つの大学や、近在にも多くの大学があります。これらの大学と地域、行政が理解と協調のもとに、連携を深め、大学の持つ教育研究機能や、学生の感性と行動力を施策の展開に活かしていきます。

3 苦情や意見への対応

本市では、市が実施する男女共同参画施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策に対する苦情や意見を受付け、第三者の苦情処理委員に意見を聴いて苦情等の処理を行う「男女共同参画施策等苦情処理制度」を設けています。今後も同制度の周知及び適切な運用に努め、運用状況の公表を行います。

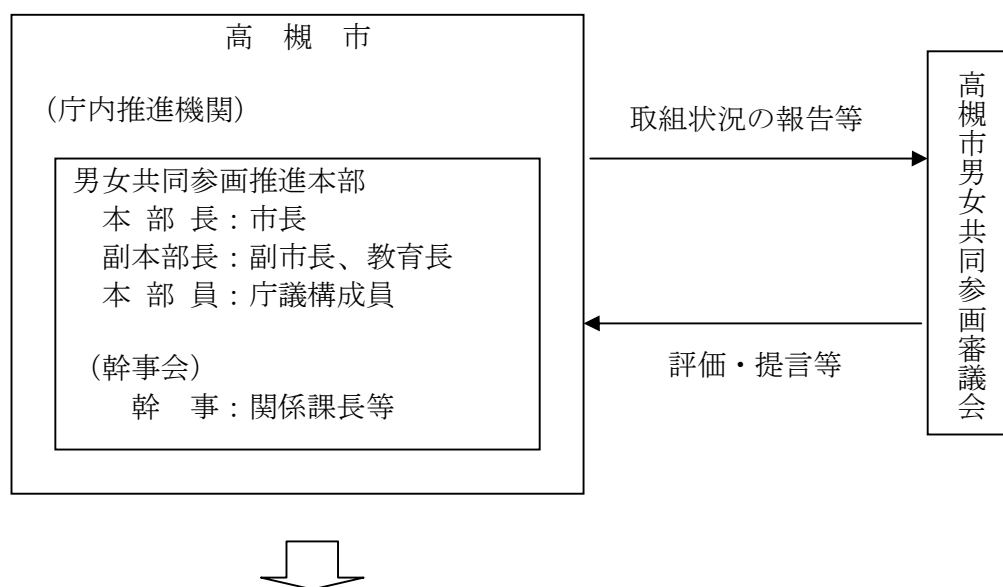
第2章 計画の進行管理

施策の目標(指標)設定、評価等

計画を実効性のあるものとするために、本市の実態を根拠として施策を立案し、分かりやすい具体的な目標(指標)を定め、施策を計画的に実施するとともに、その実施状況を点検・評価し、公表します。

実態の把握のために、統計や調査において可能な限り、男女別の把握ができるよう整備するとともに、実施状況の点検や評価にあたっては、高槻市男女共同参画審議会の意見を反映し、客観性の確保に努めます。

また、その施策が男女共同参画に与える影響予測について、国・大阪府の研究成果等を参考に実施していきます。



高槻市における男女共同参画の推進

資料編

資 料 目 次

1 統計資料による高槻市の現状

図表 1	審議会等における女性委員の登用状況（高槻市）	77
図表 2	職員の管理職等の推移（高槻市）	78
図表 3	市立小・中学校における管理職等の推移（高槻市）	79
図表 4	企業における役職別女性管理職割合の推移（全国）	80
図表 5	年齢階級別女性の労働力率（全国・大阪府・高槻市）	81
図表 6	未婚率の推移（高槻市）	82
図表 7	婚姻件数と婚姻率及び離婚件数と離婚率の推移（高槻市）	83
図表 8	育児休業の取得率の推移（全国）	84
図表 9	世帯類型別に見た一般世帯数の推移（高槻市）	84
図表 10	市立・民間保育所入所児童数等（高槻市）	85
図表 11	高齢化率の推移（高槻市）	86
図表 12	75歳以上の男女別人口の推移（高槻市）	87
図表 13	65歳以上の男女別単身高齢者数の推移（高槻市）	87
図表 14	在住外国人数（高槻市）	87
図表 15	配偶者等の暴力に関する相談件数の推移（大阪府・高槻市）	88

2 高槻市市民意識調査

図表 16	男女の地位の平等感－1	90
図表 17	男女の地位の平等感－2	91
図表 18	「男は仕事、女は家庭」についての考え	94
図表 19	希望する子どもの育て方	94
図表 20	子どもの将来像（どのような人に育ててほしいと思いますか）	95
図表 21	女性が仕事につくことについての考え方	96
図表 22	職場での男女格差の有無	96
図表 23	女性が働き続ける場合に困難だと思うこと	97
図表 24	生活の中で優先したいこと、優先していること	98
図表 25	受けたことがあるセクハラ行為	99
図表 26	女性・職業有無別 家庭における役割分担	100

図表 27	希望する家族の介護形態	101
図表 28	自宅で介護をする場合の主担当者	101
図表 29	現在している社会的な活動、今後してみたい社会的な活動	102
図表 30	メディアにおける性・暴力表現についての考え	103
図表 31	配偶者やパートナーからの暴力の内容	104
図表 32	配偶者やパートナーからの暴力の相談相手	106
図表 33	デート DV の認識の有無	107
図表 34	今後、市で力を入れるのがよいと思う施策	109
3	法令・条例	110
	女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約	110
	男女共同参画社会基本法	116
	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	121
	高槻市男女共同参画推進条例	129
	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	132
4	男女共同参画行政のあゆみ（年表）	139

1 統計資料による高槻市の現状

■図表 1 審議会等における女性委員の登用状況（高槻市）

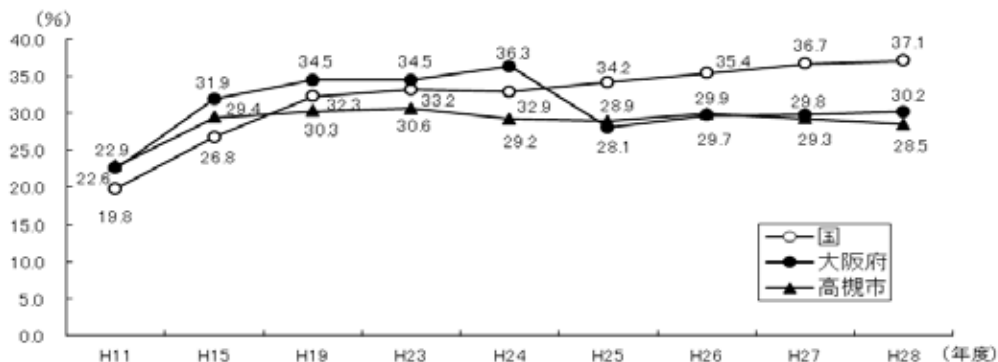
（各年 7 月 1 日現在）

年度	法令又は条例に基づく審議会等			規則又は要綱・要領に基づく委員会等			合 計		
	設置数	委員 総数 (人)	女性委員 数 (人) 比率	設置数	委員 総数 (人)	女性委員 数 (人) 比率	設置数	委員 総数 (人)	女性委員 数 (人) 比率
平成 11 年	29 (7)	342	67 19.6%	17 (4)	265	72 27.2%	46 (11)	607	139 22.9%
平成 15 年	34 (4)	505	128 25.3%	15 (2)	229	88 38.4%	49 (6)	734	216 29.4%
平成 19 年	44 (7)	618	151 24.4%	18 (3)	226	105 46.5%	62 (10)	844	256 30.3%
平成 20 年	45 (7)	619	160 25.8%	19 (4)	265	114 43.0%	64 (11)	884	274 31.0%
平成 21 年	43 (6)	583	149 25.6%	15 (3)	222	80 36.0%	58 (9)	805	229 28.4%
平成 22 年	45 (9)	639	160 25.0%	21 (2)	291	111 38.1%	66 (11)	930	271 29.1%
平成 23 年	45 (3)	612	162 26.5%	14 (1)	221	93 42.1%	59 (4)	833	255 30.6%
平成 24 年	55 (6)	712	204 28.7%	1 (0)	6	6 100%	56 (6)	718	210 29.2%
平成 25 年	61 (4)	729	211 28.9%				61 (4)	729	211 28.9%
平成 26 年	63 (3)	775	232 29.9%				63 (3)	775	232 29.9%
平成 27 年	64 (5)	809	237 29.3%				64 (5)	809	237 29.3%
平成 28 年	60 (6)	776	221 28.5%				60 (6)	776	221 28.5%

注：設置数欄の（ ）内の数字は女性委員のいない審議会等の数

注：平成 25 年度より、法令または条例に基づく審議会等の女性委員

審議会等における女性委員の登用状況の推移（全国、大阪府、高槻市）



資料出所：高槻市市民生活部人権・男女共同参画課調べ

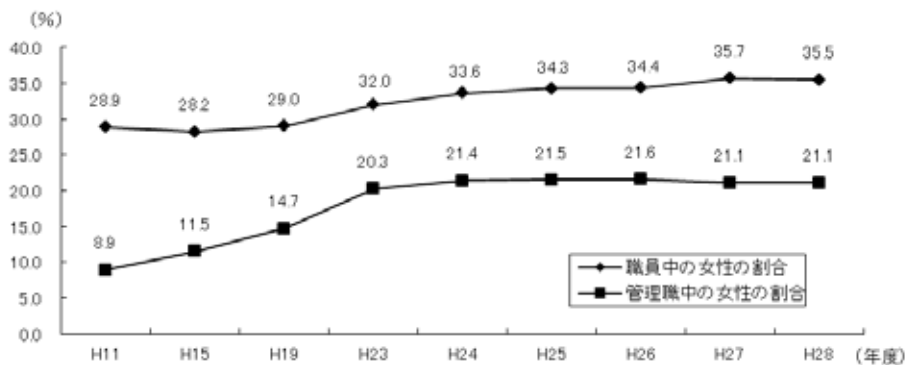
■図表2 職員の管理職等の推移（高槻市）

（各年4月1日現在）

年度	性別	部長級	次長級	課長級	課長補佐級	係長級	管理職計	一般職	合計
平成11年	女性	0	1	6	8	57	72 (8.9%)	793	865 (28.9%)
	男性	36	56	134	162	349	737 (91.1%)	1,392	2,129 (71.1%)
平成15年	女性	1	1	6	30	53	91 (11.5%)	678	769 (28.2%)
	男性	28	60	137	184	292	701 (88.5%)	1,259	1,960 (71.8%)
平成19年	女性	0	3	7	36	70	116 (14.7%)	605	721 (29.0%)
	男性	35	66	133	173	267	674 (85.3%)	1,091	1,765 (71.0%)
平成20年	女性	0	4	6	44	75	129 (16.2%)	605	734 (29.8%)
	男性	32	76	136	168	254	666 (83.8%)	1,059	1,725 (70.2%)
平成21年	女性	0	4	6	49	80	139 (17.8%)	603	742 (30.3%)
	男性	24	67	134	182	236	643 (82.2%)	1,065	1,708 (69.7%)
平成22年	女性	1	4	8	50	85	148 (19.6%)	615	763 (31.3%)
	男性	22	56	120	170	238	606 (80.4%)	1,067	1,673 (68.7%)
平成23年	女性	3	3	9	56	83	154 (20.3%)	624	778 (32.0%)
	男性	21	47	116	171	248	603 (79.7%)	1,051	1,654 (68.0%)
平成24年	女性	3	2	12	63	76	156 (21.4%)	667	823 (33.6%)
	男性	14	41	116	150	252	573 (78.6%)	1,055	1,628 (66.4%)
平成25年	女性	2	3	15	59	81	160 (21.5%)	693	853 (34.3%)
	男性	14	39	105	154	271	583 (78.5%)	1,048	1,631 (65.7%)
平成26年	女性	3	3	14	55	86	161 (21.6%)	711	872 (34.4%)
	男性	16	38	102	139	290	585 (78.4%)	1,079	1,664 (65.6%)
平成27年	女性	3	2	16	57	82	160 (21.1%)	751	911 (35.7%)
	男性	13	40	94	147	303	597 (78.9%)	1,046	1,643 (64.3%)
平成28年	女性	2	5	19	48	85	159 (21.1%)	755	914 (35.5%)
	男性	14	40	97	155	287	593 (78.9%)	1,066	1,659 (64.5%)

注：管理職計欄の（ ）は管理職に占める男女の割合、合計欄の（ ）は職員に占める男女の割合。ただし、平成11年については、7月1日現在の職員数。

女性管理職等の推移（高槻市）



資料出所：高槻市総務部人事課調べ

■図表3 市立小・中学校における管理職等の推移（高槻市）

（各年5月1日現在）

年度	校長・ 教頭等 の別	小学校					中学校				
		女性		男性		合計	女性		男性		合計
		人	%	人	%	人	人	%	人	%	人
平成 11年	校長	6	13.6	38	86.4	44	0	0.0	18	100.0	18
	教頭	6	13.6	38	86.4	44	1	5.6	17	94.4	18
	教員	600	73.3	219	26.7	819	240	44.0	305	56.0	545
平成 15年	校長	8	18.6	35	81.4	43	1	5.3	18	94.7	19
	教頭	5	11.4	39	88.6	44	2	10.5	17	89.5	19
	教員	549	71.8	216	28.2	765	195	42.7	262	57.3	457
平成 19年	校長	7	17.1	34	82.9	41	2	11.1	16	88.9	18
	教頭	9	22.0	32	78.0	41	2	11.1	16	88.9	18
	教員	594	70.5	248	29.5	842	214	45.4	257	54.6	471
平成 23年	校長	9	22.0	32	78.0	41	3	16.7	15	83.3	18
	教頭	16	39.0	25	61.0	41	3	16.7	15	83.3	18
	教員	598	66.7	299	33.3	897	216	46.8	246	53.2	462
平成 24年	校長	12	29.3	29	70.7	41	4	22.2	14	77.8	18
	教頭	15	36.6	26	63.4	41	2	11.1	16	88.9	18
	教員	576	64.8	313	35.2	889	236	47.4	262	52.6	498
平成 25年	校長	14	34.1	27	65.9	41	4	22.2	14	77.8	18
	教頭	15	36.6	26	63.4	41	4	22.2	14	77.8	18
	教員	667	66.5	336	33.5	1003	292	48.5	310	51.5	602
平成 26年	校長	16	39.0	25	61.0	41	4	22.2	14	77.8	18
	教頭	14	34.1	27	65.9	41	6	33.3	12	66.7	18
	教員	669	65.7	350	34.3	1019	292	48.7	308	51.3	600
平成 27年	校長	13	31.7	28	68.3	41	5	27.8	13	72.2	18
	教頭	15	36.6	26	63.4	41	6	33.3	12	66.7	18
	教員	670	65.6	352	34.4	1022	288	48.3	308	51.7	596
平成 28年	校長	13	31.7	28	68.3	41	6	33.3	12	66.7	18
	教頭	16	39.0	25	61.0	41	6	33.3	12	66.7	18
	教員	654	64.3	363	35.7	1017	281	47.5	311	52.5	592

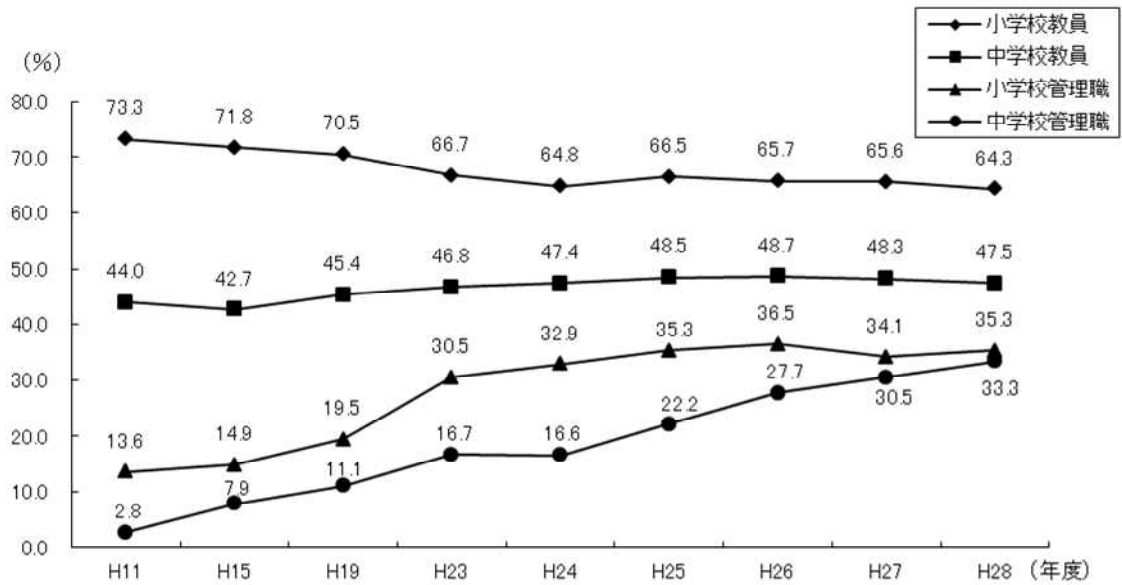
※平成24年度以前の教員数は、5月1日現在の教諭、養護教諭、栄養教諭、再任用教諭を対象としている。

※平成25年度より教員数は、5月1日現在の教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、養護助教諭、再任用教諭を対象としている。

資料出所：高槻市教育委員会教育指導部教職員課調べ

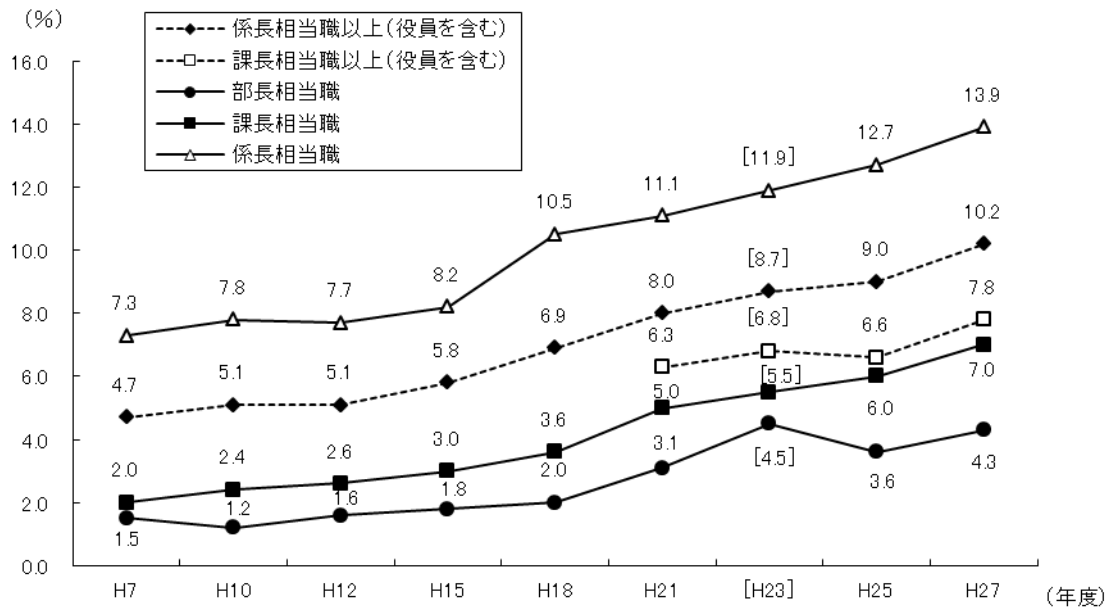
市立小・中学校における女性管理職等の推移（高槻市）

（各年5月1日現在）



資料出所：高槻市教育委員会教育指導部教職員課調べ

■図表4 企業における役職別女性管理職割合の推移（全国）



注：平成23年度の[]内の比率は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

資料出所：厚生労働省「雇用均等基本調査」

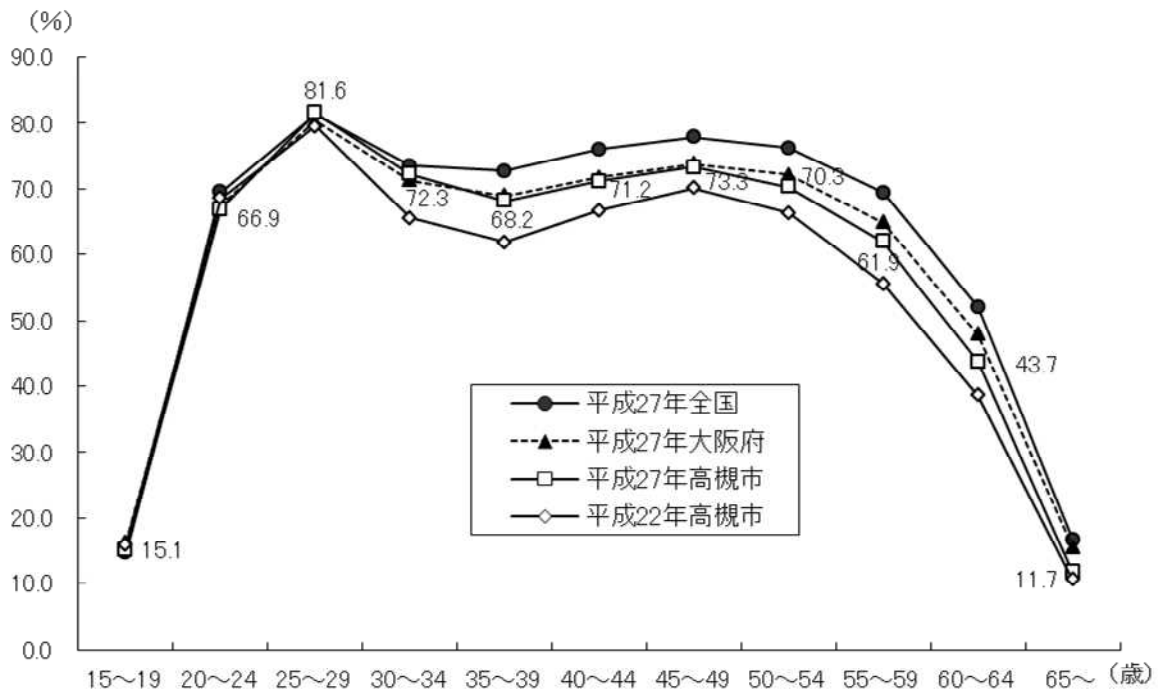
■図表5 年齢階級別女性の労働力率（全国・大阪府・高槻市）

（各年10月1日現在）

年齢	平成22年高槻市 (%)	平成27年高槻市 (%)	平成27年大阪府 (%)	平成27年全国 (%)
15歳～19歳	15.9	15.1	16.3	14.7
20歳～24歳	68.6	66.9	67.5	69.5
25歳～29歳	79.5	81.6	80.3	81.4
30歳～34歳	65.5	72.3	71.3	73.5
35歳～39歳	61.8	68.2	68.9	72.7
40歳～44歳	66.7	71.2	71.8	76.0
45歳～49歳	70.1	73.3	73.8	77.9
50歳～54歳	66.3	70.3	72.2	76.2
55歳～59歳	55.6	61.9	64.9	69.4
60歳～64歳	38.6	43.7	47.9	52.1
65歳以上	10.6	11.7	15.5	16.7
総数	45.3	45.5	48.3	50.0

注：労働力率：15歳以上人口に占める労働力人口（就業者と失業者の計）の割合

年齢階級別女性の労働力率（全国・大阪府・高槻市）



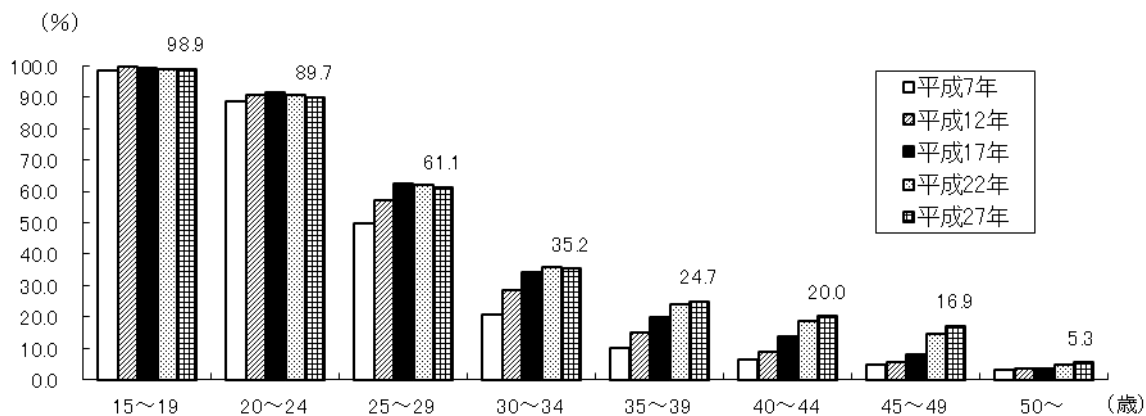
注：グラフ上の数値は平成27年調査の高槻市の労働力率

資料出所：総務省「国勢調査」

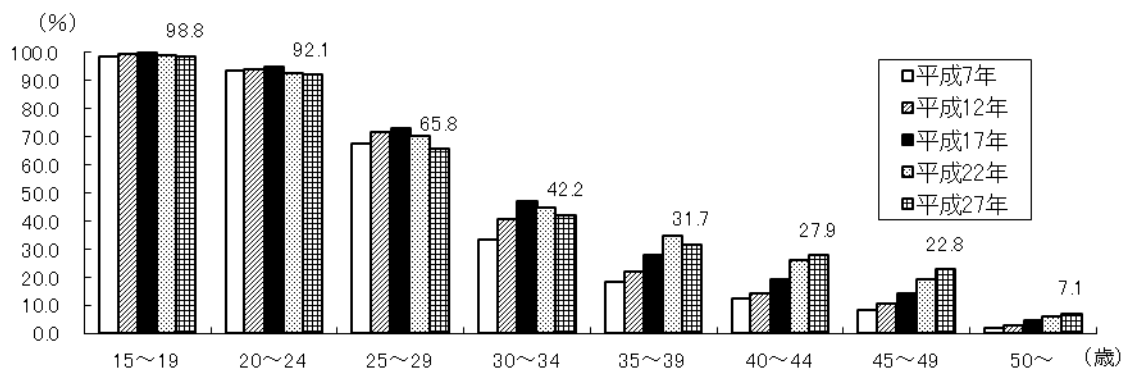
■図表6 未婚率の推移（高槻市）

（各年10月1日現在）

【女性】



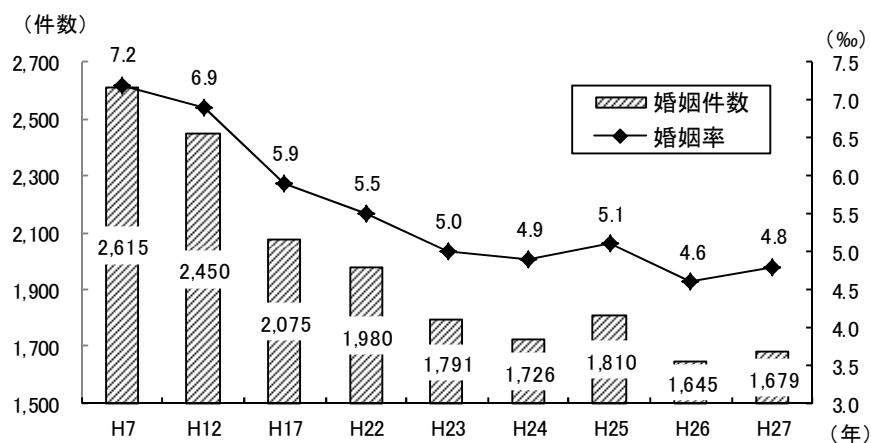
【男性】



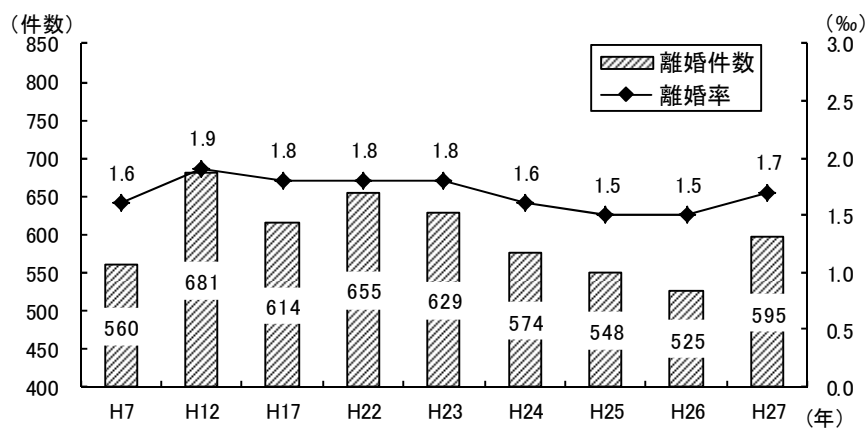
資料出所：総務省統計局「国勢調査 人口等基本集計」

■図表7 婚姻件数と婚姻率及び離婚件数と離婚率の推移（高槻市）

【婚姻件数と婚姻率】



【離婚件数と離婚率】

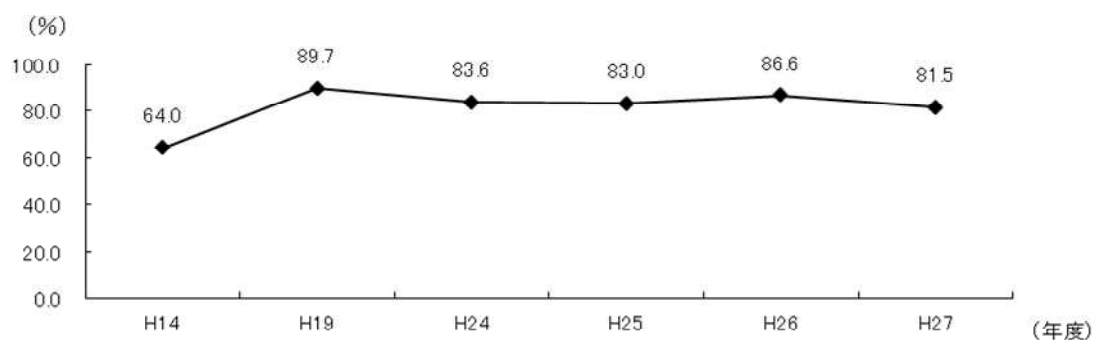


注：‰（パーミル）とは、千対率のことで、1000分の1を1とする単位。出生率や死亡率などの統計値で、千分の一程度が頻出する場合に利用する。

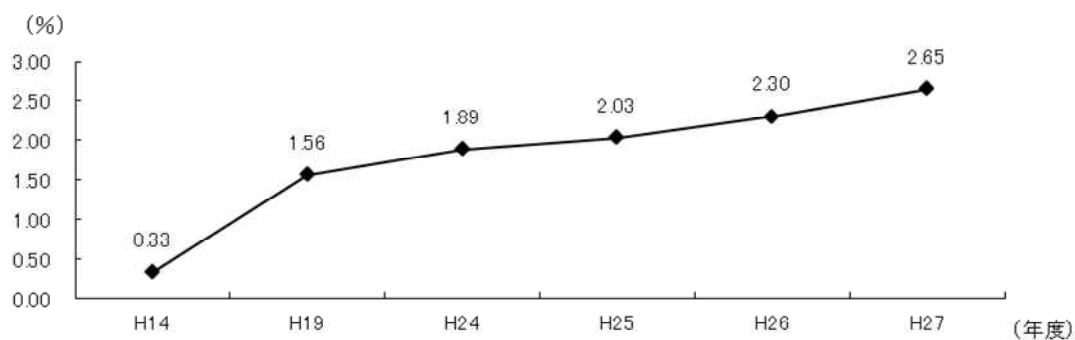
資料出所：大阪府統計協会「大阪府衛生年報」

■図表8 育児休業の取得率の推移（全国）

【女性】



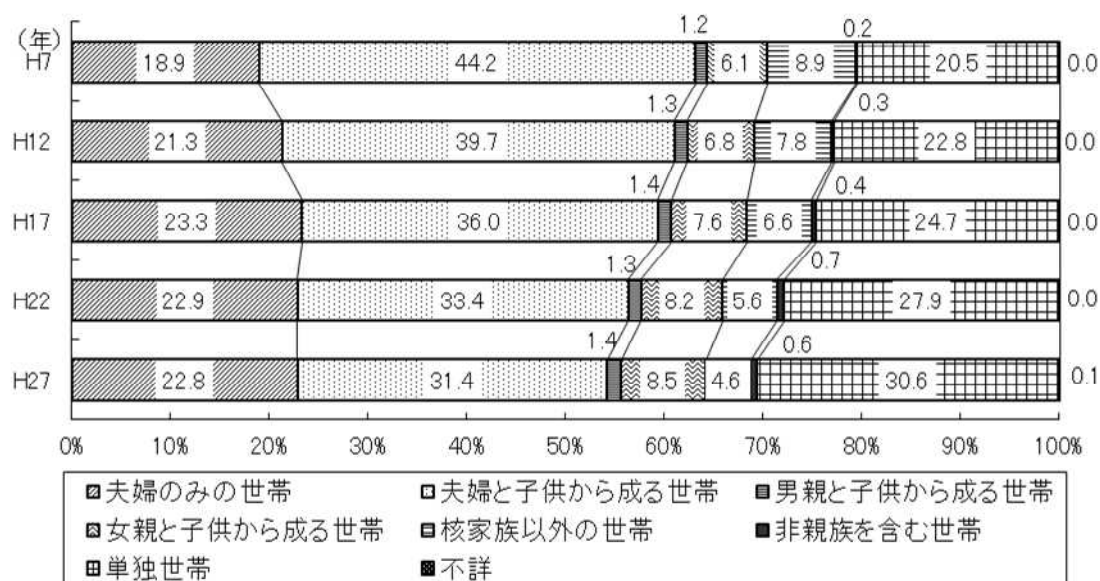
【男性】



資料出所：厚生労働省「雇用均等基本調査」

■図表9 世帯類型別に見た一般世帯数の推移（高槻市）

（各年10月1日現在）



資料出所：総務省「国勢調査」

■図表 10 市立・民間保育所入所児童数等（高槻市）

（各年度4月1日現在） 単位：人

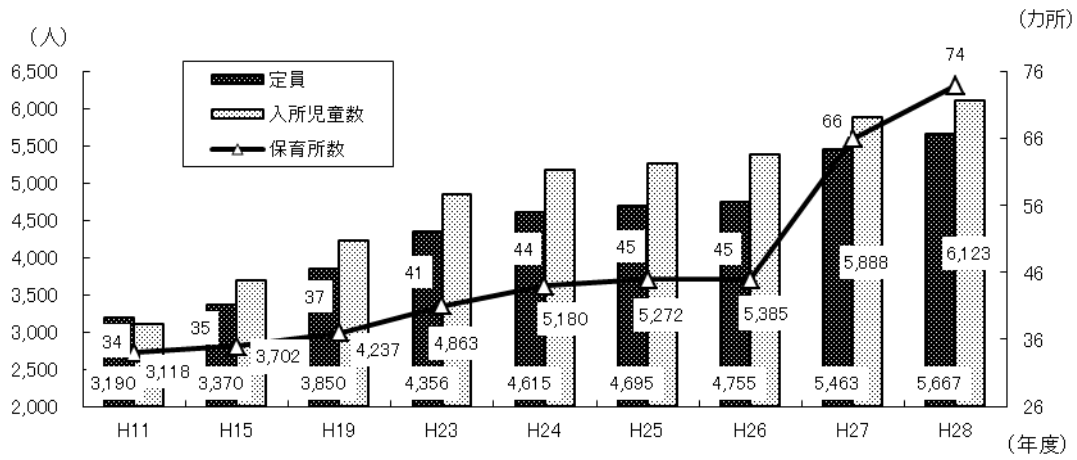
年度	区分 市立・民間の別	保育 所数	定員	入所 児童数	内訳（年齢別）					
					0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳以上
平成 11年	市立	15	1,470	1,343	84	173	209	277	307	293
	民間	19	1,720	1,775	100	250	305	385	360	375
	計	34	3,190	3,118	184	423	514	662	667	668
平成 15年	市立	13	1,340	1,422	88	190	233	290	317	304
	民間	22	2,030	2,280	136	308	404	452	525	455
	計	35	3,370	3,702	224	498	637	742	842	759
平成 19年	市立	13	1,340	1,464	85	204	254	298	298	325
	民間	24	2,510	2,773	197	393	485	564	572	562
	計	37	3,850	4,237	282	597	739	862	870	887
平成 20年	市立	13	1,340	1,460	94	220	242	297	306	301
	民間	24	2,630	2,910	202	441	515	579	594	579
	計	37	3,970	4,370	296	661	757	876	900	880
平成 21年	市立	13	1,340	1,478	97	216	250	289	313	313
	民間	25	2,760	3,073	232	465	562	602	616	596
	計	38	4,100	4,551	329	681	812	891	929	909
平成 22年	市立	13	1,340	1,524	102	221	272	301	310	318
	民間	26	2,850	3,203	221	493	573	644	639	633
	計	39	4,190	4,727	323	714	845	945	949	951
平成 23年	市立	13	1,340	1,511	99	214	268	310	310	310
	民間	28	3,016	3,352	243	508	627	653	687	634
	計	41	4,356	4,863	342	722	895	963	997	944
平成 24年	市立	14	1,379	1,551	110	227	267	309	323	315
	民間	30	3,236	3,629	259	586	650	716	708	710
	計	44	4,615	5,180	369	813	917	1,025	1,031	1,025
平成 25年	市立	14	1,379	1,556	114	227	267	307	317	324
	民間	31	3,316	3,716	246	597	675	709	763	726
	計	45	4,695	5,272	360	824	942	1,016	1,080	1,050
平成 26年	市立	14	1,379	1,595	1,120	245	285	309	308	328
	民間	31	3,376	3,790	270	584	697	733	737	769
	計	45	4,755	5,385	390	829	982	1,042	1,045	1,097
平成 27年	市立	14	1,414	1,618	119	247	285	311	326	330
	民間	52	4,049	4,270	320	758	786	821	814	771
	計	66	5,463	5,888	439	1,005	1,071	1,132	1,140	1,101
平成 28年	市立	14	1,414	1,626	125	241	290	319	320	331
	民間	60	4,253	4,497	384	765	878	817	848	805
	計	74	5,667	6,123	509	1,006	1,168	1,136	1,168	1,136

○平成27年度以降は認定こども園（2,3号）・小規模保育事業・事業所内保育事業の数を含む

資料出所：高槻市子ども未来部保育幼稚園事業課調べ

市立・民間保育所入所児童数等（高槻市）

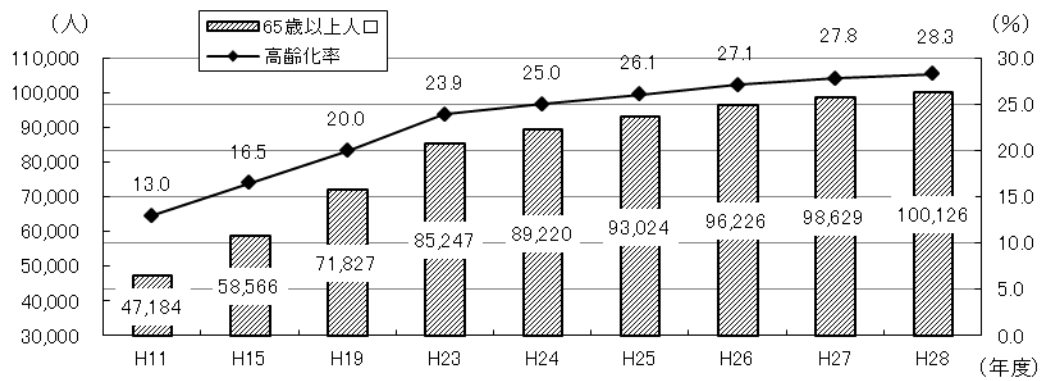
（各年度4月1日現在）



資料出所：高槻市子ども未来部保育幼稚園事業課調べ

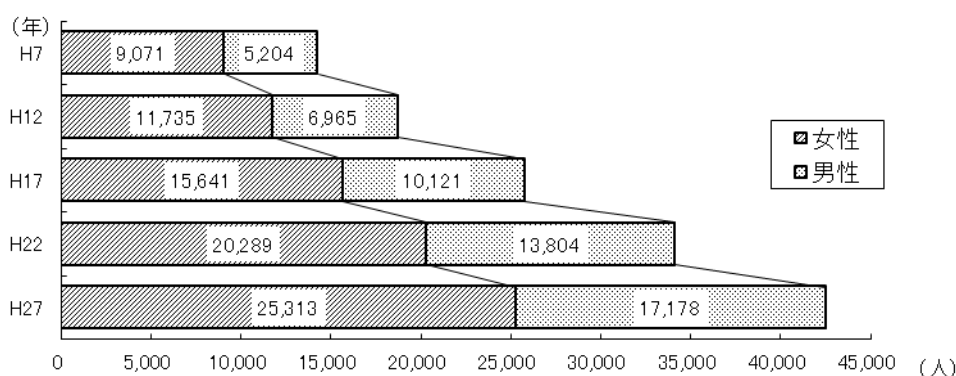
■図表 11 高齢化率の推移（高槻市）

（各年度3月末現在）



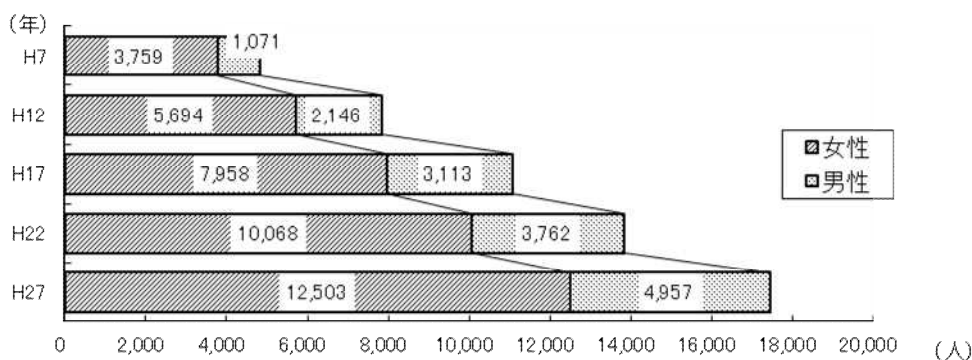
資料出所：高槻市「住民基本台帳及び外国人登録」

■図表 12 75歳以上の男女別人口の推移（高槻市）（各年10月1日現在）



資料出所：総務省「国勢調査」

■図表 13 65歳以上の男女別単身高齢者数の推移（高槻市）（各年10月1日現在）



資料出所：総務省「国勢調査」

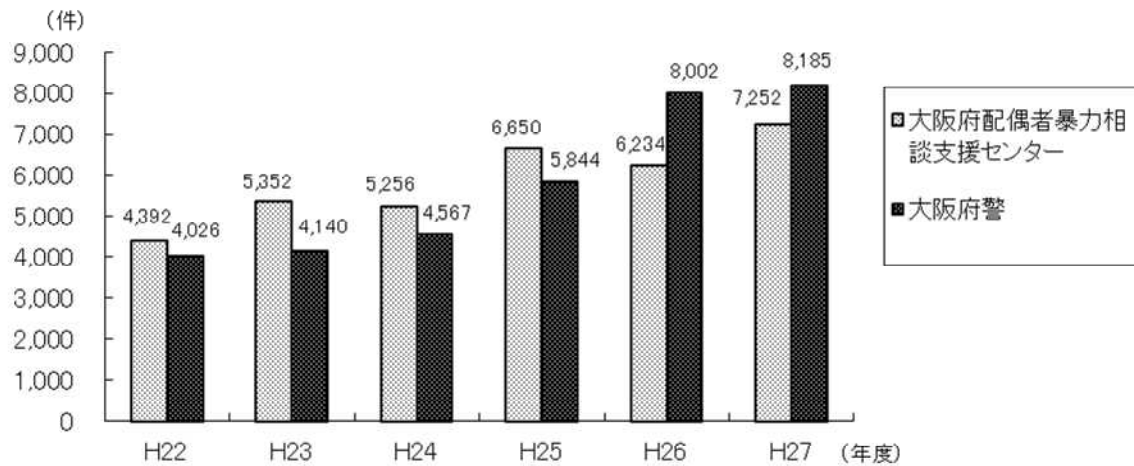
■図表 14 在住外国人人数（高槻市）（平成29年4月末現在）

国籍	女性	男性	合計
韓国・朝鮮	637	554	1,191
中国	594	327	921
フィリピン	127	43	170
ベトナム	29	112	141
インドネシア	23	62	85
米国	16	41	57
台湾	37	16	53
タイ	36	10	46
ミャンマー	43	2	45
ネパール	13	28	41
ブラジル	11	12	23
英国	5	15	20
カナダ	3	12	15
その他（無国籍含む）	50	104	154
合計（59カ国）	1,624	1,338	2,962

資料出所：高槻市「外国人登録」

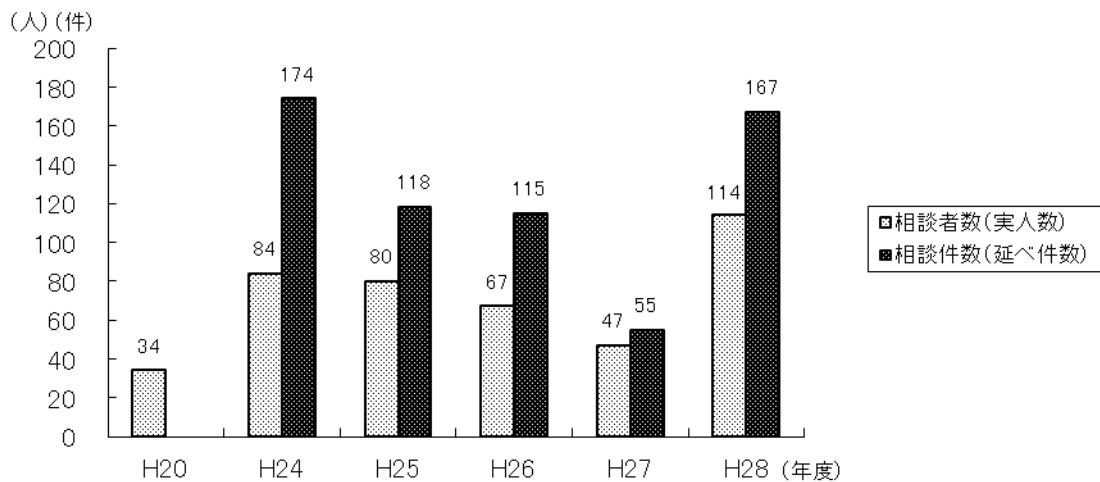
■図表 15 配偶者等の暴力に関する相談件数の推移（大阪府・高槻市）

【大阪府】



資料出所：大阪府「大阪府の男女共同参画の現状と施策」
平成 23 年度数値は大阪府男女共同参画・府民協働課調べ

【高槻市】



注：男女共同参画課における相談者数及び相談件数。相談件数（延べ件数）は平成 21 年度から集計。

資料出所：高槻市市民生活部人権・男女共同参画課調べ

2 高槻市市民意識調査

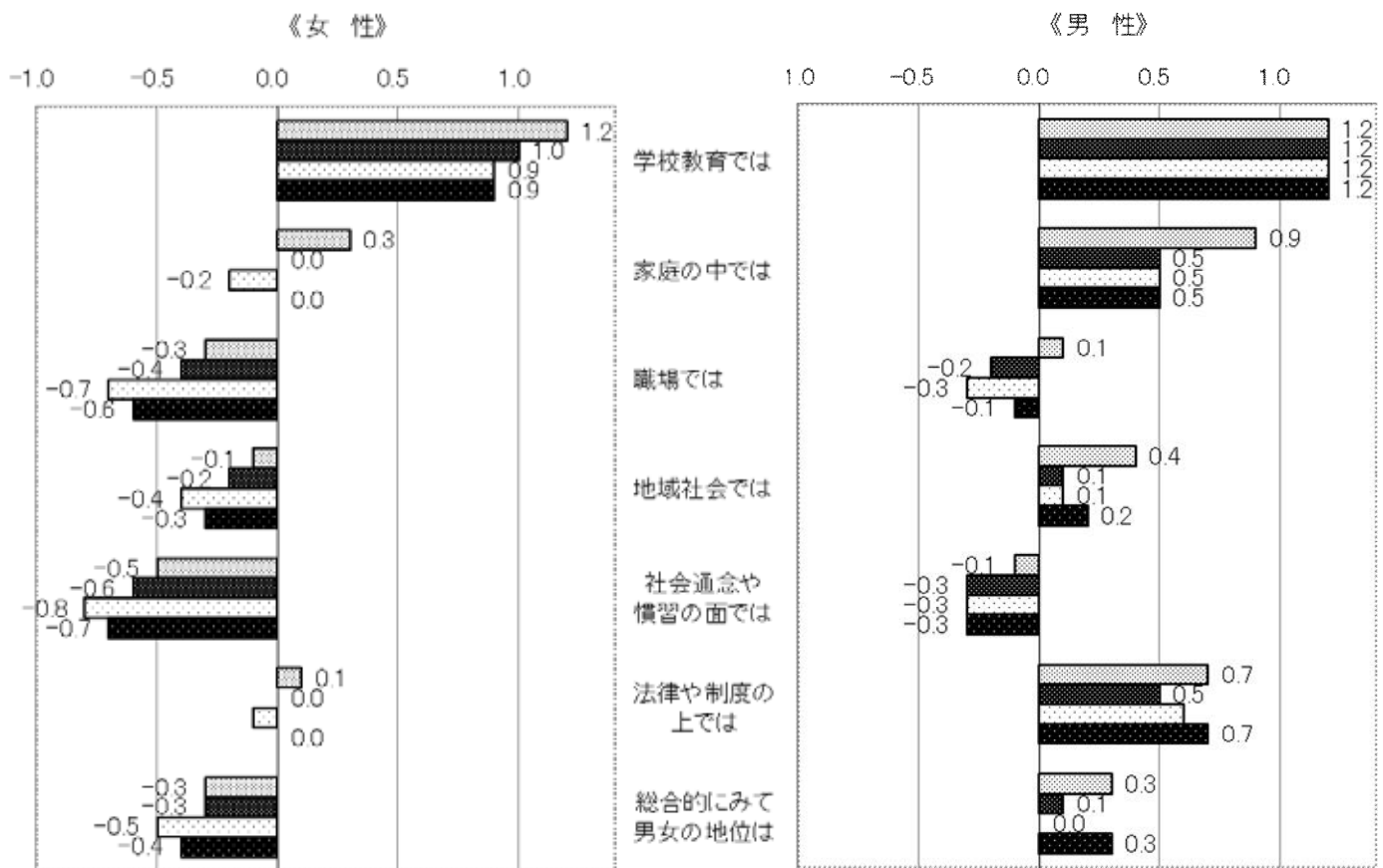
調査名	市民意識調査	中学生アンケート
実施日	平成 22 (2010) 年 12 月	平成 23 (2011) 年 2 月
対 象	市内に居住する満 20 歳以上の男女 2,000 人	市内公立各中学校 2 年生 1 クラス(全 18 校)
調査方法	郵送による配布・回収	教室で配布し、回収
回収率等	48.1%	回収数 602 件
備 考		

- ・市民意識調査について、平成 22(2010)年度より前の時点で同様の調査を行っている質問項目については、経年比較して掲載している。
- ・「中学生アンケート」として、市内中学生に対して市民意識調査と同様の調査を行っている質問項目については、「【参考】中学生アンケート」として掲載している。
- ・最新の「平成 27(2015)年度市民意識調査結果」については、本編 (P. 15～) を参照。

■図表 16 男女の地位の平等感－1（平成3年度～平成22年度 「平均評価点」による評価）

男女の地位はどの程度平等になっていると思うか。

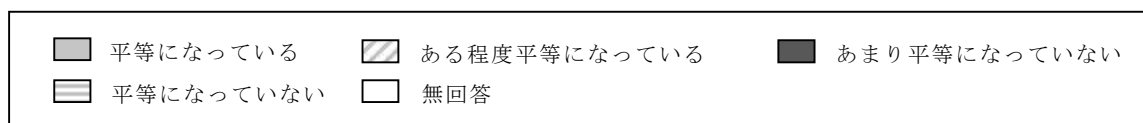
各分野とも上から順に	調査年度	性別	調査人数 (N)
■	平成22年度調査	女性	549
■	平成22年度調査	男性	390
■	平成13年度調査	女性	650
■	平成13年度調査	男性	474
■	平成9年度調査	女性	582
■	平成9年度調査	男性	443
■	平成3年度調査	女性	634
■	平成3年度調査	男性	439



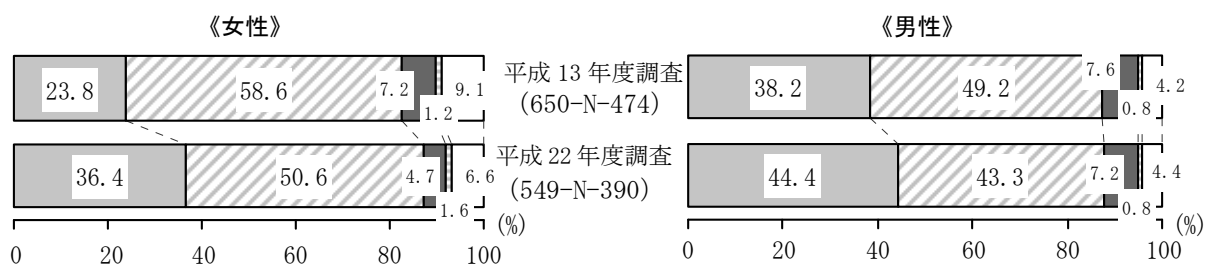
平均評価点：個別評価項目に対する評価に下記の得点を与え、意識に対する加重平均評価点を求めた。
 「平等になっている」2点 ある程度平等になっている 1点
 「あまり平等になっていない」-1点 平等になっていない -2点 無回答 0点

※「政治の場では」「経済界では」の項目は、平成3年・9年・13年調査では、「政治・経済活動への参加では」と設定されているため、平成22年調査との比較ができない。

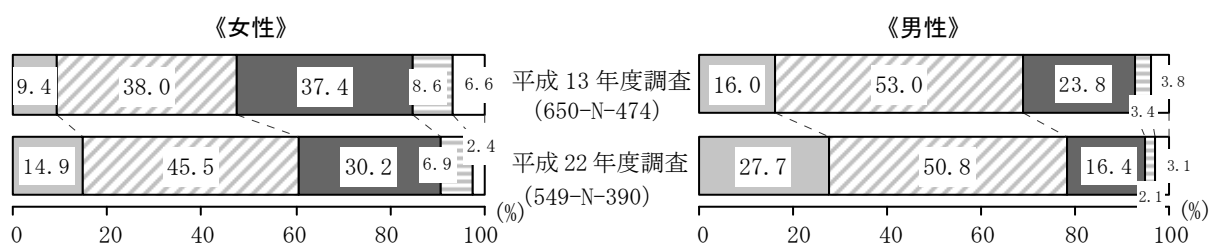
■図表 17 男女の地位の平等感－2（平成13年度・平成22年度比較）



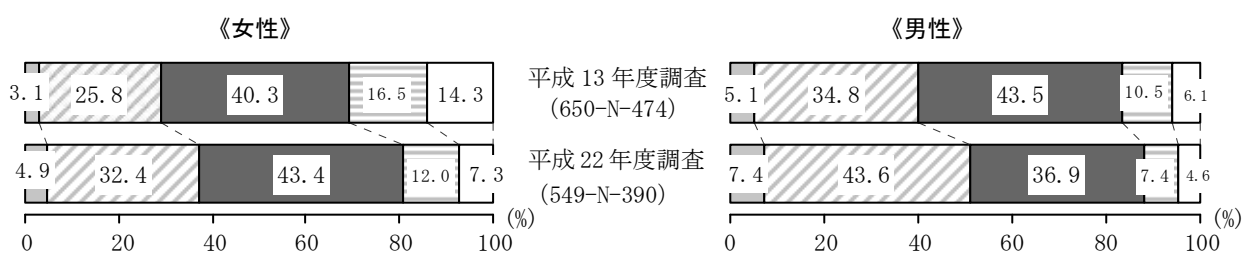
学校教育では



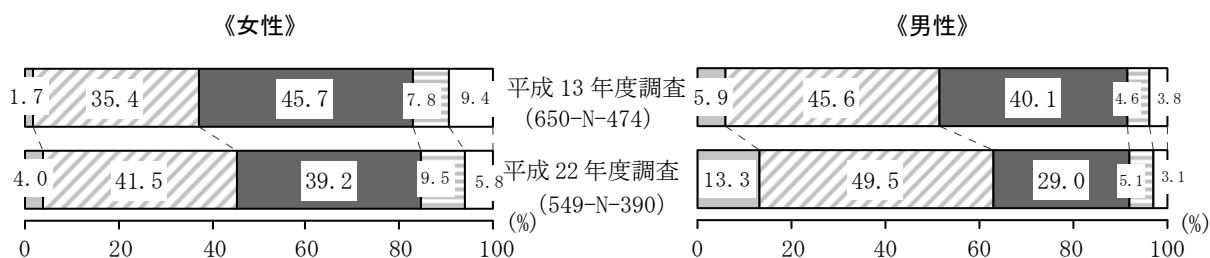
家庭の中では



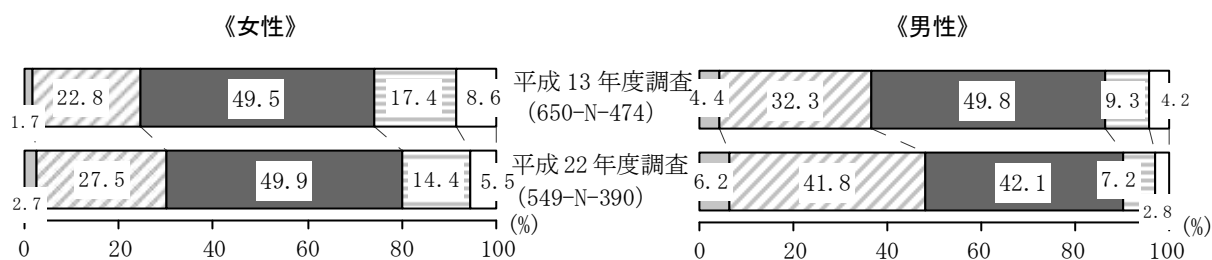
職場では



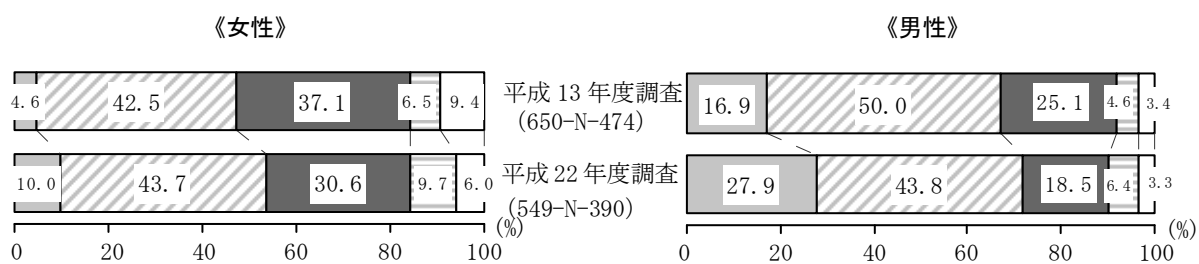
地域社会では



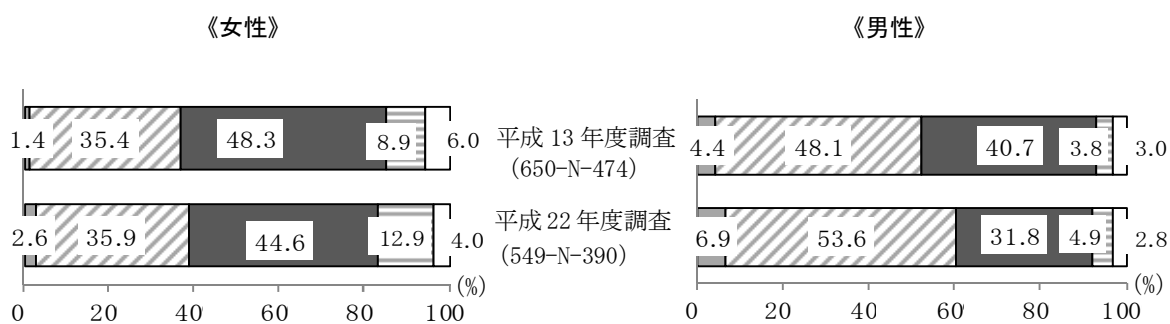
社会通念や慣習の面では



法律や制度の上では

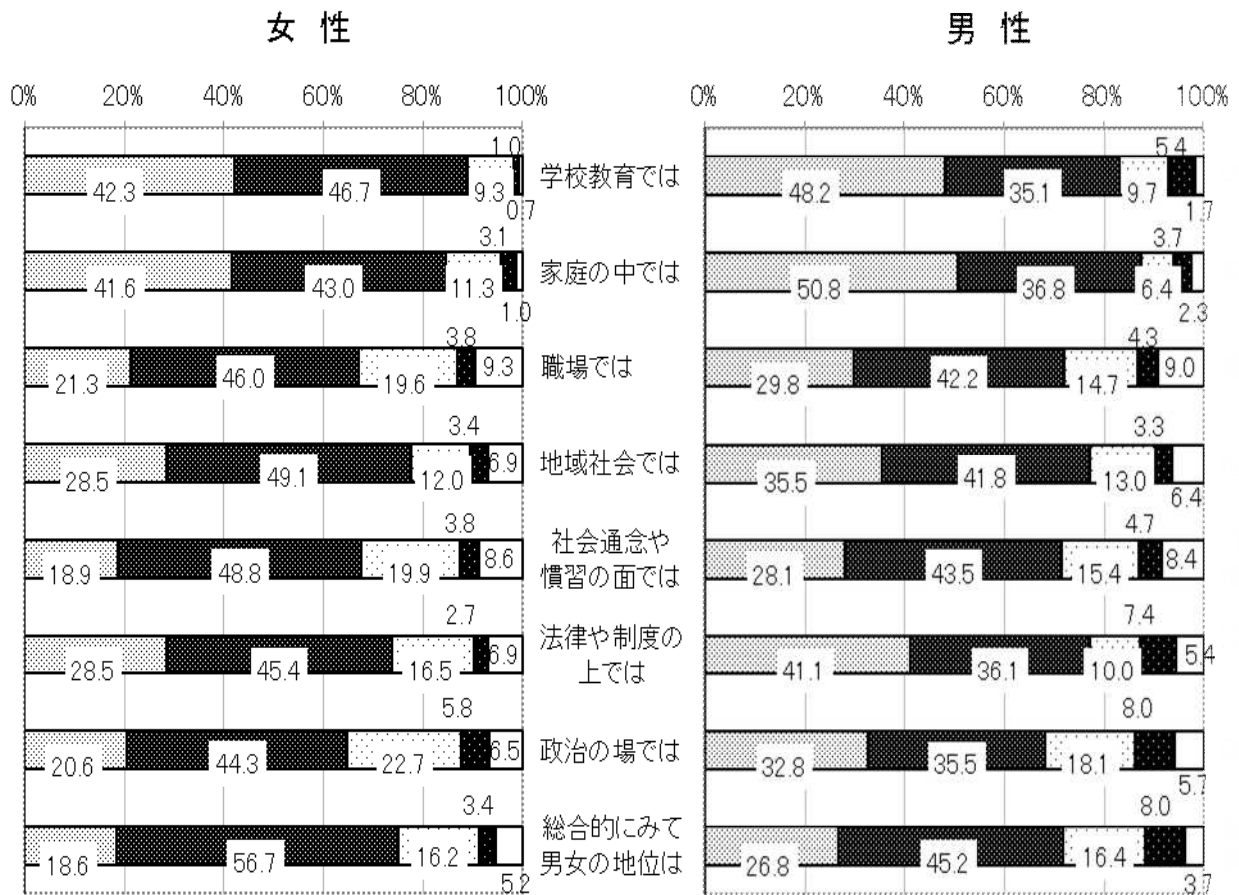
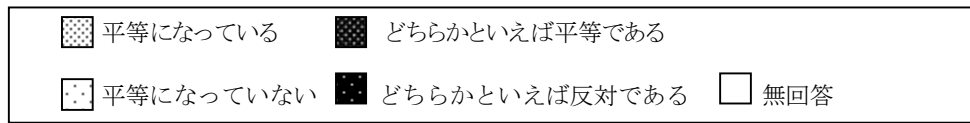


総合的にみて男女の地位は

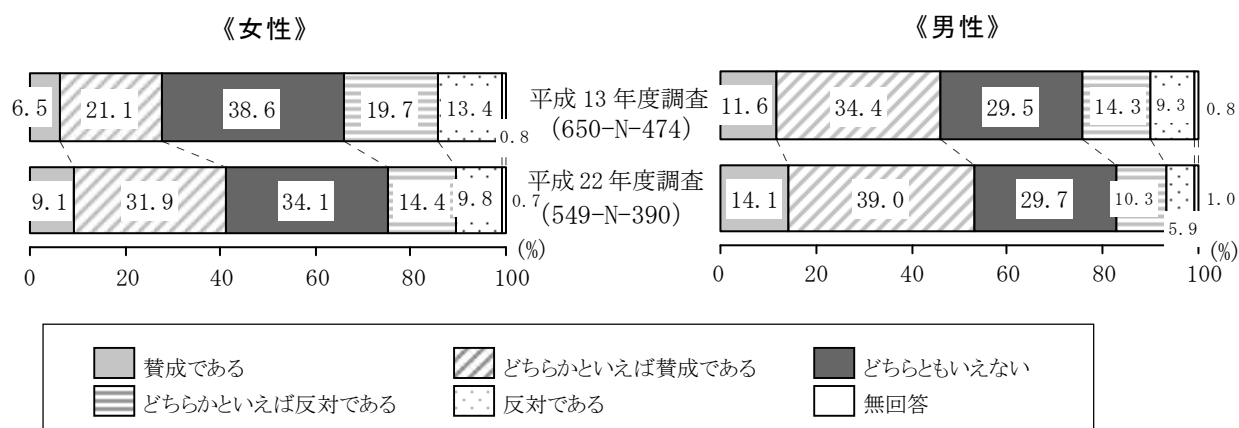


※「政治の場では」「経済界では」の項目は、平成 13 年調査では、「政治・経済活動への参加では」と設定されているため、平成 22 年調査との比較ができない。

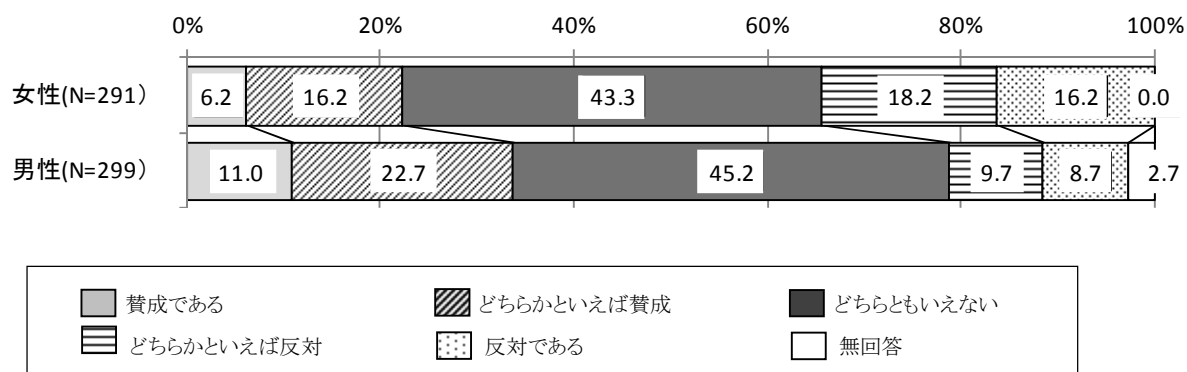
【参考】中学生アンケート（平成22年度）



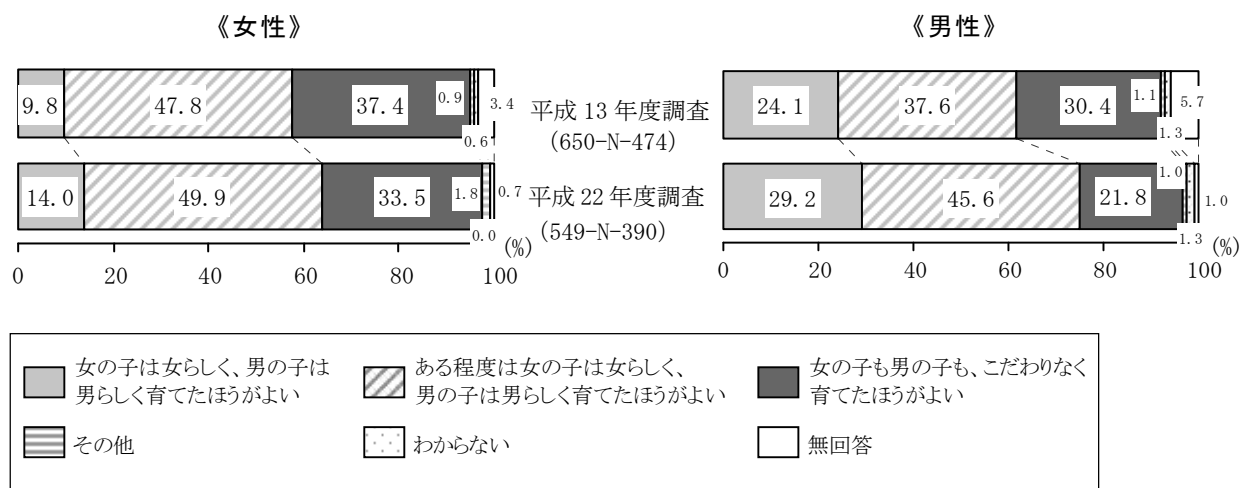
■図表 18 「男は仕事、女は家庭」についての考え（平成 13 年度・平成 22 年度比較）



【参考】中学生アンケート（平成 22 年度）

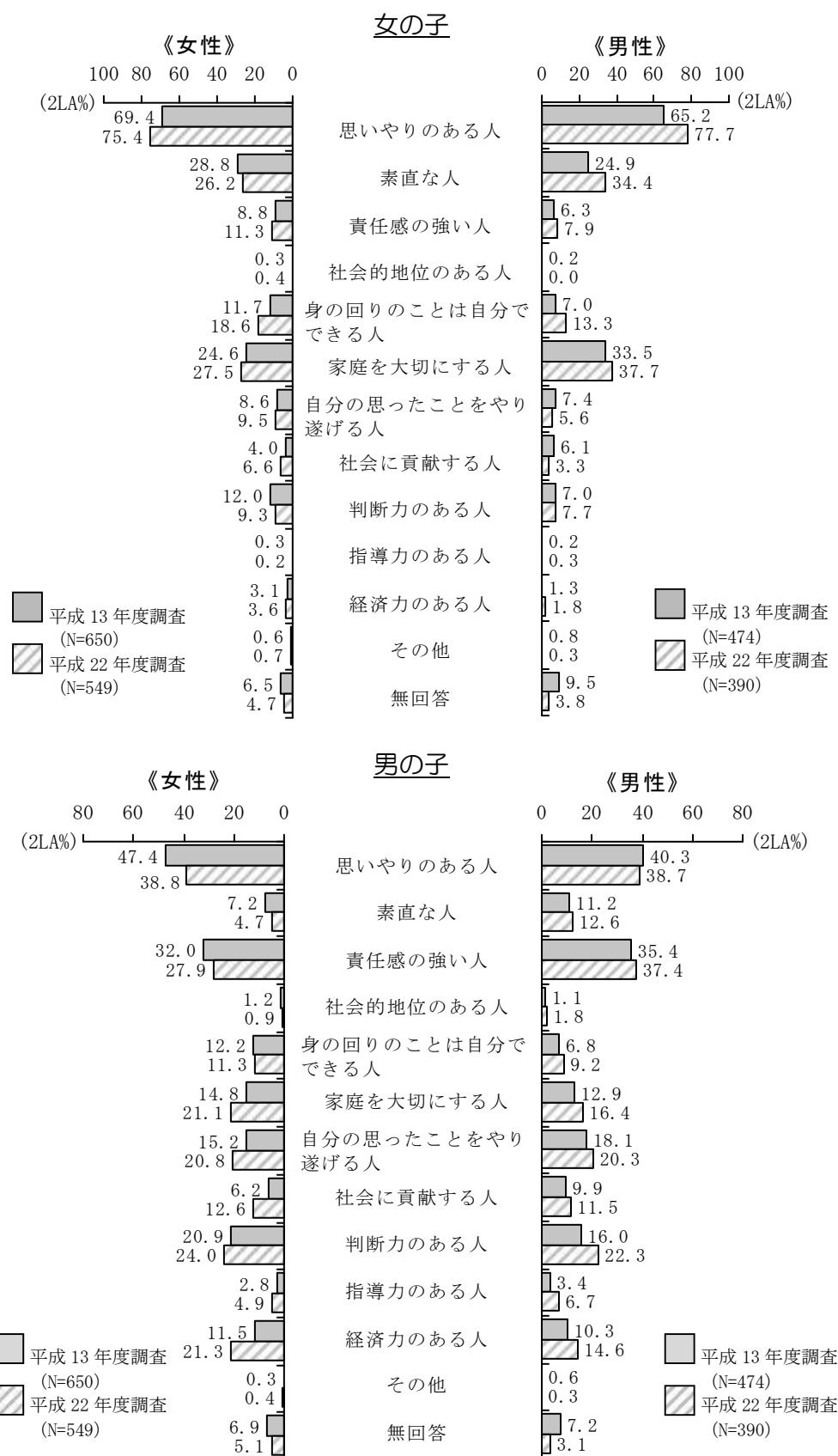


■図表 19 希望する子どもの育て方（平成 13 年度・平成 22 年度比較）

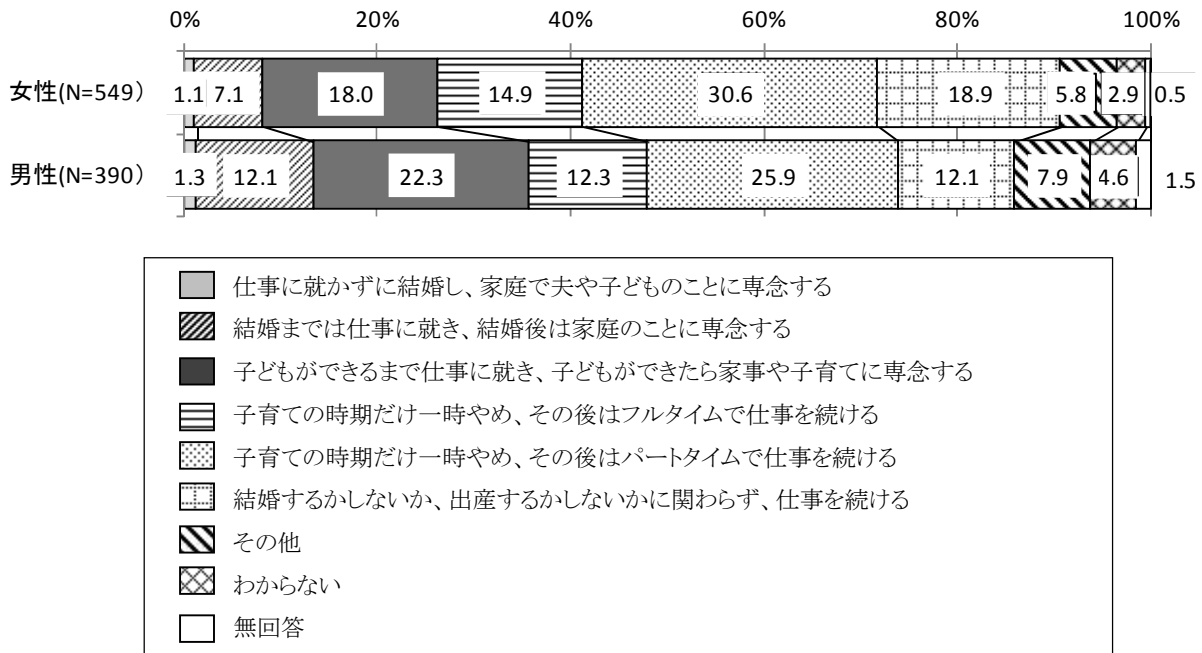


■図表 20 子どもの将来像（どのような人に育ててほしいと思いますか）

（平成 13 年度・平成 22 年度比較）

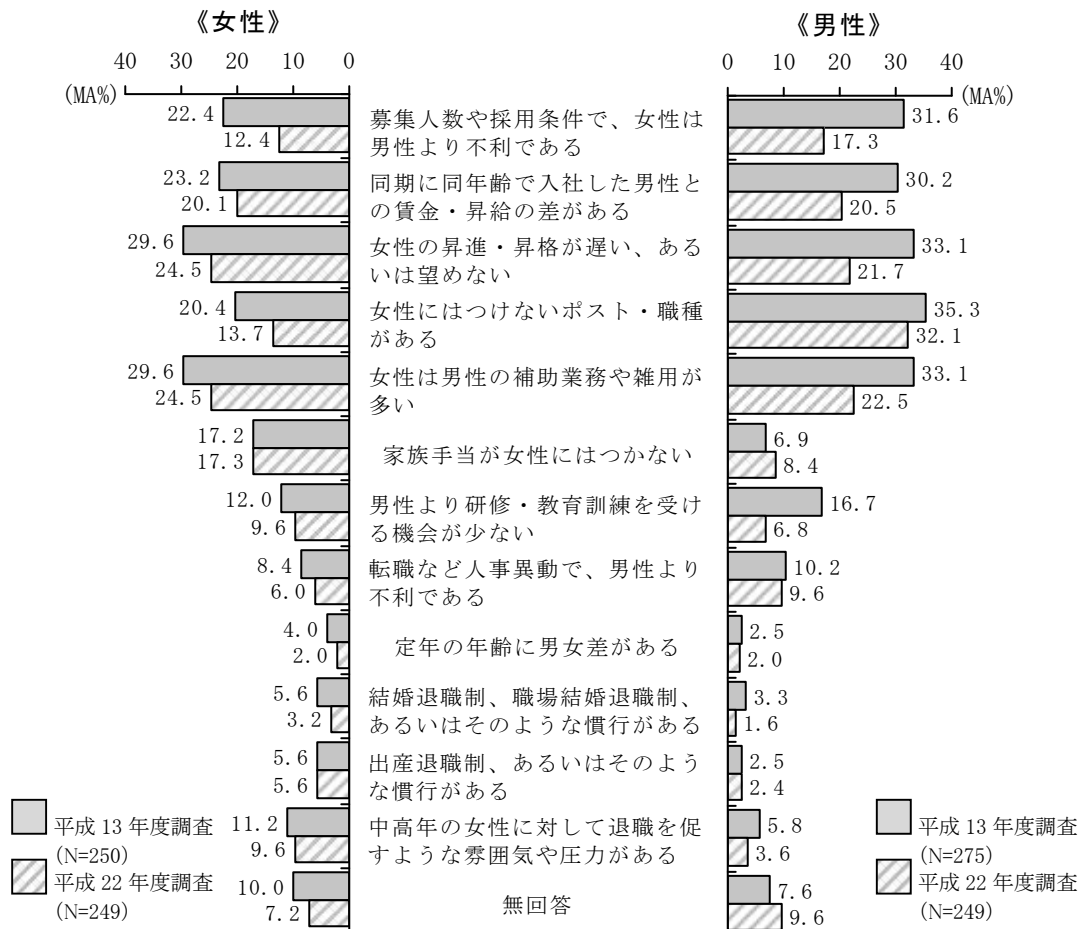


■図表 21 女性が仕事につくことについての考え方（平成 22 年度）

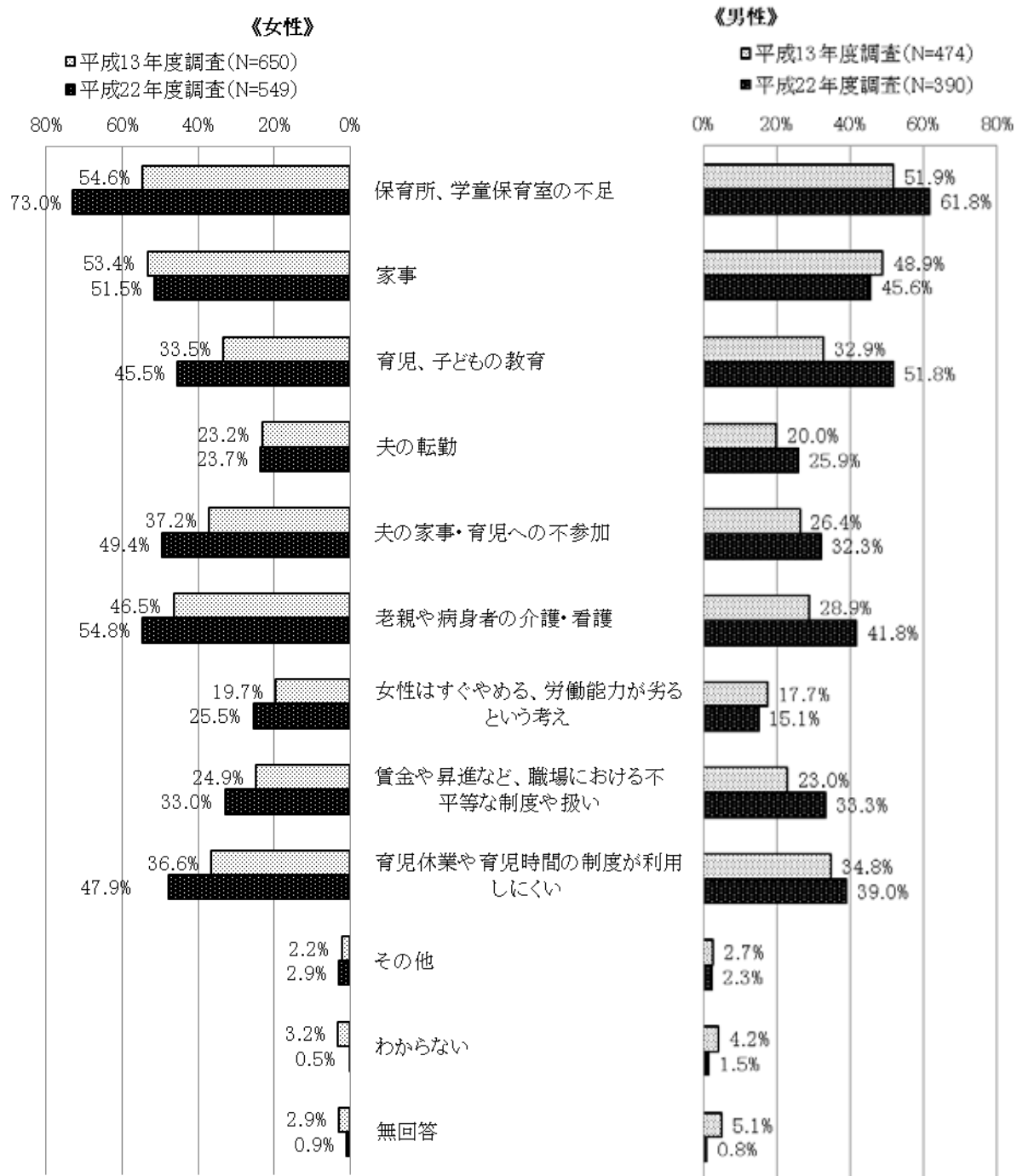


■図表 22 職場での男女格差の有無（平成 13 年度・平成 22 年度比較）

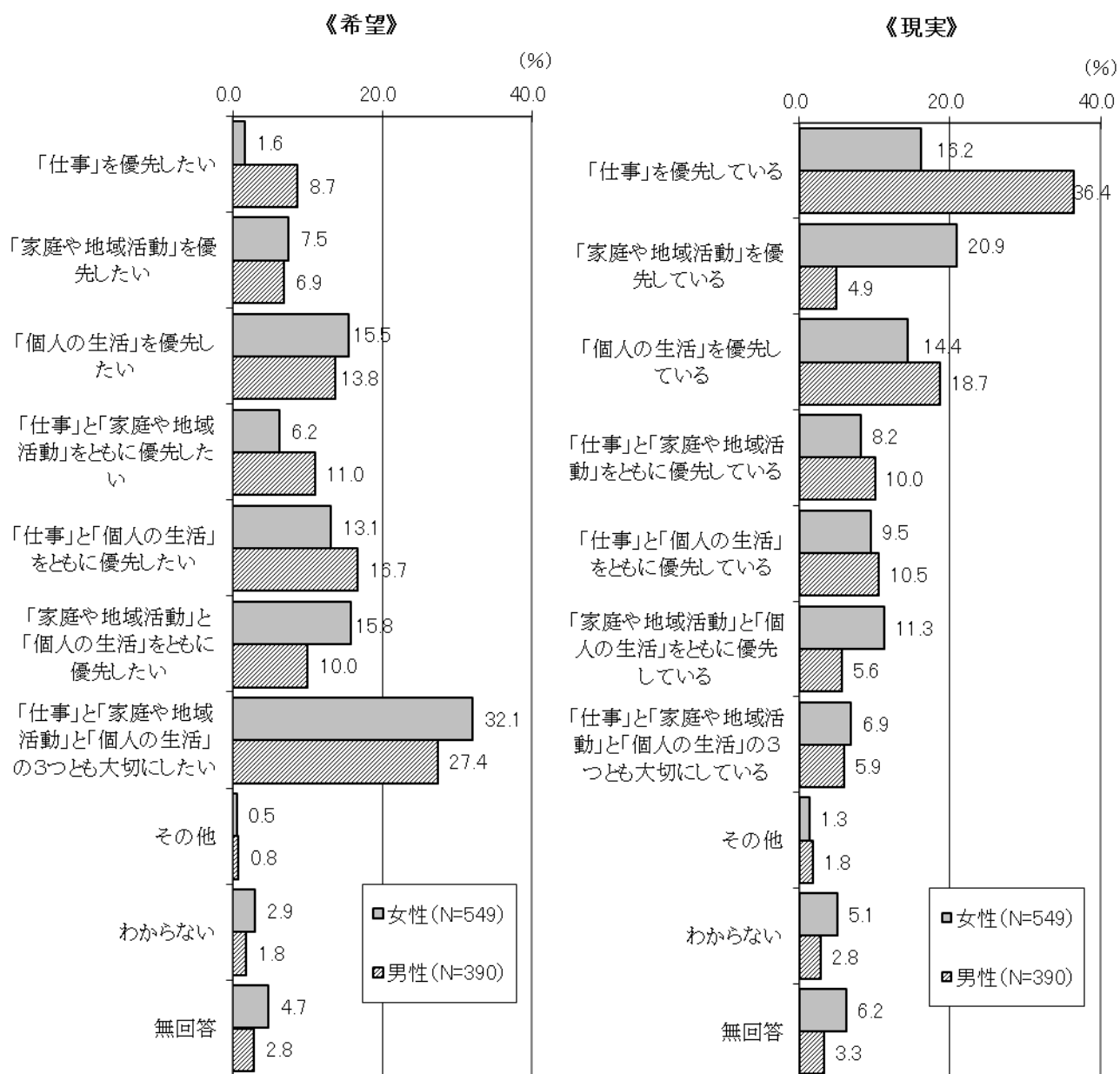
（「自分の職場でそのようなことがある」と答えた人の割合）



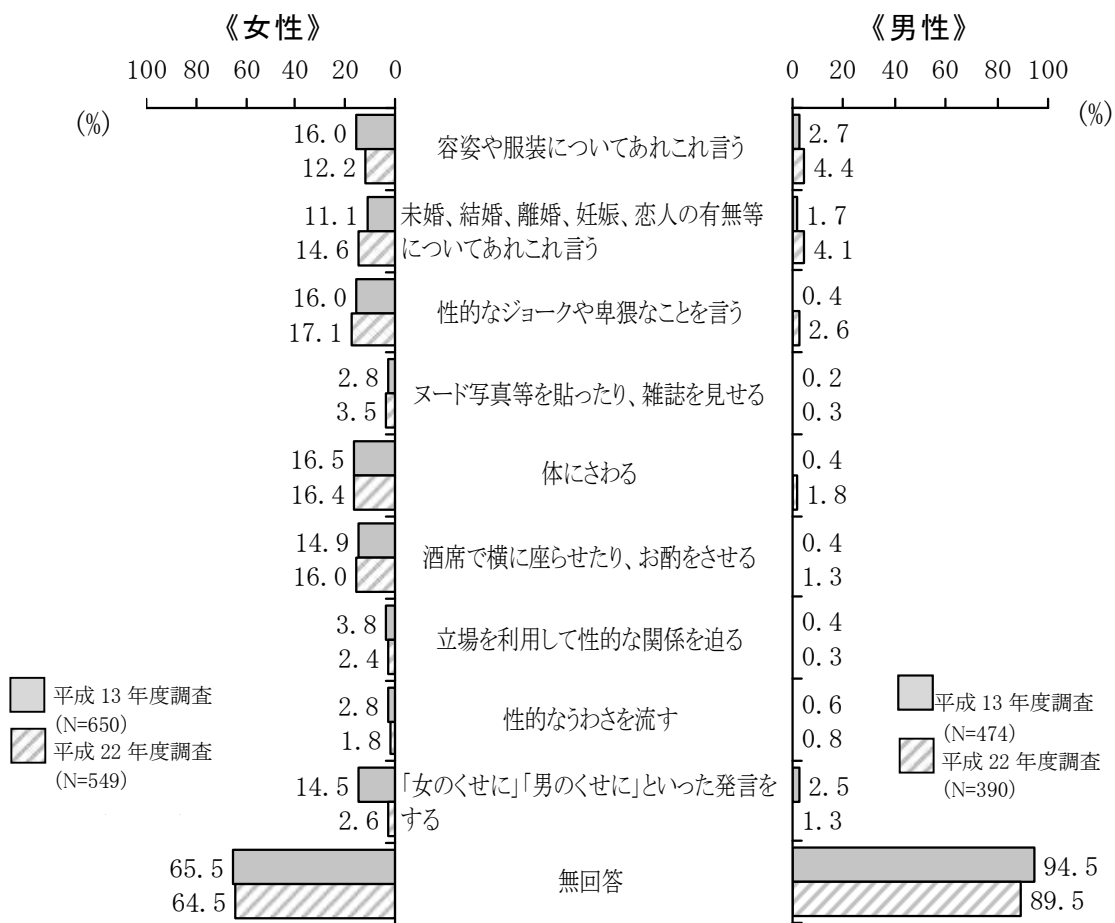
■ 図表 23 女性が働き続ける場合に困難だと思うこと（平成 13 年度・平成 22 年度比較）



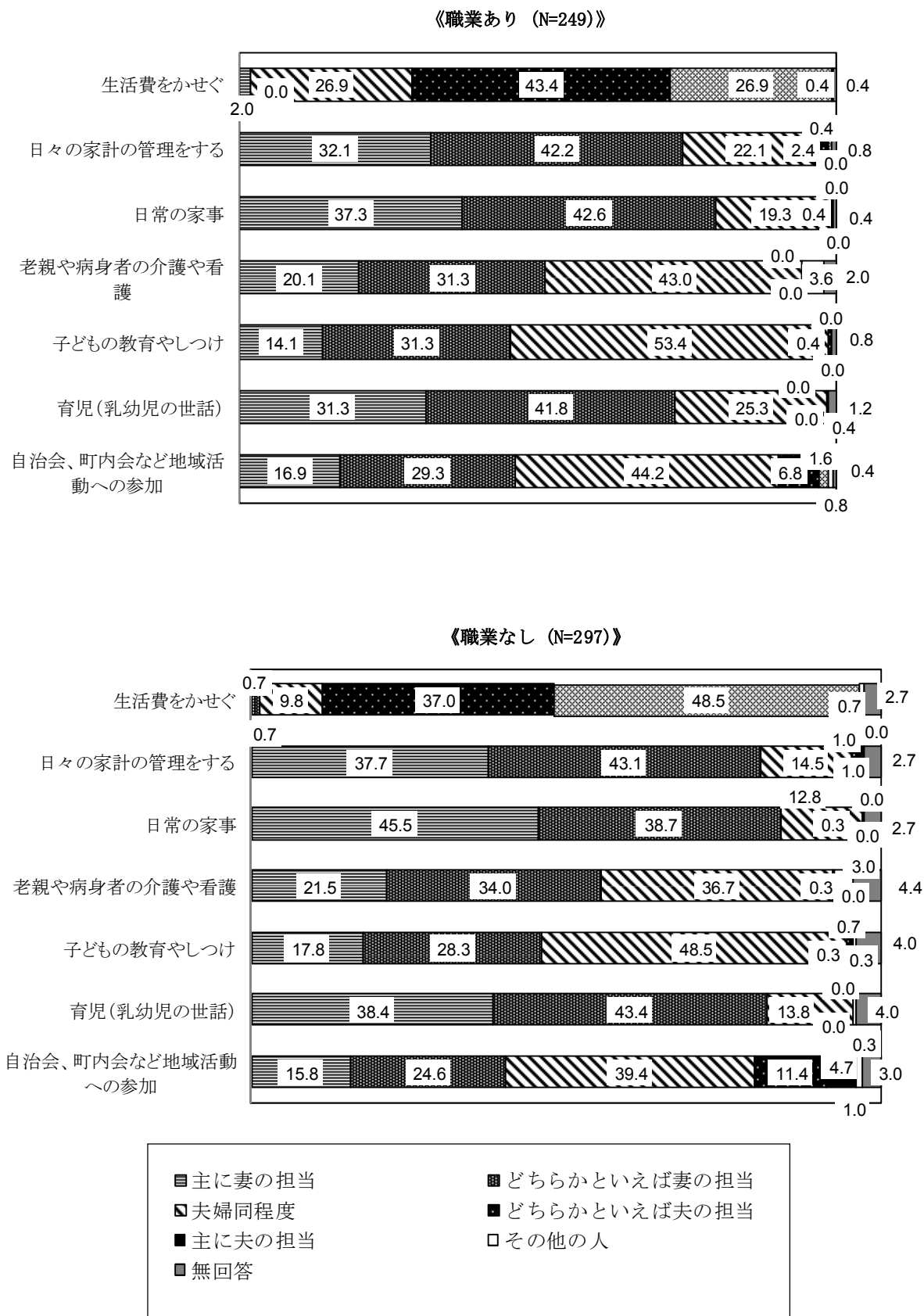
■図表 24 生活の中で優先したいこと、優先していること（平成 22 年度）



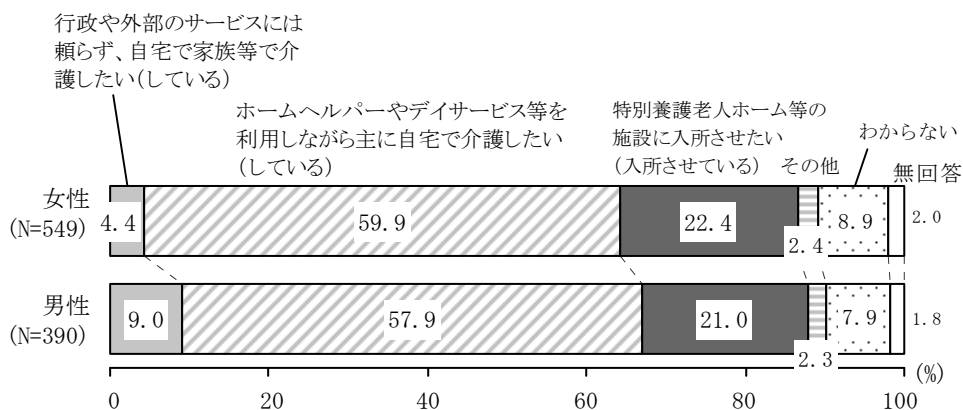
■図表 25 受けたことがあるセクハラ行為（平成 13 年度・22 年度比較）



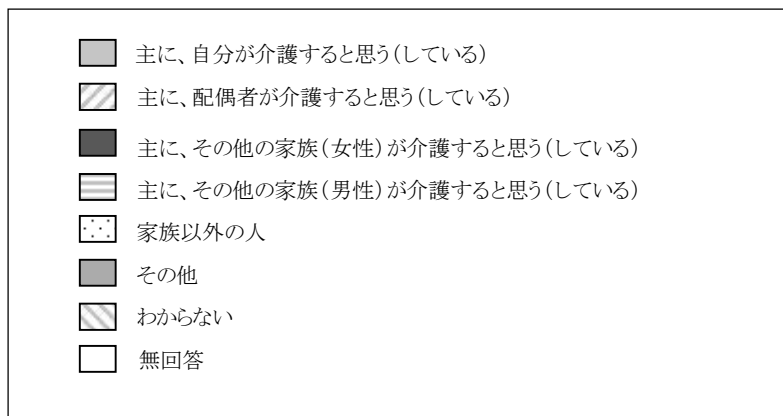
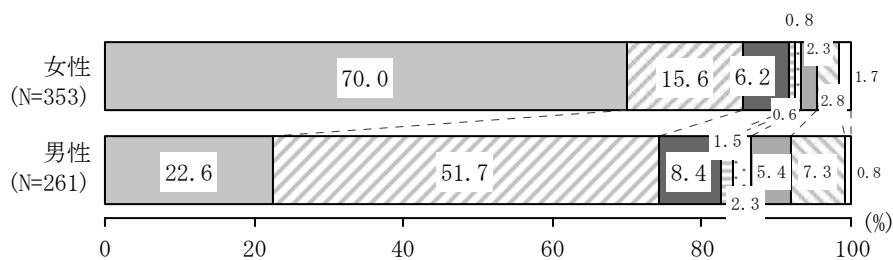
■図表 26 女性・職業有無別 家庭における役割分担 (平成 22 年度)



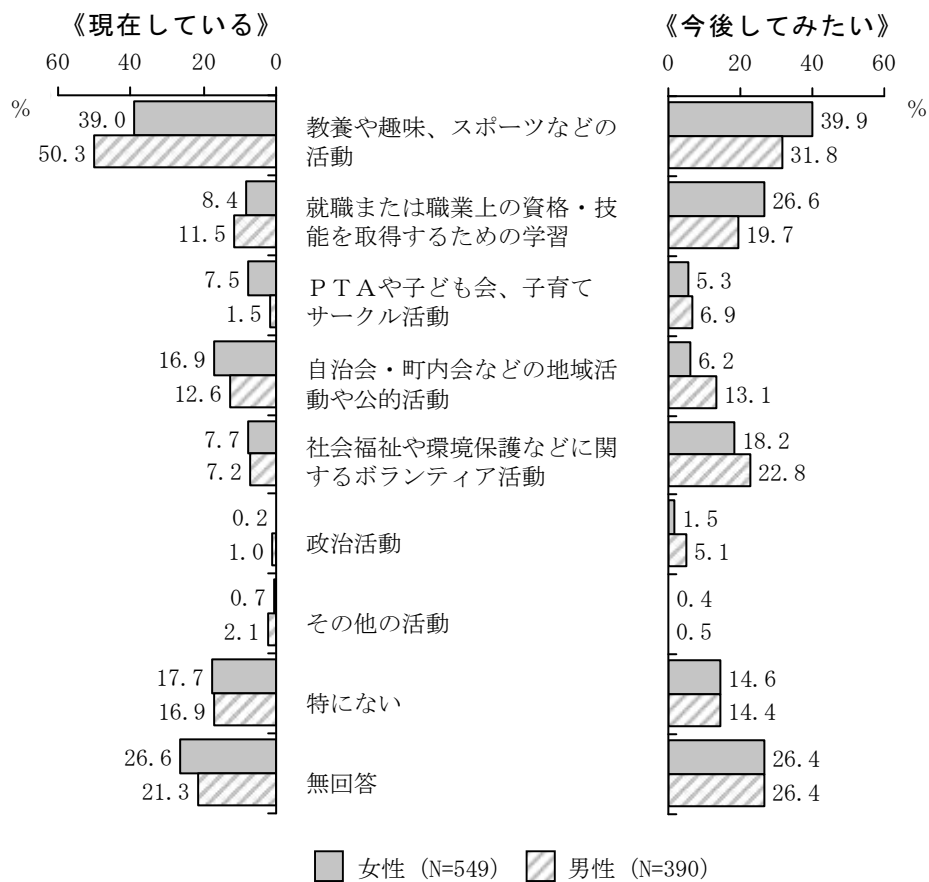
■図表 27 希望する家族の介護形態 (平成 22 年度)



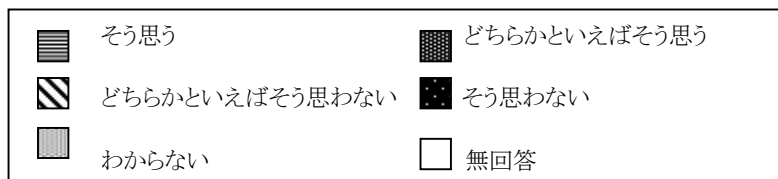
■図表 28 自宅で介護をする場合の主担当者 (平成 22 年度)



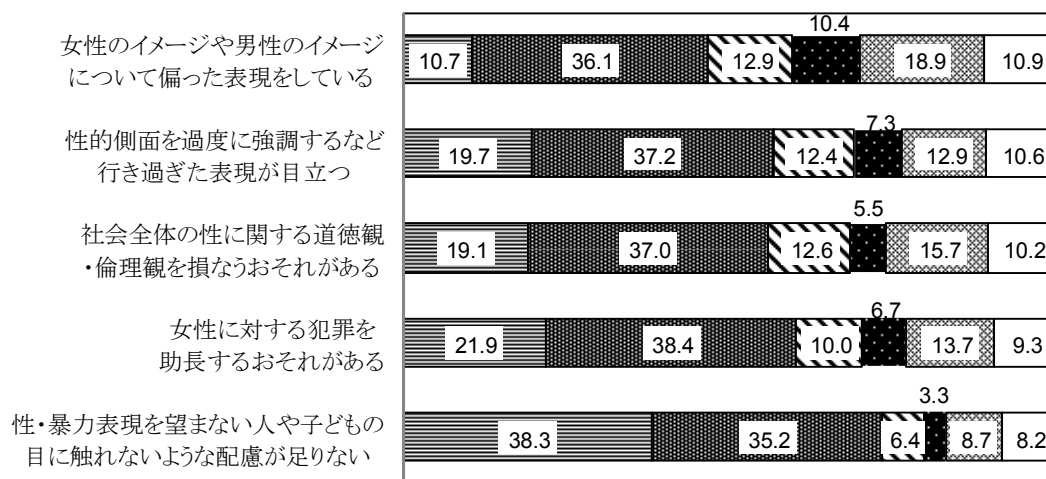
■図表 29 現在している社会的な活動、今後してみたい社会的な活動（平成 22 年度）



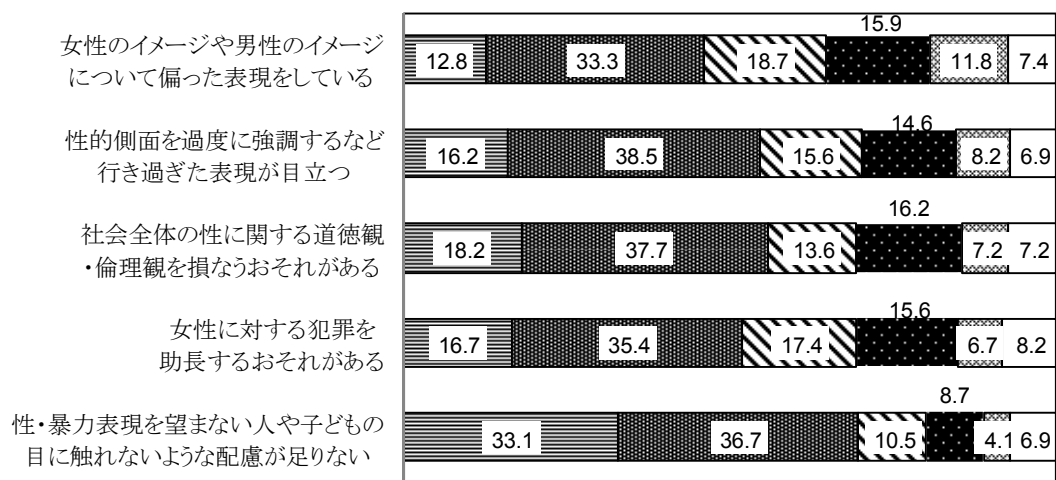
■図表 30 メディアにおける性・暴力表現についての考え（平成 22 年度）



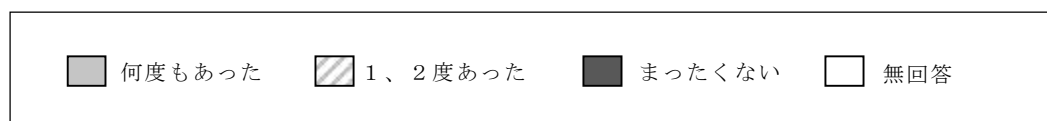
《女性 (N=549)》



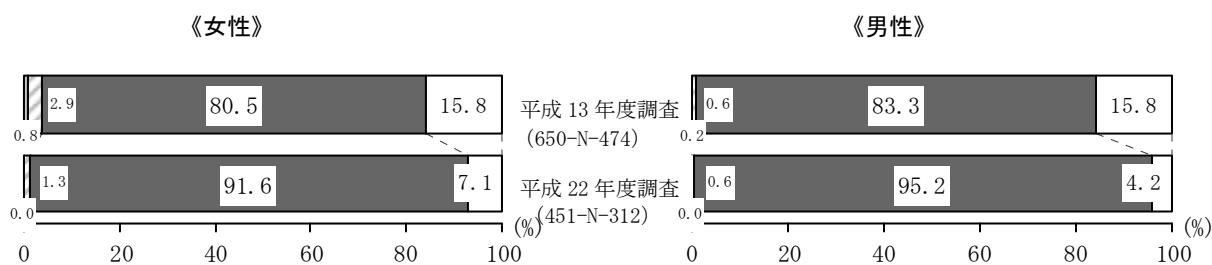
《男性 (N=390)》



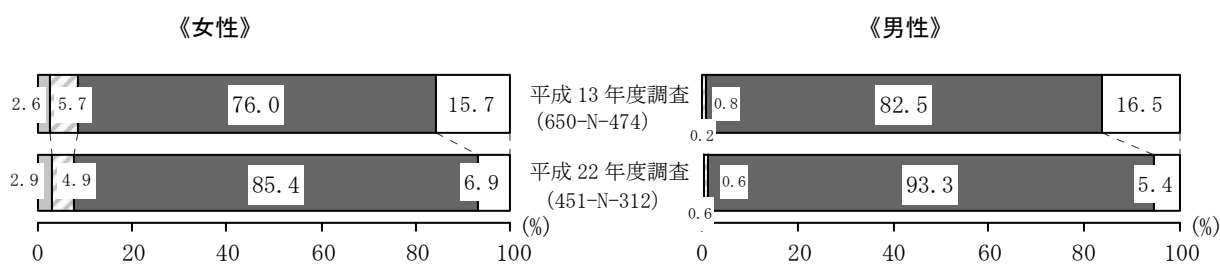
■図表 31 配偶者やパートナーからの暴力の内容（平成 13 年度・平成 22 年度比較）



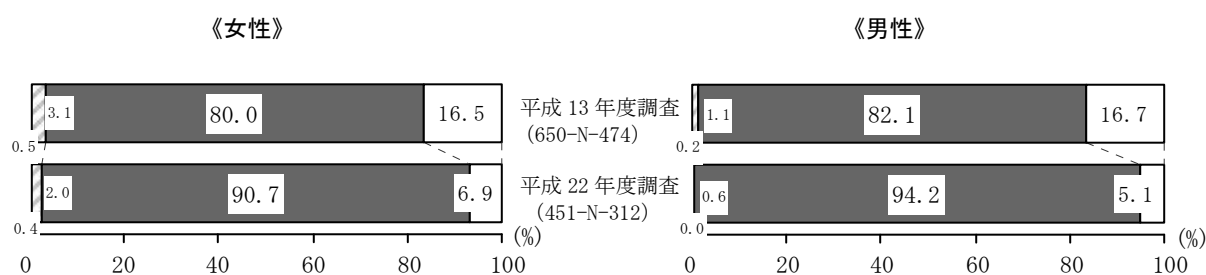
命に関わるくらいのひどい暴力を受けた



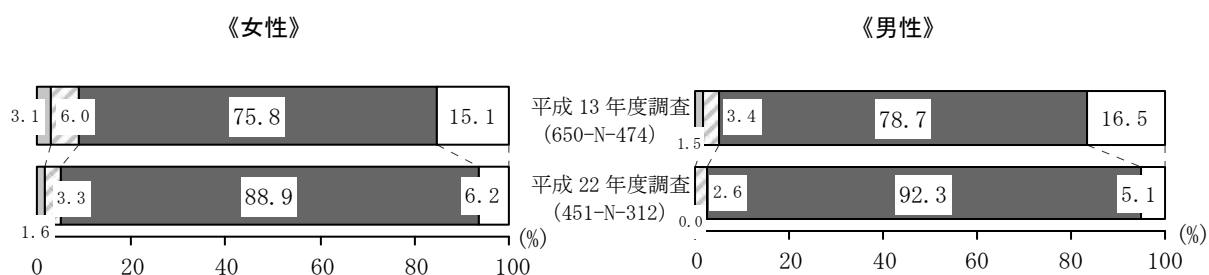
嫌がっているのに性的な行為を強要されたり、避妊に協力しないことがあった

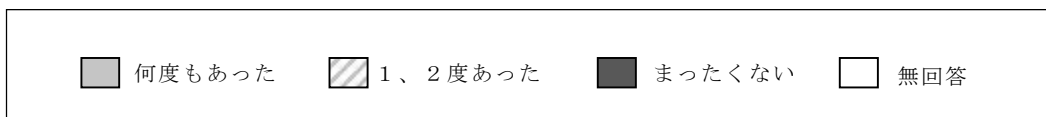


見たくないのに、ポルノビデオやポルノ雑誌を見せられた

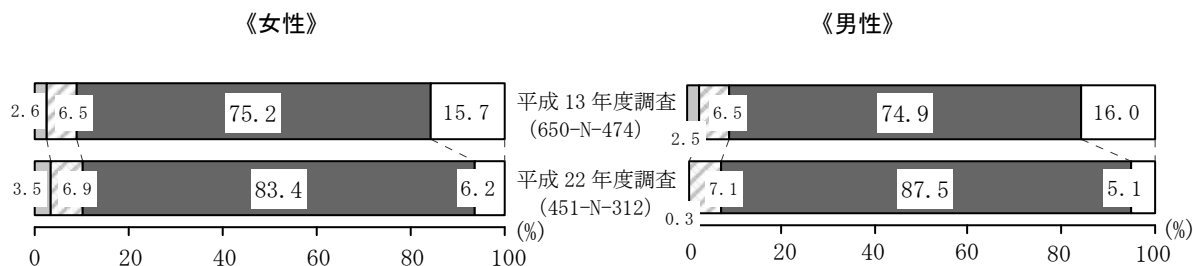


交友関係や電話を細かく監視された

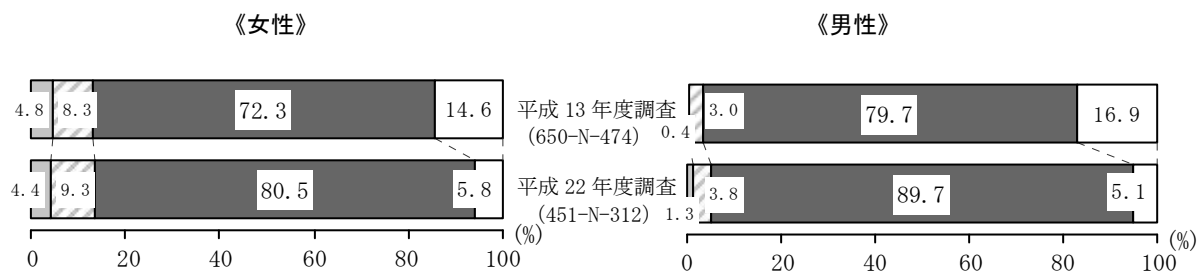




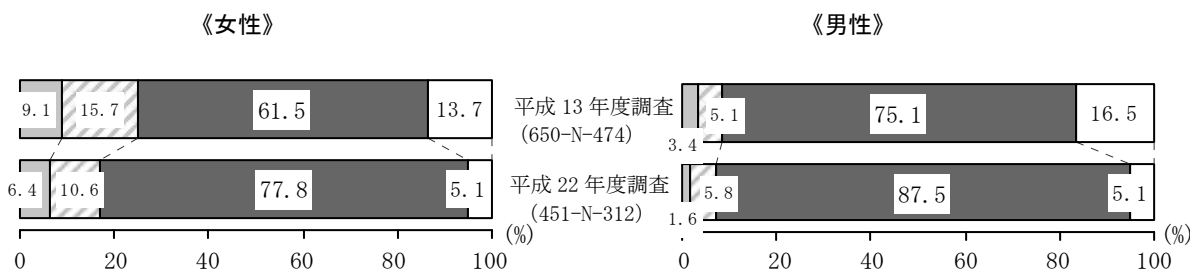
何を言っても無視された



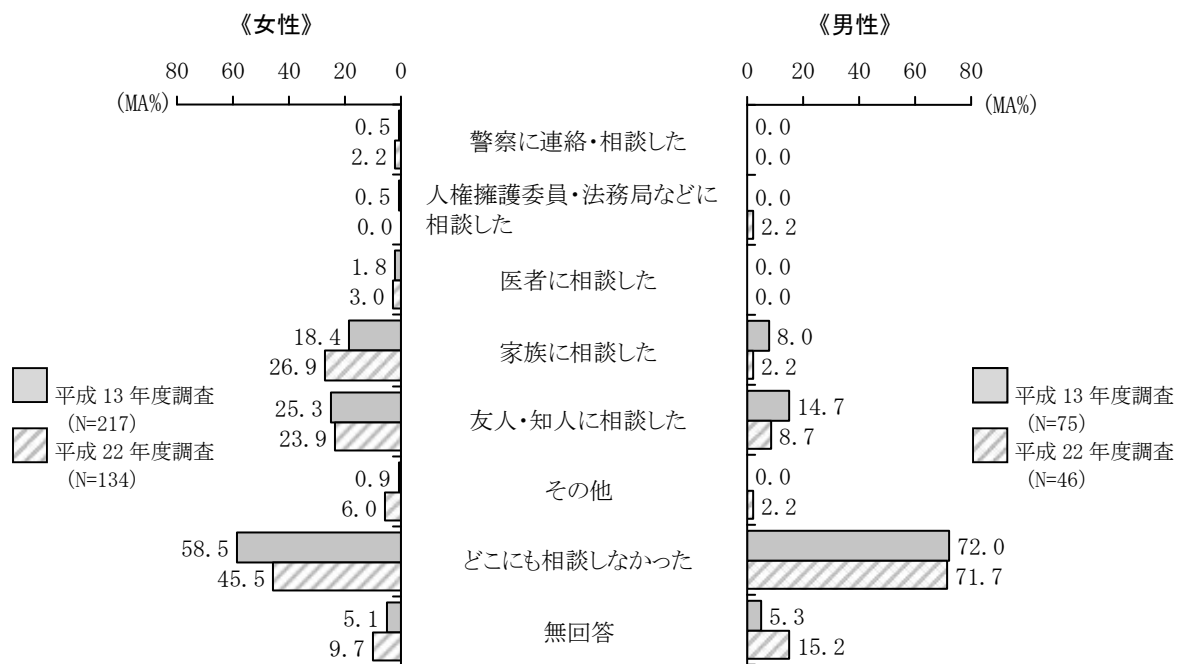
「誰のおかげで生活できるんだ」「甲斐性なし」「お前は馬鹿だ」「あなたは駄目な人間だ」などと言われた



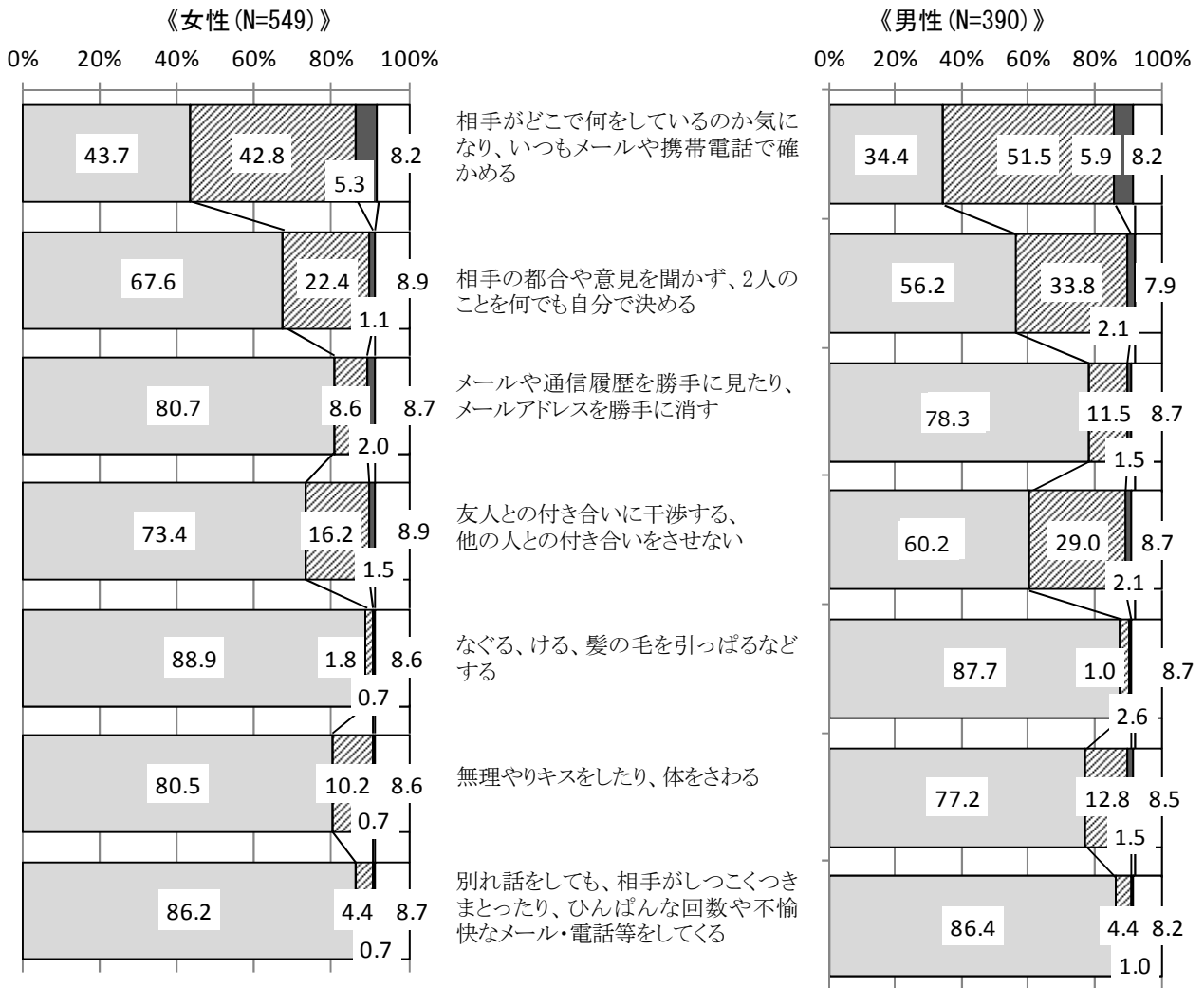
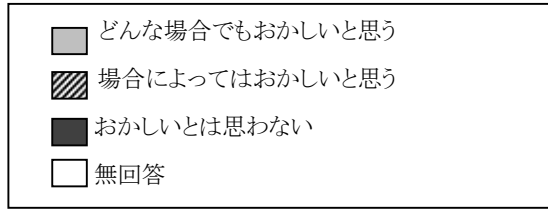
大声でどなられたり、脅されたりした



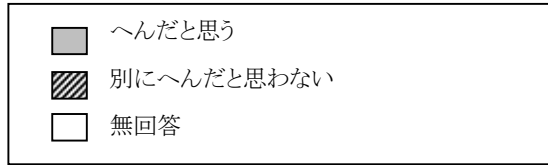
■ 図表 32 配偶者やパートナーからの暴力の相談相手(平成 13 年度・平成 22 年度比較)



■図表 33 デートDVの認識の有無 (平成 22 年度)

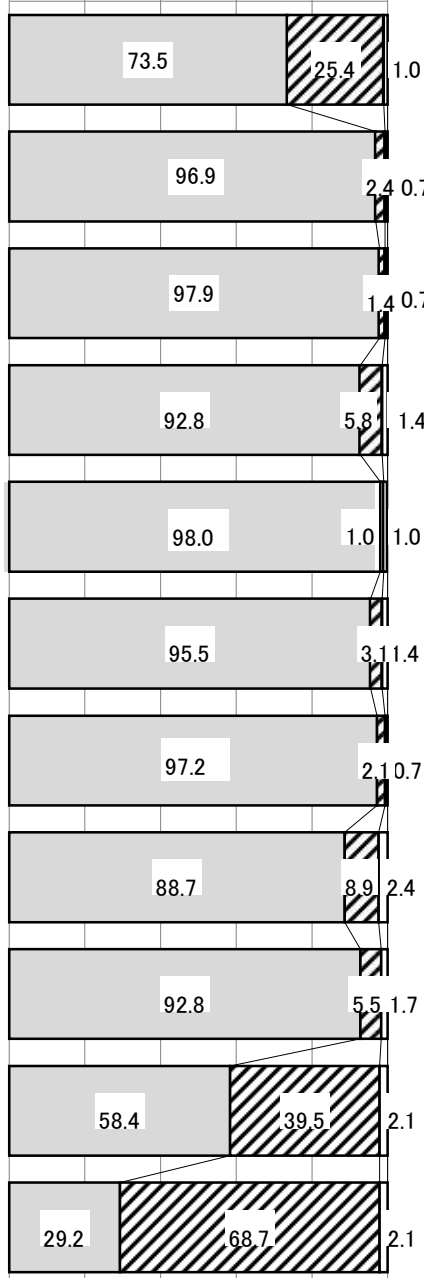


【参考】中学生アンケート（平成22年度）



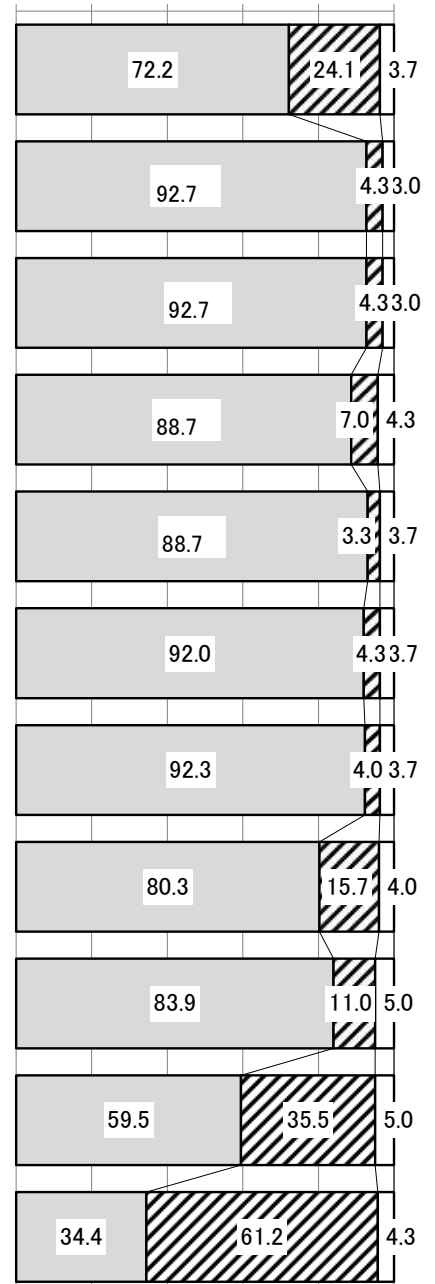
《女性(N=291)》

0% 20% 40% 60% 80% 100%

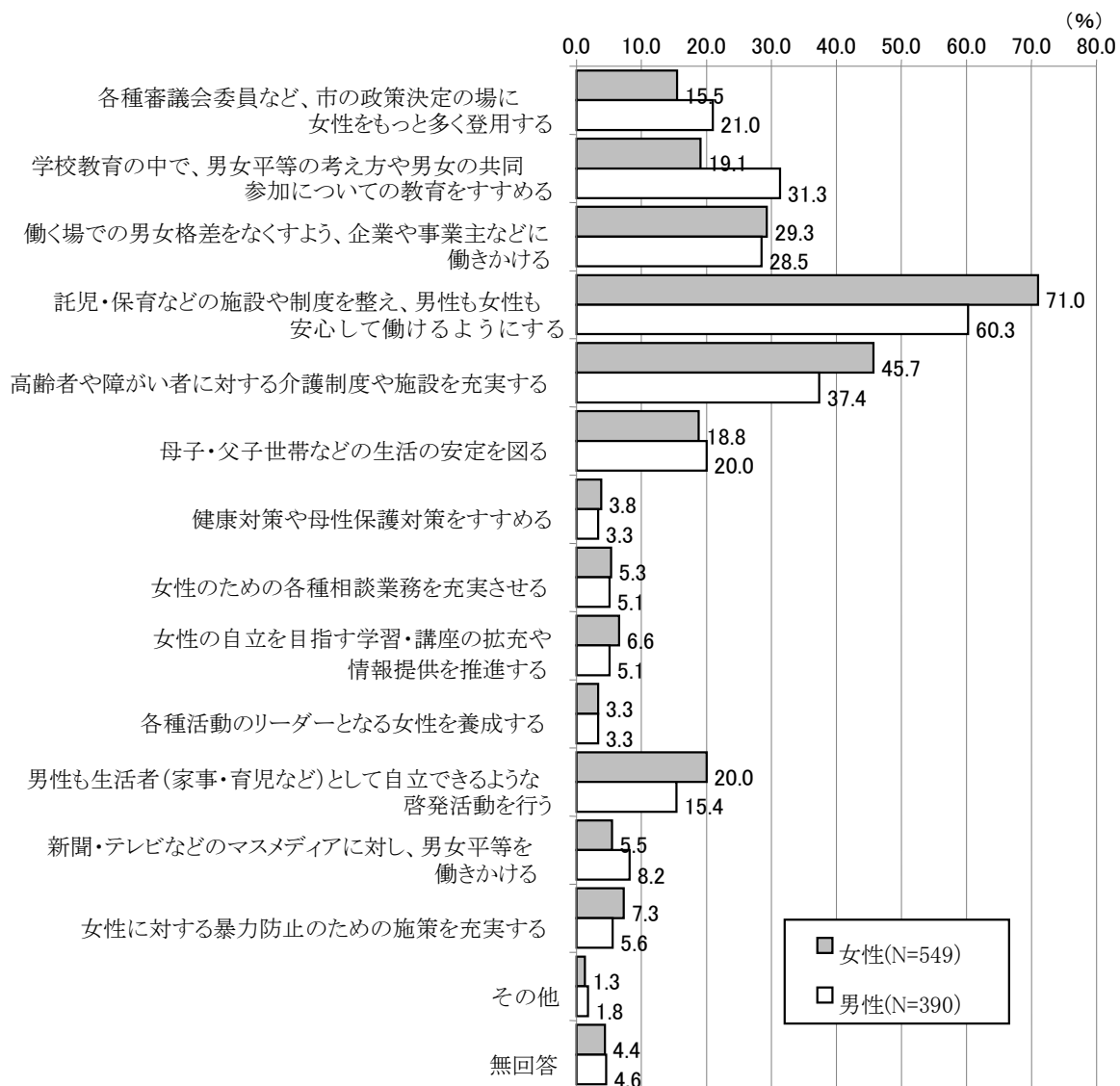


《男性(N=299)》

0% 20% 40% 60% 80% 100%



■図表 34 今後、市で力を入れるのがよいと思う施策（平成 22 年度）



3 法令・条例

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

この条約の締約国は、

国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかなるかを問わない。）の間

で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に厳重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互惠の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要なことを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、

次のとおり協定した。

第一部

第一条 この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第二条 締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

(a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。

(b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。

- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第三条 締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第四条

- 1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
- 2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

第五条 締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第六条 締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第二部

第七条 締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第八条 締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第九条

- 1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。
- 2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第三部

第十条 締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整すること

により行うこと。

- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画(成人向けの及び実用的な識字計画を含む。)特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報(家族計画に関する情報及び助言を含む。)を享受する機会

第十一条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
 - (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
 - (b) 同一の雇用機会(雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。)についての権利
 - (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練(見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。)を受ける権利
 - (d) 同一価値の労働についての同一報酬(手当を含む。)及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
 - (e) 社会保障(特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障)についての権利及び有給休暇についての権利
 - (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全(生殖機能の保護を含む。)についての権利
- 2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。
 - (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
 - (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、前任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
 - (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設

置及び充実を促進することにより奨励すること。

- (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。
- 3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第十二条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス(家族計画に関連するものを含む。)を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分べん及び産後の期間中の適当なサービス(必要な場合には無料にする。)並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第十三条 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第十四条

- 1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割(貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。)を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。
 - (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
 - (b) 適当な保健サービス(家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。)を享受する権利
 - (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
 - (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類(正規であるかないかを問わない。)の訓練及び教育(実用的な識字に関するものを含む。)並びに、特に、すべての

地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利

- (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
- (f) あらゆる地域活動に参加する権利
- (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
- (h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

第四部

第十五条

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかなを問わない。）を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第十六条

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
 - (a) 婚姻をする同一の権利
 - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
 - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
 - (d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
 - (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上

である。

- (g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）
 - (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し 及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利
- 2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

第五部

第十七条

- 1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この条約の効力発生の時は18人の、35番目の締約国による批准又は加入の後には23人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出するものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。
- 2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から1人を指名することができる。
- 3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後6箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも3箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を2箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。
- 4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の3分の2をもって定足数とする。この会合においては、出席し、かつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもって委員会に選出された委員とする。
- 5 委員会の委員は、4年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち9人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの9人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ

引で選ばれる。

- 6 委員会の5人の追加的な委員の選挙は、35番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち2人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの2人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。
- 8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。
- 9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第十八条

- 1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとつた立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。
 - (a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から1年以内
 - (b) その後は少なくとも4年ごと、更には委員会が要請するとき。
- 2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第十九条

- 1 委員会は、手続規則を採択する。
- 2 委員会は、役員を2年の任期で選出する。

第二十条

- 1 委員会は、第18条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年2週間を超えない期間会合する。
- 2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第二十一条

- 1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。
- 2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、

婦人の地位委員会に送付する。

第二十二條 専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第六部

第二十三條 この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であつて男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

- (a) 締約国の法令
- (b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第二十四條 締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第二十五条

- 1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。
- 2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。
- 3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。
- 4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

第二十六条

- 1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。
- 2 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

第二十七条

- 1 この条約は、20番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。
- 2 この条約は、20番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

第二十八条

- 1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
- 2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認めら

れない。

- 3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第二十九条

- 1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から6箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。
- 2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。
- 3 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第三十条 この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

(昭和六〇年七月一日外務省告示第一九四号で昭和六〇年七月二五日に日本国について効力発生)

男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日法律第七十八号)
改正 平成十一年七月十六日法律第一百零二号
同 十一年十二月二十二日同第一百零六号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的 施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男

女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に

関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対して

も、必要な協力を依頼することができる。

(以下略)

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成十一年六月二三日法律第七八号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

附 則 (平成十一年七月十六日法律第一百二号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成十三年一月六日)

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成十一年十二月二十二日法律第六十号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

男女共同参画社会基本法案に対する附帯決議

平成11年5月21日 参議院総務委員会

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

一 政策等の立案及び決定への共同参画は、男女共同参画社会の形成に当たり不可欠のものであることにかんがみ、その実態を踏まえ、国及び地方公共団体において、積極的改善措置の積極的活用も図ることにより、その着実な進展を図ること。

一 家庭生活における活動と他の活動の両立については、ILO第156号条約の趣旨に沿い、家庭生活と職業生活の両立の重要性に留意しつつ、両立のための環境整備を早急に進めるとともに、特に、子の養育、家族の介護については、社会も共に担うという認識に立って、その社会的支援の充実強化を図ること。

一 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に当たっては、現行の法制度についても広範にわたり検討を加えるとともに、施策の実施に必要な法制上又は財政上の措置を適宜適切に講ずること。

一 女性に対する暴力の根絶が女性の人権の確立にとって欠くことができないものであることにかんがみ、あらゆる形態の女性に対する暴力の根絶に向けて積極的に取り組むこと。

一 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進については、男女共同参画会議の調査及び監視機能が十分に発揮されるよう、民間からの人材の登用を含め、体制を充実させること。

一 本法の基本理念に対する国民の理解を深めるために、教育活動及び広報活動等の措置を積極的に講ずること。

一 各事業者が、基本理念にのっとり、男女共同参画社会を形成する責務を自覚するよう適切な指導を行うこと。

一 苦情の処理及び人権が侵害された場合における被害者救済のための措置については、オンブズパーソンの機能を含めて検討し、苦情処理及び被害者救済の実効性を確保できる制度とすること。

一 男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、女子差別撤廃条約その他我が国が締結している国際約束を誠実に履行するため必要な措置を講ずるとともに、男女共同参画の視点に立った国際協力の一層の推進に努めること。

右決議する。

男女共同参画社会基本法案に対する附帯決議

平成11年6月11日 衆議院内閣委員会

政府は、本法施行に当たり、次の事項に配慮すべきである。

- 一 家庭生活における活動と他の活動の両立については、ILO第156号条約の趣旨に沿い、両立のための環境整備を早急に進めるとともに、特に、子の養育、家族の介護については、社会も共に責任を担うという認識に立って、その社会的支援の充実強化を図ること。
- 一 女性に対する暴力の根絶が女性の人権の確立にとって欠くことができないものであることにかんがみ、あらゆる形態の女性に対する暴力の根絶に向けて積極的に取り組むこと。
- 一 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に当たっては、性別によるあらゆる差別をなくすよう、現行の諸制度についても検討を加えるとともに、施策の実施に必要な法政上又は財政上の措置を適切に講ずること。
- 一 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進に当たっては、その施策の推進体制における調査及び監視機能が十分に発揮されるよう、民間からの人材の登用を含め、その体制の整備の強化を図ること。
- 一 各事業者が、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与する責務を有することを自覚して、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図るよう、適切な指導を行うこと。
- 一 男女共同参画社会の形成には、男女の人権の尊重が欠かせないことにかんがみ、苦情の処理及び被害者の救済が十分図られるよう、実効性のある制度の確立に努めること。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年法律第三十一号)

最終改正：平成二十六年四月二十三日法律第二十八号

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条—第五条）

第三章 被害者の保護（第六条—第九条の二）

第四章 保護命令（第十条—第二十二條）

第五章 雑則（第二十三条—第二十八條）

第五章の二 補則（第二十八條の二）

第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとする国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受

ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情

報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

- 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明

等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和三十二年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法（昭和三十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和三十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和三十二年法律第百六十四号）、母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。

以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者

の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

- 一 面会を要求すること。
- 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
- 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足る言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者

の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての

時における事情

三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力

相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から

第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあつた場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあつては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあつては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となつた身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあつたときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居

からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
 - 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
 - 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
 - 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相

談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第六章 罰則

第二十九条 保護命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附則 [抄]

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則〔平成十六年法律第六十四号〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則〔平成十九年法律第百十三号〕〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附則〔平成二五年七月三日法律第七二号〕〔抄〕

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附則〔平成二六年四月二三日法律第二八号〕〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中次世代育成支援対策推進法附則第二条第一項の改正規定並びに附則第四条第一項及び第二項、第十四条並びに第十九条の規定 公布の日
- 二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

(政令への委任)

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

高槻市男女共同参画推進条例

平成十七年十二月二十日

条例第五七号

目次

前文

第一章 総則(第一条—第十一条)

第二章 市の施策の基本的事項(第十二条—第十九条)

第三章 男女共同参画審議会(第二十条)

第四章 雑則(第二十一条)

附則

すべての人が個人として尊重され、性別によって社会的な役割が決定されるのではなく、自分の意思で生き方を選択し、個性と能力を発揮することができる社会の実現が今強く求められています。

第二次世界大戦後、日本国憲法、世界人権宣言、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約等においてうたわれている男女の「個人としての人格の尊重」、「法的・社会的平等」、「固定的な役割分担の解消」といった理念に基づき、また、「平等・開発・平和」をテーマとした国際社会の動向とも連動しながら男女平等社会の実現に向けた様々な取組が展開されてきました。

その成果として、男女平等に関する理解も深まり、社会の制度も整備されるなど着実な進展が見られるところです。

しかし、性別による固定的な役割分担の意識や慣習などの様々な要因によって、個人としての自由な活動の選択が妨げられているという実態がなお残存しています。

また、今日の経済情勢や少子高齢といった社会状況の変化に対応していくためにも、実質的な男女平等に向けた一層の努力により、国際的な人権の視点と価値観に準拠した多様で活力ある社会の実現が緊急かつ重要な課題となっており、その推進を図るために男女共同参画社会基本法が制定されました。

そこで、基本法の趣旨にのっとり、高槻市における男女共同参画社会の形成を推進するため、市、市民、事業者そして各種の団体が一体となって、積極的に取り組み、市民一人一人が自立した個人として生き生きと暮らすことができるようこの条例を制定します。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、市並びに市民、事業者及び各種の団体(以下「市民等」という。)の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参

画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会 男女が、社会の対等な構成員として、互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、自らの意思によって職場、学校、地域、家庭等のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、その個性と能力を発揮することにより、均等に政治的、経済的、社会的及び文化的な利益を享受できる社会をいう。
- (2) 積極的格差是正措置 前号に規定する参画の機会に係る男女間の格差を是正するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 相手の意に反した性的な言動によってその者に苦痛若しくは不快感を与え、又は性的な言動を受けた者の対応によってその者に利益若しくは不利益を与えることをいう。
- (4) ドメスティック・バイオレンス 配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)又は配偶者であった男女の間において、身体的、精神的、経済的、性的又は社会的な危害又は苦痛を与えることをいう。

(基本理念)

第三条 男女共同参画社会の形成は、次に掲げる基本理念に基づいて行われなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、性別による直接・間接の差別的な取扱いを受けないこと、個人としての能力を発揮する機会が確保されること、男女が互いに身体的特徴についての理解を深め、健康の保持に配慮するとともに、妊娠や出産に関し女性の意思と男性の意思が同等に尊重されること及び性別に起因するあらゆる権利の侵害が行われないこと。
- (2) 社会における制度又は慣行によって、男女共同参画社会の形成を阻害するおそれのある性別による固定的な役割分担を生じさせ、又は踏襲させないこと。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、市における施策又は事業所若しくは各種の団体における方針の立案及び決定過程に共同して参画できるよう積極的格差是正措置等の必要な措置を講ずること。
- (4) 家族を構成する男女が、性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、相互の協力と社会の支援を得

て、家族の一員として、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における役割を果たし、かつ、職場、地域等での活動を行うことができるよう制度及び環境の整備を図ること。

- (5) 男女共同参画社会の形成に関する取組は国際的な理念及び情勢と深く関連していることから、その動向に留意すること。

(セクシュアル・ハラスメント等の禁止)

第四条 何人も、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

- 2 何人も、ドメスティック・バイオレンス等の個人の尊厳を侵す暴力的な言動を行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する配慮)

第五条 何人も、公衆に表示する情報において、第3条各号に掲げる基本理念(以下「基本理念」という。)に反し、又は前条の規定による禁止行為を是認し、若しくは助長させる表現を用いぬよう配慮しなければならない。

(市の責務)

第六条 市は、男女共同参画社会の形成に関する施策を策定し、及び実施するとともに、必要な推進体制を整備しなければならない。

(市民の責務)

第七条 市民は、男女共同参画に関し理解を深め、職場、学校、地域、家庭等のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第八条 事業者は、男女が職業生活並びに家庭生活及び地域社会での生活を両立できるよう職場環境を整備すること、事業所の方針の立案及び決定過程への男女の対等な参画機会を確保することその他性別による差別的な取扱いを行わないこと等により、事業所における男女共同参画を積極的に推進するよう努めなければならない。

(各種の団体の責務)

第九条 市内で活動する各種の団体は、その活動において、男女共同参画を積極的に推進するよう努めなければならない。

(教育に関わる者の責務)

第十条 学校教育、社会教育その他の教育に関わる者は、男女共同参画社会の形成における教育の果たす役割の重

要性に留意するものとする。

(市民等の協働)

第十一条 市及び市民等は、協働して、男女共同参画社会の形成に取り組むものとする。

第二章 市の施策の基本的事項

(施策を策定等する場合の基本方針)

第十二条 市は、基本理念にのっとり、市の施策を策定し、又は実施しなければならない。

(男女共同参画計画の策定等)

第十三条 市は、男女共同参画社会の形成に関する施策(以下「男女共同参画施策」という。)を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画計画を策定するものとする。

- 2 市は、男女共同参画施策の実施に関しその予定及び状況を公表するものとする。

(男女共同参画に関する教育の推進)

第十四条 市は、学校教育、社会教育等において、男女共同参画の推進に必要な措置を講ずるものとする。

(男女共同参画の理解を深めるための措置)

第十五条 市は、広報及び広聴を通じて、市民等の男女共同参画についての理解を深めるものとする。

- 2 市は、事業者に対し男女共同参画に関する取組状況について報告を求め、必要な助言を行うことにより、事業者の理解を深めるものとする。

(市民等に対する支援)

第十六条 市は、市民等の男女共同参画を推進する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(調査研究)

第十七条 市は、男女共同参画施策の推進に必要な調査研究を行い、その結果を公表するものとする。

(苦情等の申出)

第十八条 市民等は、男女共同参画施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策について、苦情又は意見があるときは、その旨を市長に申し出ることができる。

- 2 市長は、前項の規定による申出を受けたときは、苦情処理委員の意見を聴き、迅速かつ適切に処理するものと

する。

する条例(高槻市条例第三二八号)の一部を次のように改正する。

(相談の申出)

第十九条 市民は、性別による差別的取扱いその他男女共同参画社会の形成を阻害する要因による人権侵害を受けたとき又はそのおそれがあるときは、その旨を市長に相談することができる。

[次のよう] 略

2 市長は、前項の規定による相談を受けたときは、国等の関係機関と連携し、迅速かつ適切に処理するものとする。

第三章 男女共同参画審議会

(男女共同参画審議会の設置)

第二十条 市に、高槻市男女共同参画審議会を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

(1) 男女共同参画社会の形成に関する基本的な方針、重要な施策及び事項に関すること。

(2) 男女共同参画計画の実施状況に関すること。

3 審議会は、委員 15 人以内で組織し、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

(1) 市議会の議員

(2) 学識経験のある者

(3) 関係団体から推薦を受けた者

(4) 市民

5 委員の任期は 2 年とし、再任されることを妨げない。

ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

第四章 雑則

(委任)

第二十一条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

2 附属機関に関する条例(高槻市条例第二六二号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 (平成二十七年法律第六十四号)

(下線部は、平成30年1月1日施行)

- 第一章 総則 (第一条—第四条)
- 第二章 基本方針等 (第五条・第六条)
- 第三章 事業主行動計画等
 - 第一節 事業主行動計画策定指針 (第七条)
 - 第二節 一般事業主行動計画 (第八条—第十四条)
 - 第三節 特定事業主行動計画 (第十五条)
 - 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表 (第十六条・第十七条)
- 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置 (第十八条—第二十五条)
- 第五章 雑則 (第二十六条—第二十八条)
- 第六章 罰則 (第二十九条—第三十四条)
- 附則

第一章 総則 (目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活

躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

- 2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。
- 3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第1項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
 - 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
 - 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

- 第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第十五条第1項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三節 一般事業主行動計画

（一般事業主行動計画の策定等）

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であつて、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めると

ころにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

- 5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主(次条及び第二十条第1項において「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなつたと認めるとき。

- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十二条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主

(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなつたと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

- 4 承認中小事業主団体は、第1項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

- 5 職業安定法第三十七条第2項の規定は前項の規定による届出があつた場合について、同法第五条の三第1項及び第4項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第2項、第四十二条第1項、第四十二条の二、第四十八条の三第1項、第四十八条の四、第五十条第1項及び第2項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第2項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用す

る。この場合において、同法第三十七条第2項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

- 6 職業安定法第三十六条第2項及び第四十二条の3の規定の適用については、同法第三十六条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の3中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十二条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十三条 公共職業安定所は、前条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十四条 国は、第八条第1項若しくは第7項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第3節 特定事業主行動計画

第十五条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
 - 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
 - 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
 - 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
 - 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第十六条 第八条第1項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

- 2 第八条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第十七条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、

職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第十八条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第十九条 国は、女性の職業生活における活躍の推進にする地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖繩振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第二十一条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十三条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第十八条第1項の規定により国が講ずる措置及び同条第2項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第十八条第3項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
 - 一 一般事業主の団体又はその連合団体
 - 二 学識経験者
 - 三 その他当該関係機関が必要と認める者
- 4 協議会は、関係機関及び前2項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十四条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第二十六条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第1項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(権限の委任)

第二十七条 第八条から第十二条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第6章 罰則

第二十九条 第十二条第5項において準用する職業安定法第四十一条第2項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十八条第4項の規定に違反した者
- 二 第二十四条の規定に違反した者

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十二条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十二条第5項において準用する職業安定法第三十七条第2項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十二条第5項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第2項の規定に違反した者
- 二 第十二条第5項において準用する職業安定法第五十条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十二条第5項において準用する職業安定法第五十条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十二条第5項において準用する職業安定法第五十一条第1項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十九条、第三十一条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十四条 第二十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 (抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章(第七条を除く。)、第五章(第二十八条を除く。)及び第六章(第三十条を除く。)の規定並びに附則第五条の規定は平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第十八条第3項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第4項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十四条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第2項から第4項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

4 男女共同参画行政のあゆみ（年表）

年	世界	国	大阪府	高槻市
1945 (昭20)	●「国際連合成立」(国連憲章採択)	●衆議院議員選挙法改正(婦人参政権実現)		
1946 (昭21)	●国連に婦人の地位委員会発足	●日本国憲法制定		
1948 (昭23)	●「世界人権宣言」採択(国連総会)			
1967 (昭42)	●「婦人に対する差別撤廃宣言」採択(国連総会)	●総理府に婦人関係の諸問題に関する懇談会設置		
1972 (昭47)	●1975年を国際婦人年とすることを決定			
1975 (昭50)	●「国際婦人年」 ●国際婦人年世界会議開催(メキシコシティ) ●「世界行動計画」を採択 ●1976年から10年間を「国連婦人の10年」と決定(国連総会)	●総理府に婦人問題担当室発足 ●婦人問題企画推進本部、婦人問題企画推進会議設置 ●「教員等育児休業法(女子教員、看護婦、保母等対象)」公布		
1976 (昭51)	●ILO(国際労働機関)に婦人労働問題担当室を設置	●民法改正(離婚後の氏の選択)	●「女性問題担当窓口」設置	
1977 (昭52)		●「国内行動計画」決定 ●国立婦人教育会館開館 ●「国内行動計画前期重点目標」発表		
1979 (昭54)	●「女子差別撤廃条約」採択			●高槻市総合計画、基本構想の施策大綱に女性問題の構想が盛り込まれる
1980 (昭55)	●「国連婦人の10年」中間年世界会議開催(コペンハーゲン)	●「女子差別撤廃条約」署名 ●民法改正(配偶者の法定相続分引上げ)		●女性施策を企画財政部政策推進室に位置づけ
1981 (昭56)	●「ILO156号条約」採択 ●「女子差別撤廃条約」発効	●「国内行動計画後期重点目標」発表	●「女性の自立と参加を進める大阪府行動計画」策定	●庁内に婦人問題連絡調整会議を設置
1982 (昭57)				●市長の私的諮問機関として「高槻市婦人問題企画推進協議会」設置

年	世界	国	大阪府	高槻市
1983 (昭 58)				<ul style="list-style-type: none"> ●第1次行動計画「男女平等達成のための高槻市婦人行動計画」策定 ●企画財政部政策推進室に婦人政策課設置 ●婦人相談を開始
1985 (昭 60)	<ul style="list-style-type: none"> ●「国連婦人の10年」ナイロビ世界会議開催 ●「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ●改正国籍法（国籍の父母両系主義確立）施行 ●「女子差別撤廃条約」批准 		<ul style="list-style-type: none"> ●機構改革により市長公室政策推進室婦人政策課に ●庁内体制として「高槻市婦人行動計画推進会議」設置
1986 (昭 61)		<ul style="list-style-type: none"> ●「男女雇用機会均等法」施行 ●「労働者派遣法」施行 	<ul style="list-style-type: none"> ●「女性の地位向上のための大阪府第2期行動計画－21世紀をめざす大阪府女性プラン」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ●婦人行動計画前期の進捗状況をまとめる ●「婦人白書－婦人の歩みと現状－」発行
1987 (昭 62)		<ul style="list-style-type: none"> ●「西暦2000年に向けての新国内行動計画」決定 		<ul style="list-style-type: none"> ●婦人行動計画中間年の見直しを行い報告書にまとめる
1988 (昭 63)				<ul style="list-style-type: none"> ●女性情報誌「ウーマンズ・アイ」創刊
1989 (平元)				<ul style="list-style-type: none"> ●機構改革により市民文化部生活文化室婦人政策課に ●女性センター建設設立基金条例の制定
1990 (平2)	<ul style="list-style-type: none"> ●「ナイロビ将来戦略の実施に関する見直しと評価に伴う勧告」採択 			<ul style="list-style-type: none"> ●国際女性問題講演会開催 ●女性センター建設基金積み立てる
1991 (平3)		<ul style="list-style-type: none"> ●「西暦2000年に向けての新国内行動計画」第1次改定 	<ul style="list-style-type: none"> ●「男女協働社会の実現をめざす大阪府第3期行動計画－女と男のジャンプ・プラン」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ●婦人行動計画中期の進捗状況をまとめる ●高槻市市民意識調査「女性問題」実施
1992 (平4)		<ul style="list-style-type: none"> ●「育児休業法」施行 ●婦人問題担当大臣設置 	<ul style="list-style-type: none"> ●「大阪府女性施策企画推進員」を設置 	<ul style="list-style-type: none"> ●市長の私的諮問機関として「高槻市女性問題懇話会」設置 ●同懇話会「たかつき女性プラン策定に向けての提言」提出
1993 (平5)	<ul style="list-style-type: none"> ●「世界人権会議」開催（ウィーン） ●「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ●中学校で家庭科の男女共修開始 ●「パートタイム労働法」施行 		<ul style="list-style-type: none"> ●第2次行動計画「あらゆる分野への男女共同参画をめざすたかつき女性プラン」策定

年	世界	国	大阪府	高槻市
1994 (平 6)	●「国際人口・開発会議」開催(カイロ)	●高校で家庭科の男女共修開始 ●総理府に「男女共同参画室」及び「男女共同参画審議会」設置 ●「男女共同参画推進本部」設置	●(財)大阪府男女協働社会づくり財団設立 ●大阪府立女性総合センター(ドーンセンター)開館	
1995 (平 7)	●「女性に対する暴力をなくす決議」採択(国連人権委) ●第4回世界女性会議開催(北京) ●「北京宣言」及び「行動綱領」採択	●「育児・介護休業法」施行 ●「ILO156号条約」批准		
1996 (平 8)		●男女共同参画審議会が総理大臣に「男女共同参画ビジョン」を答申 ●「男女共同参画 2000年プラン」策定		●総合市民交流センター内に女性センターオープン
1997 (平 9)		●「男女雇用機会均等法」改正 ●「労働基準法」改正	●「新 女と男のジャンプ・プラン」策定	●「高槻市男女共同参画推進本部」設置
1998 (平 10)			●「大阪府男女協働社会づくり審議会」設置	
1999 (平 11)		●「男女共同参画社会基本法」施行		●「女性プラン」改訂 ●「審議会等への女性委員登用促進要綱」策定
2000 (平 12)	●ニューヨークで国連特別総会「女性2000年会議」開催 ●「政治宣言」及び「北京宣言」及び「行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」採択	●「児童虐待の防止等に関する法律」施行 ●「ストーカー行為等の規制等に関する法律」施行 ●「男女共同参画基本計画」策定		●機構改革により人権生活文化部男女共同参画課に名称変更
2001 (平 13)		●内閣府「男女共同参画会議」発足 ●「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行	●「おおさか男女共同参画プラン(大阪府男女共同参画計画)」策定	●「高槻市男女共同参画審議会」設置 ●高槻市市民意識調査(男女共同参画、高齢者福祉サービス、産業振興について)実施

年	世界	国	大阪府	高槻市
2002 (平 14)			<ul style="list-style-type: none"> ●「大阪府男女共同参画審議会」設置 ●大阪府男女共同参画推進条例」施行 	<ul style="list-style-type: none"> ●高槻市男女共同参画審議会「男女共同参画行政の基本的な方策について」答申
2003 (平 15)		<ul style="list-style-type: none"> ●「次世代育成支援対策推進法」施行 ●「少子化社会対策基本法」施行 		<ul style="list-style-type: none"> ●第3次行動計画「たかつき男女共同参画プラン」策定
2004 (平 16)		<ul style="list-style-type: none"> ●「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 		
2005 (平 17)	<ul style="list-style-type: none"> ●第49回国連婦人の地位委員会（国連「北京+10」世界閣僚級会合）（ニューヨーク） 	<ul style="list-style-type: none"> ●「男女共同参画基本計画（第2次）」策定 ●「女性の再チャレンジ支援プラン」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ●「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ●高槻市男女共同参画審議会「（仮称）高槻市男女共同参画基本条例案について」答申 ●「高槻市男女共同参画推進条例」制定 ●特定事業主行動計画を策定
2006 (平 18)		<ul style="list-style-type: none"> ●「男女雇用機会均等法」改正 ●「女性の再チャレンジ支援プラン」改定 	<ul style="list-style-type: none"> ●「おおさか男女共同参画プラン（大阪府男女共同参画計画）改訂版」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ●「男女共同参画施策苦情処理制度」設置 ●女性センターから男女共同参画センターに名称変更
2007 (平 19)		<ul style="list-style-type: none"> ●「パートタイム労働法」改正 ●「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 	<ul style="list-style-type: none"> ●「大阪府配偶者からの暴力防止及び被害者支援ネットワーク」設置 	<ul style="list-style-type: none"> ●高槻市男女共同参画審議会「『たかつき男女共同参画プラン』中間見直しについて」答申 ●第3次行動計画「改訂たかつき男女共同参画プラン」策定
2008 (平 20)		<ul style="list-style-type: none"> ●「改正DV防止法」施行 ●「女性の参画加速プログラム」策定 ●「次世代育成支援対策推進法」改正 ●「国籍法」改正 		
2009 (平 21)		<ul style="list-style-type: none"> ●「育児・介護休業法」改正 	<ul style="list-style-type: none"> ●「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」改定 	
2010 (平 22)	<ul style="list-style-type: none"> ●国連「北京+15」記念会合（ニューヨーク） 	<ul style="list-style-type: none"> ●「第3次男女共同参画基本計画」策定 		<ul style="list-style-type: none"> ●男女共同参画に関する市民意識調査実施
2011 (平 23)			<ul style="list-style-type: none"> ●「おおさか男女共同参画プラン（2011－2015）」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ●配偶者暴力相談員配置

年	世界	国	大阪府	高槻市
2012 (平 24)	●第 56 回国連婦人地位委員会 「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	●『女性の活躍促進による経済活性化』行動計画」策定	●大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画 (2012-2016)」策定	
2013 (平 25)		●「配偶者暴力防止法」改正 ●「すべての女性が輝く社会づくり本部」設置		●「高槻市男女共同参画計画」策定 ●「配偶者暴力相談予約電話」を設置 ●高槻市DV対応連絡協議会を「高槻市DV対応連絡会議」に名称変更
2014 (平 26)		●「まち・ひと・しごと創生法」施行 ●次世代育成推進法 10 年間延長		
2015 (平 27)		●「女性の職業生活における活躍の推進等に関する法律」(女性活躍推進法) 成立		●機構改革により市民生活部 人権・男女共同参画課に 名称変更 ●高槻市市民意識調査「男女共同参画」実施
2016 (平 28)	●国連女性差別撤廃委員会が日本政府に再勧告	●「第 4 次男女共同参画基本計画」策定 ●「女性活躍推進法」本格施行	●「おおさか男女共同参画プラン (2016-2020)」策定	●女性活躍推進法に基づき、特定事業主行動計画を改訂
2017 (平 29)			●大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画 (2017-2021)」策定	

